

目 次

第1編 総 則.....	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 災害の想定	3
第5節 本市の特質と災害要因	5
第6節 基本理念及び重点を置くべき事項	7
第7節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第8節 防災組織	15
第2編 災害予防対策	19
第1章 施設、設備等の整備	19
第1節 防災上必要な施設、設備等	19
第2節 災害救助用物資等	22
第3節 防災活動拠点及び避難所の整備	24
第2章 防災事業の促進	34
第1節 市域保全事業	34
第2節 都市の防災構造化事業	41
第3節 火災等予防対策事業	48
第4節 放射性物質保安対策事業	51
第5節 大規模事故災害等対策事業	53
第6節 文教対策事業	54
第7節 災害時における要配慮者・避難行動要支援者と安全対策事業	55
第8節 浸水想定区域内の施設等の対策	60
第3章 防災体制の確立	64
第1節 防災知識の普及	64
第2節 防災訓練の実施	70
第3節 自主防災組織・ボランティア団体との連携	72
第4節 企業防災の促進	76
第5節 相互応援体制の整備	78
第6節 防災に関する調査研究の推進	81
第7節 災害廃棄物処理に係る事前対策	82
第3編 災害応急対策計画	83
第1章 災害応急活動	83
第1節 職員の動員	83
第2節 災害対策本部の設置	87
第3節 通信連絡	90
第4節 情報の収集及び伝達	95
第5節 災害広報	100
第6節 災害救助法の適用	102
第7節 水防・土砂災害対策	104
第8節 消防活動	105

第9節	避難	106
第10節	救出	117
第11節	食品・生活必需品の供給	118
第12節	飲料水の供給	120
第13節	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	121
第14節	医療及び助産	122
第15節	死体の捜索、処理及び埋火葬	124
第16節	防疫及び保健衛生	126
第17節	清掃	129
第18節	石綿の応急対応及び解体	130
第19節	住宅対策	131
第20節	被災宅地の危険度判定	136
第21節	被災状況調査	136
第22節	文教対策	137
第23節	交通対策・警備活動	139
第24節	ライフライン施設の応急復旧	144
第25節	農林業対策	146
第26節	郵便業務対策	148
第2章	特殊災害	149
第1節	大規模火事災害対策	149
第2節	危険物質災害対策	151
第3節	航空災害対策	154
第4節	鉄道災害対策	156
第5節	道路災害対策	157
第3章	相互応援体制	158
第1節	労務の受入	158
第2節	義援金品の募集、受付、配分	160
第3節	復興支援金の募集	160
第4節	知事等に対する応援要請等	161
第5節	自衛隊の災害派遣	164
第4編	災害復旧計画	170
第1節	公共施設の災害復旧	170
第2節	民間施設等の災害復旧の助成	171
第3節	罹災証明書の早期交付	171
第4節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	171
第5節	被災者の救慰	172
第6節	市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免等	173
第7節	住宅等対策	174
第8節	暴力団等への対策	174
第5編	水防計画	175
第1節	総則	175
第2節	水防組織	175
第3節	重要水防箇所	175
第4節	予報及び警報	176

第5節	水位等の観測、通報及び公表	187
第6節	ダム・水門等の操作	189
第7節	通信連絡	190
第8節	水防施設及び輸送	191
第9節	水防活動	192
第10節	協力及び応援	194
第11節	水防報告等	195

本計画の各項目における関連担当部署及び関係機関名称を【】内に記載しています。
災害対策本部組織図は巻末にあります。

第1編 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、岡崎市防災会議が作成する計画であり、岡崎市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、これを効果的に実施することによって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の性格

岡崎市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」と「地震災害対策計画編」の両計画をもって構成される。

この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正する。修正にあたっては、岡崎市防災基本条例（平成24年条例第45号）第3条の規定により、同条例の基本理念を尊重するものとする。

本市各部課等並びに防災関係機関は、平素から研究、実践的な訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとし、その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

この計画は、「岡崎市総合計画」及び本市における各計画の強靱化に関する指針性を持つ「岡崎市地域強靱化計画」と十分な調整を図るものとする。

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性を示す総合政策指針（令和元年12月議決）では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めている。

また、将来都市像実現にむけて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めた。

本計画は、総合計画の分野別指針「(2)暮らしを守る強靱な都市づくり」に位置付けられている。

【分野別指針「(2)暮らしを守る強靱な都市づくり」】

市民を災害から守ることは、日本経済を支えるものづくり産業の強靱化に直結していることを念頭に、周辺都市を含む公民連携や都市基盤の老朽化対策と連動して、災害に強いまち、被災時もスピード感をもった復旧・復興ができるまちを目指します。

本計画では、上記分野別指針を軸に、各課題の解決を図るものとする。

岡崎市は2020年にSDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていく。

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。



本計画は、17 のゴールの内、「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組みの一環となる。



第3節 計画の構成

岡崎市の地域において発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本資料として今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

1 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための計画、災害の発生に伴う被災者に対する応急的救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

災害復旧の実施に当たって基本的な方針を定める。

第4節 災害の想定

第1 災害の記録

市域市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした災害について調査、研究し、地域的要因等を排除することにより被害の軽減を図る。

(過去の災害 別冊附属資料掲載)

第2 災害の想定及び防災の基本的な考え方

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況等社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、次の災害を想定し、これを基礎とした。また、災害に対して講ずる「防災」の基本的な考え方は次のとおりである。

1 風水害

本市に大きな被害をもたらした近年の災害は、昭和34年9月の伊勢湾台風、昭和46年8月の台風23号、平成12年9月の東海豪雨、平成20年8月末豪雨などがあげられる。規模の大小や多寡はあるものの毎年本土に上陸する台風や近年多発する集中豪雨による河川堤防の損壊や内水氾濫、暴風、また、山地が多い本市において、土砂災害は警戒を要する災害である。特に、平成20年8月末豪雨のような、狭い範囲でおきる短時間の集中豪雨（以下「ゲリラ豪雨」と呼ぶ。）は、予測が困難で、且つ中小河川の多い本市においては、極めて短時間で内外水氾濫・土砂災害を発生させる恐れがあることから、最大限の警戒を要する災害である。

なお、台風や集中豪雨による洪水災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域を参考とする。

2 その他の災害

- (1) 大規模な火災
- (2) 危険物等による災害
- (3) 航空機や電車事故による災害
- (4) その他特殊災害

3 防災の基本的な考え方

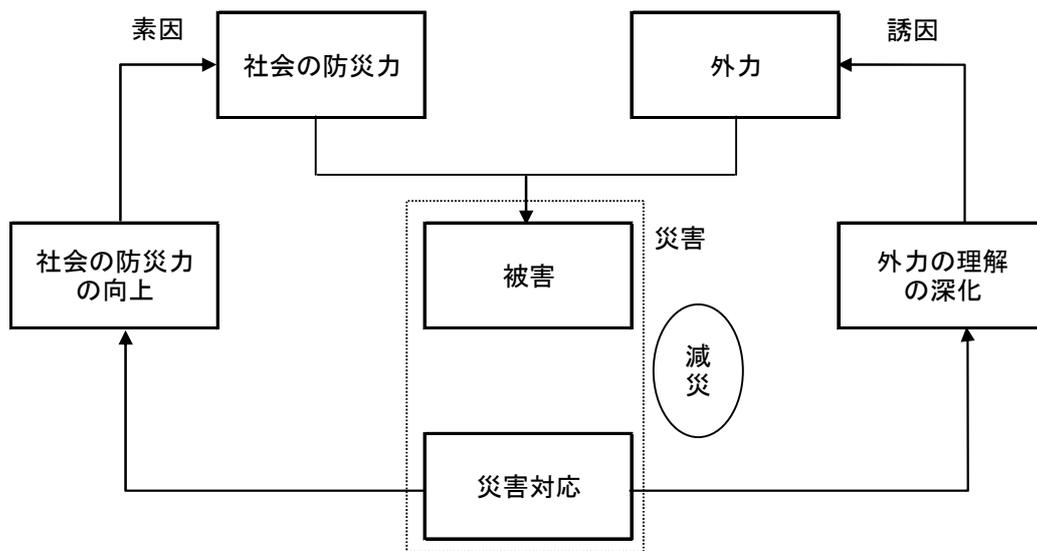
「外力」（誘因）が「社会の防災力」（素因）よりも大きければ被害が発生し、「社会の防災力」が「外力」より大きければ災害を防いだこととなる。

「外力」の理解を踏まえるためには、脅威となる外力の位置、時期、規模を予知・予測することが重要である。

また、「社会の防災力」を向上させるためには、被害の抑止力を高め、災害を防ぎきれなかった場合の被害を最小限にとどめ、早期に回復させることが重要である。

さらに、災害が発生するたび、「社会の防災力」が向上し、「外力」の理解の深化につながる。本市では、過去に発生した重大な災害から得られる教訓を生かすことも重要と考える。

以上を踏まえ、本計画では、「外力」の理解を深め、「社会の防災力」を向上させていくことを、風水害対策の基本的な考え方とする。



「防災」の概念

【出典】林春男：いのちを守る地震防災学(岩波書店、2003)

※「外力」＝災害の原因となる大きな力。(例)洪水を発生させる降雨

※「社会の防災力」＝社会のある場所に外力が加わった時に起きる望まざる変化に抵抗する力。(例)洪水が発生しやすい状況に堤防等の対策もないまま、沿川に人が住んでいる状況

※資料提供：名城大学大学院都市情報学研究科 柄谷友香教授

第5節 本市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 地 勢

本市は愛知県の中央部に位置し、北東部に三河高原の山群が連なり、西南部に広大な西三河平野が開ける。また、南方には桑谷・遠望峰の連山が、東西に横たわっており、東方には本宮山、巴山などの高い山々が嶺を連ねている。本宮山から南西へは、額堂山などの山々が嶺を連ね、矢作川水系と豊川水系との分水嶺となっている。

三河高原と西三河平野の接点を矢作川が北から南に貫流し、本宮山を源とする男川は、茅原沢町で乙川に合流し、巴山を源流とする乙川は、市域の中心部を東から西に流れて矢作川に合流する。

市域は、高原台地、河岸段丘及び沖積平野からなり、起伏に富み、風光明媚である一方、梅雨期、台風期等には、山くずれ、崖くずれ、河川の氾濫等の災害を被りやすい要因を備えている。

高原台地は恵那山ろくから南に広がる三河高原の西南端に当たり、市域の東北端から西方にかけて海拔高度 300～600m、240m～300m、130m～180m、60m～120m の4つの地形面が山ろく階状に発達している。一方、矢作川流域の河岸段丘は、海拔高度 50m～70m の最高位面、40m～50m の高位面、14m～30m の中位面、10m 以下の低位面の4つの地形面から成り立っており、乙川流域の河岸段丘上は矢作川流域の中位面以下の若い段丘が発達している。市街地は殆んどこれらの河岸段丘上に発達してきた。男川流域の河岸段丘は、檜山、牧平一帯に海拔高度 100m 内外の平坦地が盆地状に広がっている。

矢作川は市域に入る付近から広い沖積面をもつようになり、下方に向かって西三河平野を形成する。この沖積面上には自然堤防など微高地や旧河床と考えられる低地が現流路に平行して認められ、集落や畑に、低地は水田等に利用されている。

●市の位置

市役所所在地		管内極所の経緯度					
地名	経緯度	方位	地名	経緯度	方位	地名	経緯度
岡崎市十王町 2丁目9番地	東経 137° 10' 23" 北緯 34° 57' 17"	東	石原町 蘭苜地内	東経 137° 25' 北緯 34° 54'	南	鉢地町 不上田地内	東経137° 15' 北緯 34° 51'
		西	中島町 小園前地内	東経 137° 06' 北緯 34° 52'	北	宮石町 安張戸下地内	東経137° 12' 北緯 35° 02'

2 地 質

本市は、東は長野県得天竜川沿いから西は国東半島に至る延長 700km、最大幅 30km の西南日本内帯に属する。

表層地層は、北から南に縦貫する矢作川の左岸にある山地、矢作川流域及び乙川流域にある洪積台地並びに矢作川右岸に広がる沖積平野に大別される。

矢作川左岸の山地を構成するものは、領家帯の花崗岩類と領家変成岩類である。主として花崗岩類は乙川以北の山地を形成し、変成岩類は乙川以南の山地を形成している。

市域内の河岸段丘はいずれも礫層であり、層厚は 7m 以下で花崗岩、領家変成岩、チャート、濃飛流紋岩などの礫又は粗粒砂からなっている。

矢作川流域に広がる沖積層は、現在、未解明の部分が多いが、東海道新幹線沿いでは層厚は

30m 以上にも及び、砂層を主として、何枚かのシルト層をはさんでいる。下流に行くに従い表層では砂層が厚くなると推定されている。

3 気 候

本市は、東は木曾・恵那山系に属する山々に、南は幡豆山地に囲まれた内陸的性格を有している。

冬は北北西の季節風が関ヶ原の狭あいから濃尾平野を経て西三河平野に吹き込むため低温となり、夏は南の三河湾方面からの卓越風が幡豆山地にさえぎられて高温となる。過去5年間の名古屋地方気象台の観測点（美合町）における、平均気温は16.3℃、最高気温は38.1℃、最低気温は-5.8℃、年間平均雨量は1,751.6mmであり、梅雨期と台風期に降雨を多くみる太平洋側型の典型的な気候を有している。一方山間部である東北部地域は冬の寒さが厳しく降雪も多い。東南部地域は標高400m以上の山に湿った空気が吹き込みよく雨を降らせるため、男川水系の方が乙川水系より降水量が多い。

第2 社会的条件

本市は、名古屋大都市圏の東部圏域を形成する西三河地方のほぼ中心に位置し、西三河の産業、経済、交通等の要所として発展は著しく、人口増加率は国勢調査平成17年から平成22年までの5年間で5.2%と県平均の2.2%を大きく上回っている。人口の増加、産業の発展につれて、建築物の高層化、遊休地等の宅地化が伸展しつつある。こうした社会的条件の変化は必然的に人為的災害の危険要因を増大させているものと考えられる。

1 土地利用

本市の地域は、三河山系と幡豆山系の二つの山系を擁しているため、平成18年で森林用地は市域の約60%、水系面積は山地の水系を含め市域の約4%を占める。これらの山系及び河岸台地では現在大規模な土地造成事業が施行されつつあり、今後の土地利用形態は更に変化することは必至である。また、市域の西南部にある沖積平野は、肥沃な土壌と豊かな農業用水に恵まれて水稻を中心とした高度な農業を営んできたが、大都市名古屋に近く、西三河の内陸工業地帯に位置することもあって、住宅用地、工業用地としての土地需要が盛んであり農業地帯の姿を変えつつある。

2 産 業

本市の産業は、かつて、繊維工業を中心として伝統的産業である味噌の醸造をはじめとする食品、土石加工等の地場産業が主流を占めてきたが、気候、風土、交通、地勢等に恵まれて、近年は機械、自動車、化学工業等の大工場が進出し、繊維、食品、土石等の単一型産業から重化学工業を含めた総合型産業へと変容した。一方商業は、工業、住宅開発等により人口が増加している。その一方で、デフレの進行により消費需要は衰退してきている。従来、当市は小規模店舗が多い特色があったが、最近では大型スーパー、百貨店が進出し、商店街の中核となって商店経営に大きな変化をもたらしている。農林業の就業者数は近年著しく減少しており、山地や農地の保全管理に支障をきたすことが懸念される。

3 交 通

市域における鉄道は、JR東海道本線、名古屋鉄道本線及び愛知環状鉄道が通り、道路は国道1号、国道248号、国道473号、東名高速道路をはじめ主要な道路が集中している。特に愛知環状鉄道はJR東海道本線に接続し、東名高速道路は国道1号に直結しており、産業、経済の発展への基盤となっている。また、新東名高速道路の整備も行われた。

第6節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている愛知県において、防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体になって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によって、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び市町村間の相互支援体制を構築すること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 住民による自発的な避難行動に関する事項

中央防災会議防災対策実行会議による「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」にあるように、避難行動を行う主体は住民であり、住民が自らの命は自らが守る意識を徹底する取り組みが必要である。住民が災害のリスクを適切に理解し、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民が当事者意識を持つように啓発活動を徹底すること。国・県・市は、住民主体の取組を支援・強化することにより社会全体としての防災意識の向上を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

さらには、効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを適正かつ効率的に活用する。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

(1) 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

(2) 特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 職員の派遣要請

ア 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市町村長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

イ 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市町村長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

ウ 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

市町村長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市町村長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第7節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

岡崎市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護する防災の第一次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行なわれるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行なわれるようにその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村長に対し、応急措置に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(災害対策基本法における地方公共団体に関する規定 別冊附属資料参考編掲載)

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

事務又は業務の大綱	
(1)	防災に関する組織の整備
(2)	防災に関する調査研究、教育及び訓練の実施
(3)	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(4)	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(5)	災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達
(6)	災害による被害状況の調査及び県への報告
(7)	災害広報の実施
(8)	避難の指示等
(9)	水防活動、消防活動その他の応急措置
(10)	被災者の救護及び救助
(11)	交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
(12)	被災児童及び生徒に対する応急措置
(13)	応急給水活動及び上下水道施設の応急復旧
(14)	災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
(15)	公共土木施設、農地、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧
(16)	農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導
(17)	緊急輸送の確保
(18)	災害復旧
(19)	自主防災組織の育成支援及びボランティアによる防災活動の環境整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
(20)	洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位通知等の伝達を受けた際の必要な措置

2 主な県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 愛知県岡崎警察署	ア 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進 イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備 ウ 被害実態の早期把握と情報の伝達 エ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 オ 避難の指示又は警告及び誘導 カ 人命救助 キ 安否不明者・行方不明者の捜索及び遺体の検視 ク 災害時における交通秩序の保持 ケ 警察広報 コ 災害時における犯罪の取締 サ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力 シ 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限 ス 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
(2) 愛知県西三河県民事務所	ア 災害に関する情報の収集伝達 イ 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 ウ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
(3) 愛知県西三河建設事務所	ア 所管する施設等の改築等の整備及び維持管理並びに災害等からの復旧
(4) 愛知県西三河農林水産事務所	ア 農地及び農業用施設等の防災対策並びに災害復旧 イ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置

3 主な指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所岡崎出張所 及び安城出張所	矢作川の改修工事、維持修繕その他管理及び洪水予報・水防警報
国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 岡崎国道維持出張所	一般国道1号直轄管理区間の維持修繕その他管理

4 主な指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 西日本電信電話株式会社	ア 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧 イ 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
(2) 中日本高速道路株式会社豊田保全・サービスセンター	高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
(3) 東海旅客鉄道株式会社 (JR 東海)	災害により鉄道が不通になった場合の列車の運転整理及び不通区間の自動車による代行輸送の実施
(4) 名古屋鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
(5) 愛知環状鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
(6) 日本通運株式会社	災害応急対策活動のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
(7) 中部電力株式会社（中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ)）	ア 電力設備の災害予防措置 イ 電力設備の被害調査及び早期復旧の実施
(8) 東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ)）	ア ガス施設の災害予防措置 イ ガス施設の被害調査及び早期供給の実施
(9) 愛知県LPガス協会 西三河支部岡崎分会	ア LPガス設備の災害予防措置 イ 発災後のLPガス設備の災害復旧をする ウ 被災者支援のためのガスの提供
(10) 日本郵便株式会社 東海支社	災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとし、災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
株式会社イトーヨーカ堂	地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。
イオン株式会社	
ユニー株式会社	
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	

株式会社ローソン	
株式会社ファミリーマート	
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	

5 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体又は管理者の名称	事務又は業務の大綱
(1) あいち三河農業協同組合	ア 農林水産関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災農林水産業者に対する融資あっせんの協力
(2) 岡崎商工会議所 岡崎市六ツ美商工会、 岡崎市ぬかた商工会 その他商工業関係団体	ア 商工業関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災商工業に対する融資あっせんの協力
(3) 一般社団法人岡崎市医師会	ア 医療及び助産活動の協力 イ 防疫その他保健衛生活動の協力
(4) 一般社団法人岡崎歯科医師会	ア 医療活動の協力 イ 保健衛生活動の協力 ウ 身元確認活動の協力
(5) 一般社団法人岡崎薬剤師会	ア 医療活動の協力 イ 医薬品等の供給及び保管管理活動の協力 ウ 医薬品等の適正使用に関する活動の協力
(6) 岡崎市政記者会 岡崎新聞記者会	ア 気象等予警報、被害状況等の報道 イ 防災知識の普及に関する報道
(7) 岡崎市防災防犯協会連合会	情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
(8) 岡崎市女性防災クラブ 連絡協議会	家庭における防災知識の普及、情報連絡、初期消火、応急救護、避難誘導等災害対策の実施及び協力
(9) 岡崎市危険物保安連絡協議会	防火思想の普及 危険物取扱い知識の普及並びに自主防災体制の強化及び確立
(10) 各自衛消防隊	事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応急措置
(11) 日本赤十字社関係団体 その他社会教育、文化、 厚生、社会福祉、事業団体	ア 医療、助産その他の救助の実施 イ 義援金品の募集及び配分 ウ 被災者の救助等災害応急対策の協力
(12) 岡崎土木災害安全協力会 岡崎建築災害安全協力会 岡崎市電気災害安全協力会 岡崎緑化協力会 岡崎市管工事業協同組合 西三河クレーン組合 岡崎下水道管路災害支援協会	災害発生時における緊急輸送道路の確保、障害物の除去、建設資材等の調達及び輸送、仮設住宅の建設、公園・緑地の樹木・施設及び道路・河川の樹木施設の機能確保、その他災害応急措置の協力
(13) 岡崎市管工事業協同組合 岡崎市上下水道協同組合	災害発生時における応急給水、水道施設の応急復旧その他応急措置の協力
(14) 岡崎陸運協会	日本通運株式会社に準ずる。
(15) 岡崎地区交通安全指導員 連絡協議会	避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
(16) 危険物施設等防災上重要な 施設の管理者	防災管理上必要な措置の実施及び防災活動の協力
(17) 消防団	ア 防災訓練等の実施 イ 災害の予防、警戒及び防ぎよ等消防活動

(18)各土地改良区	かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧の実施
(19)ミクスネットワーク(株)	ア 災害時の緊急放送の実施 イ L字放送の実施
(20)(株)エフエム岡崎	ア 災害時の緊急放送の実施 イ 防災ラジオへの緊急割込み放送の実施
(21)岡崎市一般廃棄物事業協同組合 岡崎市環境衛生組合 岡崎市資源回収協同組合	災害発生時における廃棄物の撤去及び収集運搬の協力
(22)一般社団法人 愛知県産業資源環境協会	大規模災害発生時の災害廃棄物の撤去、収集運搬、分別及び処分の協力

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊豊川駐屯地 中部方面特科連隊第2大隊	ア 被害状況の把握 イ 避難の援助及び遭難者等の捜索救助 ウ 水防・消防活動 エ 道路又は水路の啓開 オ 応急医療、救護及び防疫への支援 カ 通信支援及び人員物資の緊急輸送 キ 炊飯及び給水の支援等 ク 救援物資の無償貸与又は譲与 ケ 危険物の保安及び除去 コ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動

第8節 防災組織

第1 岡崎市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づいて設置され、岡崎市防災会議条例（昭和38年岡崎市条例第6号）により組織運営されるもので、岡崎市地域防災計画の作成及び災害発生時の情報の収集その他地域防災計画の実施を推進するほか、市長の諮問に応じて岡崎市域に係る防災に関する重要事項を審議する。
（岡崎市防災会議条例 附属資料掲載）

第2 岡崎市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定及び岡崎市災害対策本部条例（昭和38年岡崎市条例第7号）に基づいて設置及び組織され、岡崎市防災会議と緊密な連絡のもとに、岡崎市地域防災計画の定めるところにより、市の地域に係る災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

（岡崎市災害対策本部条例 附属資料掲載）

災害による被害の軽減及び迅速な応急復旧措置をするために、岡崎市災害対策本部条例第3条の規定により災害対策本部に置く各部の明確な分担事務、災害対策本部員その他関係職員の災害の規模に応じた段階別の配置等については、別に定める災害対策本部活動要領により常に改正整備を図るものとする。

（岡崎市災害対策本部活動要領 別冊）

第3 防災関係機関の協力体制

市内の公共的団体等防災関係機関は、市の防災組織にあわせ、協力体制を整えるものとする。

第4 相互応援協定

大規模災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、物資等の提供、あつ旋及び人員の派遣などについて他の市町村と応援協定を締結するよう努める。

第5 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努めるものとする。

1 市民の責務

市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）等を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資

枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第6 防災協働社会の形成推進

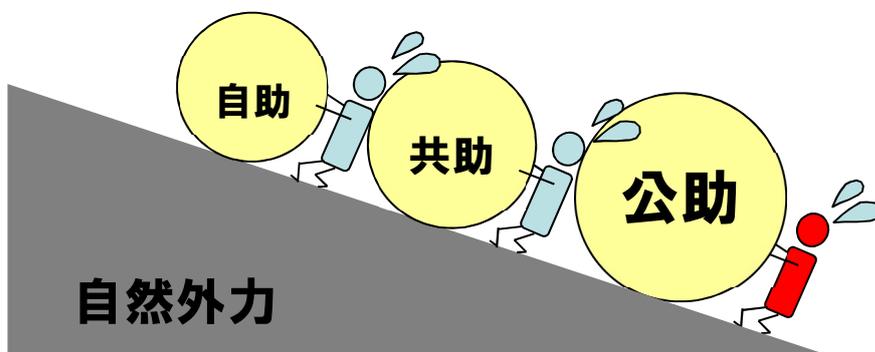
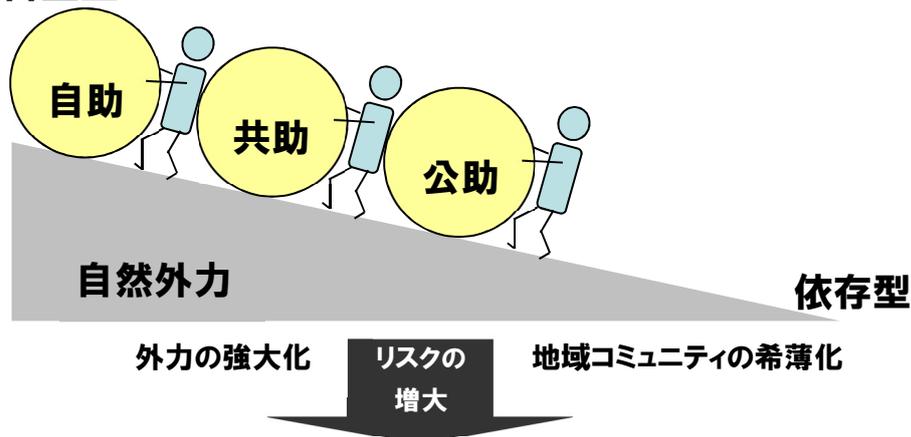
1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市民、事業者、自主防災組織、NPO・ボランティア等は、人々の支えあいと活気のある社会を作るため、それぞれが「公共」の主体となり自発的な活動をすることで協働の場を形成していく。従来の地方公共団体の「公共」と対比し、市民、事業者、自主防災組織、NPO・ボランティア等は、「新しい公共」という考え方において、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、市と協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

住民が自らの地域の水害リスクと向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

自立型



あくまでも自然外力に対しては、自立型を目指し、地域コミュニティの希薄化等リスクの増大を招かないよう、自助、共助、公助のバランスを保つ。

※資料提供：名城大学大学院都市情報学研究所 柄谷友香教授

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市は、「新しい公共」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

また、子育てや介護等、同じ関心を持つ者同士で作るコミュニティのネットワークを活かした自助共助の意識向上について推進するよう検討していくとともに、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

県及び市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各種団体が連携して防災活動に参加できるよう配慮する。また、市役所東庁舎1階に整備した防災展示コーナーを利用し、家庭や事業所等における安全に対する備えの必要性を積極的に訴える。

(3) 学生ボランティアの育成及び活用

市内4大学及び3短期大学の協力を得ることで所属学生に対する防災教育を図り、また、そこから学生が災害時においてボランティアへ参加したり活動するための手法等について検討していく。

(4) 県及び市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、地区防災計画の作成においては、各地域単独で実施する防災対策を考えるだけでなく、ある災害が発生した場合においては支援側となるが、また他の災害が発生した際には受援側となるなど、各地域の災害特性を考慮しながら、相互に支援しあえるような地域同士の関係性の構築も意識した計画が作成できるよう検討していくものとする。

(2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3) 市は、住民及び事業者に対して地区防災計画の作成を推進させるため、モデル地域の地区防災計画を参考にした地区防災計画策定マニュアルを活用し、全市への作成普及と作成時の支援に努めるものとする。

(4) 市は、地区防災計画で定められた減災に資する活動を支援するため、防災都市づくり計

画において、災害に強い空間づくりや危険箇所の解消を掲げるなど、両計画が連携した事業を推進するものとする。

- (5) 市は、地区防災計画の作成を推進するため、提案などがあつた地区防災計画を広報誌やWebサイトなどを用いて積極的に広報するものとする。

第2編 災害予防対策

第1章 施設、設備等の整備

第1節 防災上必要な施設、設備等

第1 気象等観測施設、設備等

【市（市民安全部防災課）】

気象、水象等の自然現象の観測又は予報の必要な気象観測施設、設備等を整備する。

（気象等観測施設 別冊附属資料掲載）

第2 消防施設、設備等

【市（消防本部）】

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水そう、耐震性貯水そう等の消防水利、火災報知器その他の消防施設、設備等の整備改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に危険物施設、高層建築物、林野等における特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図ると共に危険物等の河川等への大量流出に備えオイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材並びに化学消火薬剤及び作業舟艇等の整備・備蓄に努める。さらに、迅速かつ的確な出動体制を確立するために、消防指令システムを整備する。 （消防施設、設備等 別冊附属資料掲載）

第3 通信施設、設備等

【市（市民安全部防災課・消防本部・上下水道局）、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社】

防災に関する情報の収集及び伝達並びに災害応急対策の指示命令の迅速化を図るため、有線通信施設及び無線通信施設の災害に対する防災安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時を含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(1) 構成

市及び防災関係機関は、災害情報の収集・伝達のために防災通信システムを活用する。防災通信システムは、県防災行政無線（愛知県高度情報通信ネットワークシステム）、消防救急無線、消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話、市防災行政無線、電気通信業務用無線、水道事業無線からなる。

(2) 整備の考え方

市及び防災関係機関は、有線通信設備として、消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話を整備し、有線通信途絶時の通信を確保するため、防災行政無線、消防救急無線、電気通信業務用無線等の無線通信設備を整備し防災通信システムの充実と向上を図る。

また、現在の防災行政無線の整備、運用状況を見直すとともに、最新の技術、設備に関して、調査研究を行い、機能性、操作性、経済性など総合的な見地から、防災情報を始めとする行政情報の効果的な伝達手法を、デジタルトランスフォーメーションやデジタル化の推進などと一体的に整備することを検討する。

(3) 運用の考え方

市及び防災関係機関は、原則的には有線通信設備（消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話）を活用する。有線通信途絶の場合は、防災行政無線、消防救急無線、電気通信業務用無線、水道事業無線のほか他機関の無線通信施設を活用する。

(4) 無線通信設備の機能

防災行政無線は、次の無線通信が可能なシステムとする。

ア 統制卓からの無線局に対して同時一斉に情報伝達できる。

[市防災行政無線]

イ 非常災害時には、緊急通信を優先させるための割り込み通話や強制切断、さらに統制卓での手動交換など回線の交換ができる。

[市防災行政無線]

ウ 避難所、防災関係機関及び生活関係機関と連絡が取れる。

エ 他市町村との連絡がとれる。

[市防災行政無線]

オ ファクシミリ、静止画電送装置による非音声系通信ができる。

[市防災行政無線]

カ 地上系及び衛星系の多重回線により、県及び他市町村とデータ通信ができる。

[愛知県高度情報通信ネットワークシステム]

(通信施設、設備等 別冊附属資料掲載)

(5) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。さらに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第4 水防施設、設備等

【市（土木建設部道路維持課・河川課・経済振興部農地整備課・上下水道局・消防本部）】

水防上注意を要する箇所その他特に重要な区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、シャベル、掛矢等の水防資器材の補充及び更新をするとともに、これら水防資器材を備蓄する水防倉庫やポンプ場等の整備改善及び点検をする。

(水防施設、設備等 別冊附属資料掲載)

第5 救助施設、設備等

【市（消防本部）】

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機器、担架、救命胴衣、空気呼吸器等の救出用資器材について有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検をする。

(救出用資器材・救急車 別冊附属資料掲載)

第6 その他施設、設備等

【総務部庁舎車両管理課・市民安全部防災課・環境部ごみ対策課・土木建設部建設企画課・道路維持課・都市基盤部公園緑地課・消防本部・避難所等公共施設管理者】

災害のため被災した道路、河川等の復旧に必要な土木機械の確保体制を整備するとともに、道

路が冠水して、一般的な車両では通行不可能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を確保する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の点検を行うとともにあらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

第2節 災害救助用物資等

第1 食料、医薬品等の備蓄

【市（市民安全部防災課）】

1 方針

災害に備え、非常用食料、応急医療用薬品その他生活必需品の備蓄を行ない、有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう補充及び更新をする。

2 実施内容

(1) 食料品及び生活必需品の確保

市を始め防災関係機関は、食料品、飲料水及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

市は、地震災害対策計画に定める備蓄計画に従って食料品等の確保を行う。

(防災上必要な物資の備蓄 別冊附属資料掲載)

(2) 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、燃料等の生活必需品について、最低3日分、できれば7日分程度の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第2 救助用物資の集荷

【市（市民安全部防災課・経済振興部商工労政課・観光推進課・農務課・）】

災害時における非常用食料等救助用物資の供給の確保及び物価の安定を図るため、主食、副食、日用品、住居資材等について民間業者の協力を求めて、あらかじめこれら物資の集荷、分荷等に関する計画を定める。

第3 物資の備蓄、調達供給体制の確保

【市（市民安全部防災課）】

1 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

2 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

- 3 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第3節 防災活動拠点及び避難所の整備

第1 防災活動拠点

【市（市民安全部市民協働推進課・防災課・支所・都市基盤部公園緑地課・消防本部）、自主防災組織】

1 方針

災害発生時には、市災害対策本部の活動以外にも、地域住民や広域応援部隊の活動が想定されるため、それぞれの防災活動拠点の機能を整理し、それに必要な施設設備の整備に努めるものとし、防災拠点においては、災害時における自立的な電源確保のため、太陽光発電等の非常用電源装置の整備等について検討していくものとする。

また、市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努め、受援体制の構築・強化を図る。

2 実施内容

(1) 自主防災活動拠点の整備

市は、町防災防犯協会等による自主防災活動拠点の整備を支援する。

機 能 ◎は必要な機能 ○は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 ◎は必要な施設等 ○はあれば望ましい施設等
[災害時] ◎自主防災活動拠点 ◎集合所（近隣待避場所、緊急待避所） ◎情報連絡所 [平常時] ◎広場、公園など	◎自主防災活動資機材 ◎広場施設 ○備蓄倉庫 ○緊急生活物資備蓄 ○夜間照明 ○防災井戸

関連施設：集会施設、都市公園

(2) コミュニティ防災拠点の整備

市は、概ね東西南北の地域ごとに、平常時において地域防災活動を行うための、コミュニティ防災拠点の整備に努める。

機 能 ◎は必要な機能 ○は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 ◎は必要な施設等 ○はあれば望ましい施設等
[平常時] ◎自主防災組織の訓練、講習会などの活動拠点 ◎市民活動の場	◎広場施設 ◎防災活動室

関連施設：北部・南部・西部・東部地域交流センター・地域交流センター六ツ美分館

(3) 地域防災拠点の整備

市は、地域の特性を考慮し、支所管内毎における地域防災拠点の整備に努める。

なお、コミュニティ防災拠点と地域防災拠点を併設することも可能とする。

機 能 ◎は必要な機能 ○は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 ◎は必要な施設等 ○はあれば望ましい施設等
[災害時] ◎避難者待避施設（短中期的な避難生活可能） ◎市及び市内防災関係機関の現地活動拠点 ◎中央防災拠点の補完機能 ○応援活動拠点（市外の自治体・防災関係機関） ◎市災害対策本部の地域本部機能 [平常時] ○手軽な防災体験遊具を配置し防災意識の高揚（できる限り防災力の向上に配慮） ◎行政の窓口機能	◎物資備蓄倉庫（2～3日分） ◎災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 ◎防災行政無線 ◎非常電源装置 ○防災情報収集伝達用端末 ○体験型地域防災センター ○防災情報提供用市民端末 ○ヘリポート兼用広場 ○夜間照明 ○防災井戸

関連施設：岡崎・大平・東部・岩津・矢作・六ツ美・額田支所がある施設

(4) 道の駅防災拠点の整備

国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

市は、国道1号に面する道の駅藤川宿の立地を活かした広域な人的物的支援を実施するため、道の駅防災拠点を整備する。

また、隣接するコミュニティ防災拠点である岡崎市東部地域交流センターとは、相互に防災機能を発揮するよう機能連携を図る。

機 能 ◎は必要な機能 ○は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 ◎は必要な施設等 ○はあれば望ましい施設等
[災害時] ◎道路利用者の一時避難支援機能 ◎道路・災害情報の提供機能 ◎物資輸送の支援機能 ◎災害復旧部隊（市外の自治体・防災関係機関）の活動支援機能 [平常時] ◎道路利用者の休憩機能 ◎道路利用者や地域への情報発信機能 ◎道路を介した地域の連携機能	◎物資備蓄倉庫（2～3日分） ◎災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 ◎防災行政無線 ◎非常電源装置 ○ヘリポート兼用広場 ○夜間照明 ○防災井戸

関連施設：道の駅藤川宿

(5) 緊急消防援助隊の活動用地の確保

消防本部は、大規模災害発生時において、迅速に人命確保の行動を取れるよう、緊急消防援助隊の活動用地を確保する。

(6) 中央防災拠点の整備

市は、全市的な防災及び災害対策を実施する中央防災拠点を整備する。

機 能 ◎は必要な機能 ○は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 ◎は必要な施設等 ○はあれば望ましい施設等

〈災害時〉 ◎災害対策本部 ○避難者待避施設 ○中央防災拠点の直近の公園に支援物資の仕分け、配送、保管等、受け入れに必要な機能を整備する 〈平常時〉 ○防災に関する情報の発信拠点 ○自主防災組織、ボランティアのリーダー育成拠点 ○住民の防災教育・啓発拠点	◎物資備蓄倉庫 ◎災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 ◎防災情報収集伝達システムセンター設備 ◎防災行政無線 ◎非常電源装置 ○ヘリポート、車両ターミナル ○体験型中央防災センター ○夜間照明 ○防災井戸
--	--

関連施設：岡崎市役所本庁舎

(7) 岡崎中央総合公園の整備

市は、県内市町村の受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、「愛知県地域防災計画」の定めにより岡崎中央総合公園を地区防災活動拠点とする。

地区防災活動拠点の要件等

区 分		地 区 防 災 動 拠 点
災 害 想 定 の 規 模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等
応 援 の 規 模		隣接市町村等
役 割		被災市町村内の活動拠点
拠 点 数		市内で1か所程度
要 件	面 積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施 設 設 備	できれば倉庫等

現在の岡崎中央総合公園の位置づけは次のとおりである。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所 ・地区防災活動拠点
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災活動拠点 (市町村内で1箇所程度) ・地域防災活動拠点 (郡、広域圏単位で1箇所程度) ・広域防災活動拠点 (県内で数箇所程度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域物資拠点 (非被災地域から物資を被災地域へ物資を輸送する拠点)

市は、発災後の周辺市街地大火による輻射熱から避難者の生命を保護するための広域避難場所としての整備や、災害拠点病院である岡崎市民病院と連携することで、それぞれの機能を果たすことができるような整備手法等について検討していく。

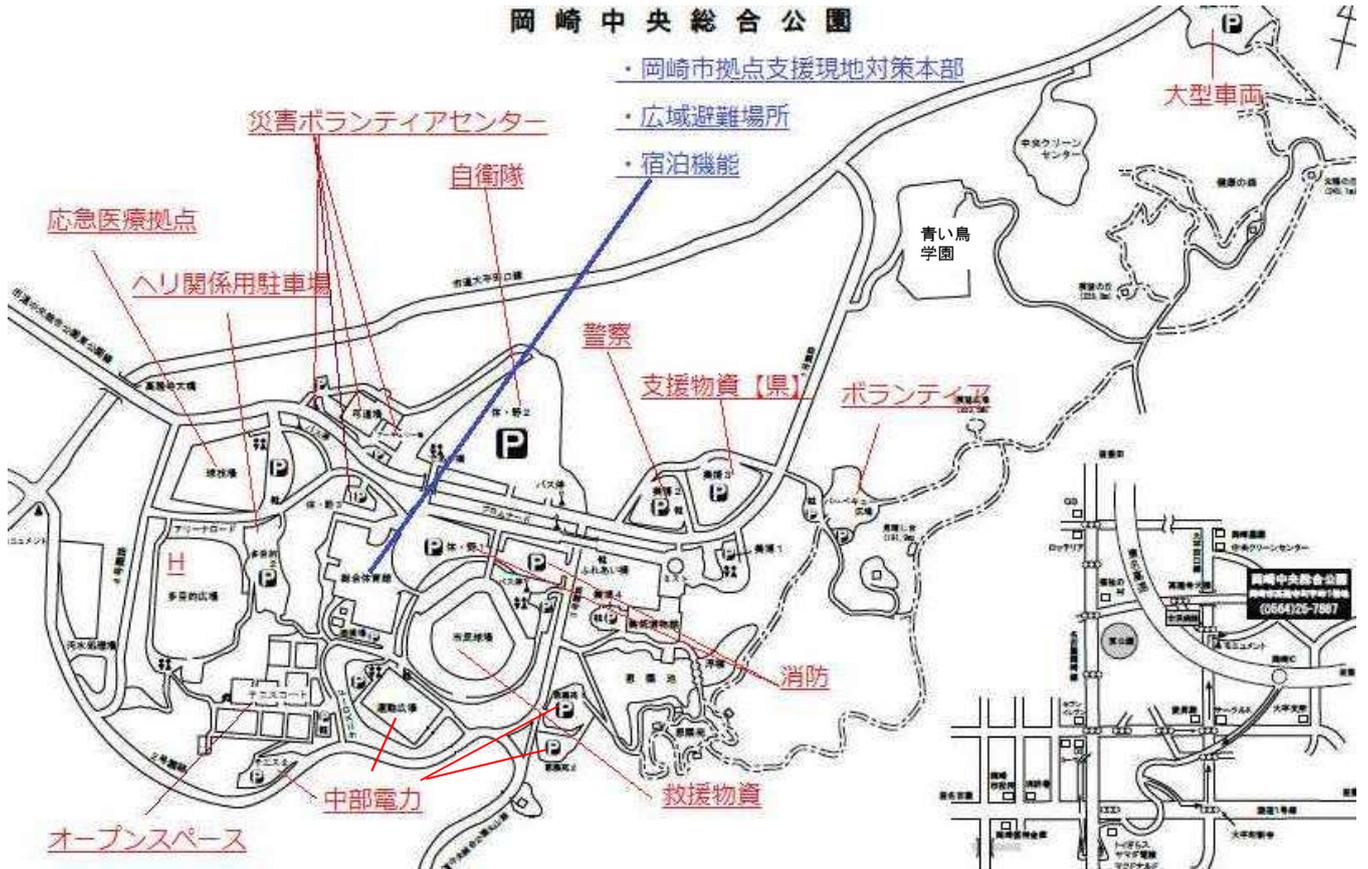
また、県と連携を図りながら広域防災拠点としての整備について検討していく。広域防災

拠点とは災害時に必要となる広域応援の基地、活動要員の集結基地、緊急物資の配給基地等に利用されるオープンスペース及び施設とする。

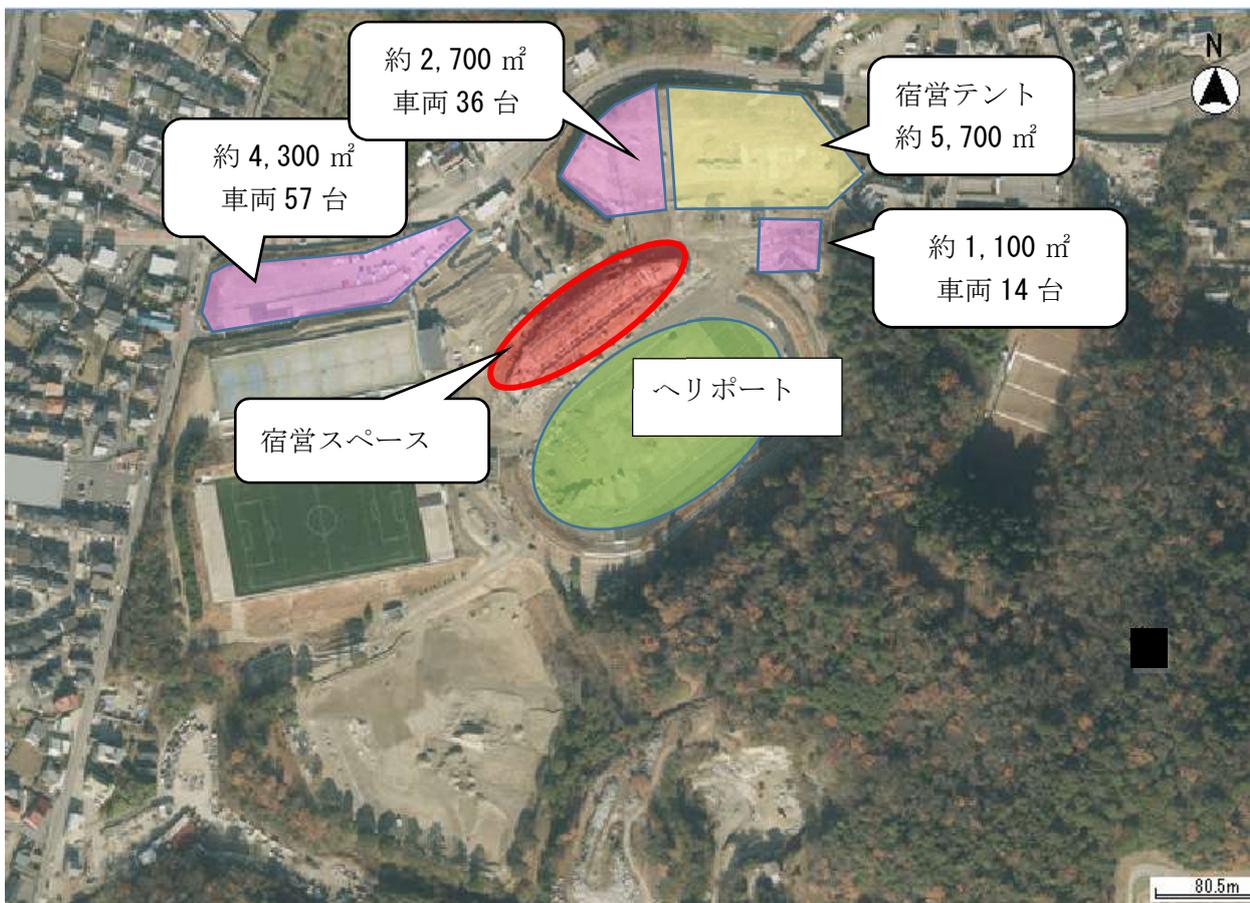
さらに、国に対して要請している、都道府県単位では対応不可能な広域かつ甚大な災害に対して応急復旧活動を展開するための基幹的広域防災拠点のサブ拠点としての整備についても、国の動向を踏まえ、引き続き検討していく。

なお、災害時における岡崎中央総合公園のゾーニングについては次のとおりである。

岡崎中央総合公園



龍北総合運動場 緊急消防援助隊の活動拠点図



第2 避難所の整備

【市（市民安全部・社会文化部・福祉部・こども部・都市基盤部公園緑地課・教育委員会）】

1 方針

災害から地域住民を安全に避難させ、生命、身体を保護を図るために、市は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、緊急待避所、避難経路の検討など避難に関する知識の普及を図り、市民の安全確保に努める。また、避難所においては、災害時における自立的な電源確保のため、太陽光発電等の非常用電源装置の整備、電気自動車やPHEV車両といった、車から避難施設等への電源供給等について検討していくものとする。

避難所の整備は、避難所の組織体制、避難所の指定、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した避難所の周知方法、避難所における備蓄等の平常時の対策と、避難所等の運営・管理、被災者への情報提供、相談窓口の設置、在宅避難者対策等の発災後に備えた対策を事前に検討し、避難所における良好な生活環境の確保と被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施できるよう努めるものとする。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密（密集・密閉・密接）抑制、避難所の補完的施設を確保し分散避難体制に努めるなど感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

2 実施内容

(1) 避難場所の確保

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(2) 風水害時における指定緊急避難場所の指定

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、避難所等受入施設の整備を図る。

避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救助活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。そこで、災害時の交通、通信途絶に備え且つ地域毎の主体的避難所体制を確立するため、原則地域の基幹となる小中学校や市内の全県立高校の屋内運動場等を風水害時における指定緊急避難場所とする。

また、市は感染症対策を踏まえ、在宅、友人・知人宅への避難ができない避難者を想定し、効果的な分散避難を促すため、より多くの避難施設の確保に努め、指定緊急避難場所を補完する施設として、学区市民ホーム及び学区こどもの家、各小中学校の校舎の利用を図る。

なお、防災関係機関、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設や教育機関の管理諸室は、原則として避難所として使用しないよう努める。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定緊急避難場所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。

指定管理施設を指定緊急避難場所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 避難所として適当な施設

学校、体育館、市民センター等の公共建築物とする。避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。適当な施設がない場合又は既存の建築物が不足する場合は、公園、広場を利用した仮設建物又はテント等の野外受入施設を設営する。

(4) 自主避難所の確保

台風が接近・上陸する恐れがあり、市内に被害が予想される場合など、市民等が自身の判断で事前に避難するための避難所を、自主避難所とする。

また、自主避難（事前避難）の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。

(5) 車中泊避難所の確保

避難所等での生活が困難である被災者に対して、車中泊避難所を確保する。車中泊避難所は、物資拠点等は除外するが、車中泊避難所として使用可能な施設を今後も検討していくものとする。

(6) 避難所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(7) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(7) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(7) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備してお

くこと。

(エ)避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと

(オ)市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(8) 避難所の一人当たりの必要面積

一時避難段階 2 m²

長期避難段階 3 m²

新型コロナウイルス感染症対応時

一家族が、目安で3 m×3 mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2 m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

ただし、介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況及び感染症対策等に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

(9) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(10) 避難場所が備えるべき設備

指定緊急避難場所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備を進めるものとする。具体的には、避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めると共に、避難所施設の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。なお、バ

リアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定緊急避難場所の電力容量の拡大に努めるとともに、クリーンエネルギーを活用するため、電気自動車やPHEV車両といった、車から避難施設施設等への電源供給を行うなどの整備に努める。さらに、緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては災害時にすみやかに設置できるよう、日頃から機器の所在及び手順の確認に努める。

また、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等、医療的ケアを必要とする者や要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

ア 情報受発信手段：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、防災ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備：投光器、自家発電設備（非常用発電設備、太陽光発電システム等再生可能エネルギーを活用した設備、蓄電池等）等

(11) 運営体制の整備

避難所では、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は「避難所運営マニュアル」を作成し、運営体制の整備を図る。また、地域ごとに支援及び受援に係るそれぞれの課題を明確にしておくとともに、各避難所と災害対策本部との間の連絡体制の確立や各避難所における避難者リスト作成等を早急に行うことができるようあらかじめ体制や備品等を準備しておくことが重要である。

運営体制の整備にあたっては、市民主導の避難所運営を促すとともに、女性特有のニーズを把握するため女性の参画を推進し、女性相談窓口の設置等について検討していく。

また、市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討をする。

市は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月内閣府）に基づき、「良好な避難所環境の整備に関する検討報告書」に記載してある課題への対策を進めると共に、庁内ワーキンググループや学識経験者の意見等を通じて良好な避難所環境の確保のための手法について検討していくとともに、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

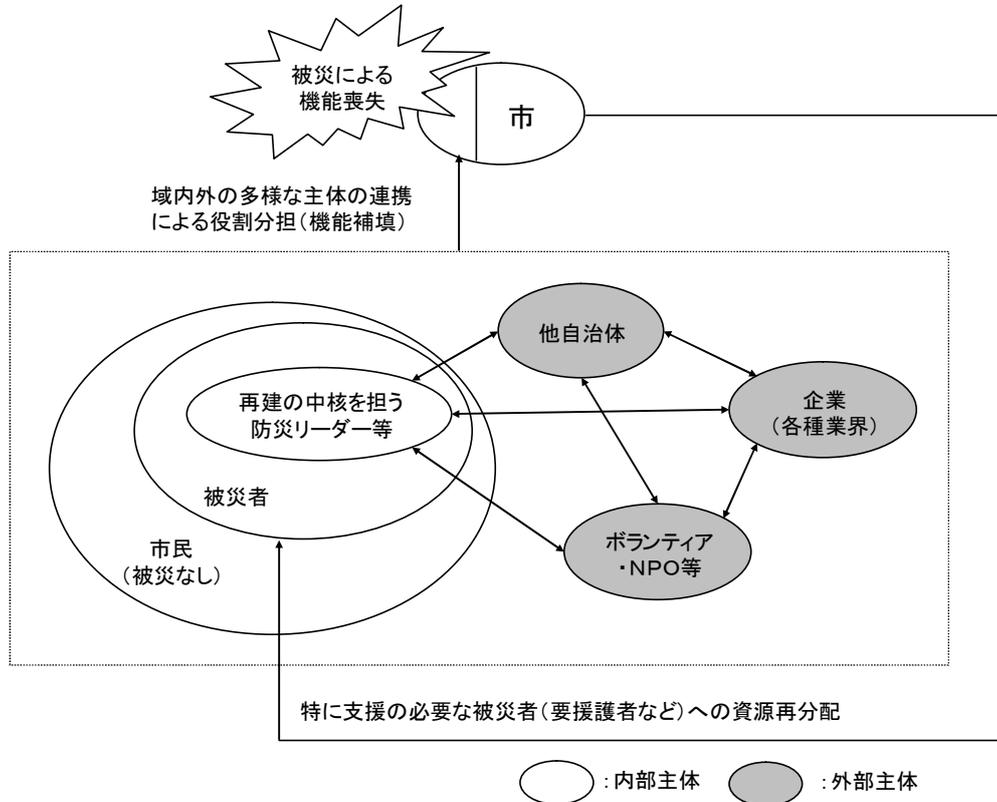
さらに、市は、自助・共助を担う被災者自らが避難所運営等を主体的に実施することが、公助を補うのみならず、全体の地域再建にも繋がることから、地域における防災リーダーの活用や育成等について検討していく。市は、防災リーダーによって地域の総意として意見をまとめて行政に伝えることで、地域と行政の連携が図られることを啓発するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に大規模災害が発生した場合、市職員が避難所に行くことができない可能性があることから、住民自ら避難所を開設できるように、住民意見を取り入れた手順書を作成する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市は、指定緊急避難場所及び避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応

を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、さらには「岡崎市避難所運営マニュアル」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健所が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとし、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。



なお、防災リーダーとは、地域において住民の信頼を得ている者になりうるものであり、防災リーダーに求められる資質には、次のものが挙げられる。

- ・ 先を見通せる力
- ・ 被災者の自立を促す支援力
- ・ 現場の問いを紡ぎ、ともに考えられる力
- ・ 専門的な知識・技術をもつ者だからこそできるコミュニケーション力

※資料提供：名城大学大学院都市情報学研究科 柄谷友香教授

第2章 防災事業の促進

第1節 市域保全事業

第1 治山

【市（市民安全部防災課・経済振興部中山間政策課）、県】

1 方針

市域のおよそ60%を森林によって占められ、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全、形成を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するように国及び県に積極的に働きかける。

2 実施内容

(1) 復旧治山事業

山腹崩壊地、侵食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。

(2) 予防治山事業

荒廃危険地、荒廃危険溪流の崩壊等を予防し、山地災害の防止を図る。

(3) 保安林整備事業

地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林を整備して、水源涵養及び土砂流出等の防災機能の高度発揮を図る。

(4) 地域防災対策総合治山事業

荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に実施する。

(5) 水源地域整備事業

ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。

(6) 共生保安林整備事業

市街地等の周辺に存する保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するため、森林の造成改良整備等を実施する。

(7) 関連調整事項

ア 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。

イ 山地災害危険地区に関する資料を参考にし、市の防災計画に掲載し、関係住民の周知が図られるよう考慮する。

ウ 治山事業と砂防事業の連絡調整を図り、事業が円滑、かつ効率的に実施されるよう考慮する。

エ 保安林の機能を高度に発揮させるため、本数調整伐を進めるとともに、伐採木の安全な処分を含め、森林整備等についても考慮する。

オ 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施についても考慮する。

(山地に起因する危険箇所 別冊附属資料掲載)

第2 砂 防

【市（市民安全部防災課・土木建設部河川課・都市政策部建築指導課等）、愛知県西三河建設事務所】

1 方 針

本市は、総面積のおよそ25%が砂防指定地に指定されており、市中心部の高台には急傾斜地が多いことから、風水害や地震等による土石流やがけ崩れ等の甚大な土砂災害の発生に対し、注意を要する箇所が多くある。

したがって、荒廃した山地、溪流の土砂流出、風水害や地震等による土石流及び急傾斜地の崩壊等による土砂災害から生命及び財産を守るため、国及び県に対し、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう積極的に働きかける。また、人命保護の立場から土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立や防災意識の高揚等の総合的な土砂災害対策を県とともに推進する。

2 実施内容

(1) 砂防事業

山地の荒廃や溪流、もしくは河川の縦横侵食による土砂流出防止のための砂防設備の設置を行うよう県に対し積極的に働きかけ、土砂災害の未然防止を図る。

（土石流 別冊附属資料掲載）

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、がけの高さ5メートル以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は要配慮者施設や避難場所等に被害のおそれがある箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定され、対策工事が実施されるよう県及び関係者に対し積極的に働きかける。

なお、急傾斜地崩壊対策工事については、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから、順次、急傾斜地崩壊対策事業として施行するよう県に対し積極的に働きかける。

（急傾斜地崩壊危険区域 別冊附属資料掲載）

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化区域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

（地すべり防止区域 別冊附属資料掲載）

(4) 総合土砂災害対策事業

市又は県は、最近の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、住宅移転の促進、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

また、市は、県が行う「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域の指定について協力するとともに、山地災害危険箇所等に関する資料を本計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮し、指定がなされた区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当

該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。

さらに市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。

ア 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- (イ) 避難施設その他の緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ロ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (キ) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における（エ）に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、（ア）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

イ ハザードマップの作成及び周知

本計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や緊急避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するように配慮すること。

ウ 要配慮者利用施設における対策

(ア) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

土砂災害警戒区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

a 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

b 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(イ) 施設管理者等に対する支援

市は、本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者に対して県と連携して支援するよう努める。

エ 避難確保計画の作成における市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該

要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

オ 避難確保計画の作成または避難訓練の実施における市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

さらに市は、名古屋地方気象台と県から発表された土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕や土砂災害危険度情報）を、警戒避難基準に活用していく。また、大規模な土砂災害が急迫した場合に中部地方整備局と県が緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報として通知されたときも同様とする。

また、砂防指定地域内の河川については、上流部に砂防堰堤の築造とその下流部の流路工の整備の促進を県へ要望する。

なお、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、

- (ア) 特定の開発行為の制限
- (イ) 建築物の構造規制による安全確保
- (ウ) 建築物に対する移転等の勧告等について、その促進を図っていく必要がある。

（土砂災害警戒区域・特別警戒区域 別冊附属資料掲載）

(5) 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

土砂災害の危険箇所等に所在する高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時における要配慮者（以下「要配慮者」という。）関連施設を把握し、施設の管理者に対する情報提供に努める。

また、施設管理者と連携し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

<要配慮者関連施設>

ア 児童福祉施設（児童福祉法第7条に基づく施設）

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

イ 障がい児通所支援事業所

児童福祉法第6条の2の2に基づく事業を行う事業所

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う施設

ウ 老人福祉施設（老人福祉法第5条の3に基づく施設）

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター

エ 身体障がい者社会参加支援施設

身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条第1項に基づく施設

身体障がい者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障がい者情報提供施設

オ 障がい者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第5条第11項に基づく施設

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設
カ 障がい福祉サービス事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第5条第1項に基づく事業を行う事業所

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等を行う施設

キ 医療提供施設（医療法第1条の2第2項に基づく施設）

病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設

ク 幼稚園（学校教育法第22条に基づく幼稚園）

ケ その他

（ア）生活保護法第38条第5項、第6項に基づく施設

授産施設、宿所提供施設

（イ）学校教育法第72条に基づく施設

特別支援学校

（ウ）その他実質的に要配慮者に関連する施設

(6) 要配慮者関連施設に対する情報伝達

土砂災害警戒区域に指定された区域内の要配慮者関連施設の管理者に対しては、管理者との協議により、電話による伝達のほか、FAX、又はEメールによる伝達手段も用いることを原則とする。なお、管理者自らもケーブルテレビやコミュニティ放送及びWebサイトによる情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報の有無に注意する。

第3 河川

【市（土木建設部河川課等）国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所岡崎出張所・安城出張所、愛知県西三河建設事務所】

1 方針

市は、平常時から河川等の巡視を強化し、河川管理施設の状況把握の徹底や維持管理の強化と併せ、維持修繕や改修を国・県とともに推進する。

2 実施内容

(1) 国・県への河川改修事業促進の要請

矢作川や乙川など国及び県が管理する一級河川での災害は、市民生活に甚大な被害を与えることから、国及び県にその改修事業の促進と維持管理の強化を強く要請する。

(2) 市が実施する河川・排水路改修

市が管理する準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫溢水する危険性があるなどの緊急度に応じて順次、改修及び整備事業を推進する。

また、市が管理する河川及び排水路等は、その雨水流下能力を保全するため、地域と連携し、除草やしゅん濇等の機能管理に努める。

(3) 雨水貯留池、洪水調整池の維持管理

河川等の流域、特に市街化区域における集中的な出水の抑制のため、流域内の雨水を一時貯留する施設を維持管理する。また、集中的な出水の抑制に有効な機能を有する池沼等については、関係機関との協議を実施し、洪水調整池として維持管理する。

(4) 排水施設・樋管等の維持管理

市の一部低平地においては、平坦で勾配が緩いため雨水や河川水が自然流下せず、豪雨時に滞水が発生する。自然排水が困難な地域では、内水を強制的に排除するための排水施

設の適切な運用が必要となる。低平地における下流側本川が増水した場合に、支川への逆流を防ぐための排水施設や樋管等の日常的な管理のほか、設備の維持修繕を行う。

(河川 別冊附属資料掲載)

(河川重要水防箇所 別冊附属資料掲載)

(水防施設設備等 別冊附属資料掲載)

3 矢作川における対策

沿川地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、名古屋地方气象台、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成し、水防法に基づく、法定協議会である「矢作川水防災協議会」において策定した、『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。

また、「矢作川流域治水協議会」に基づき、矢作川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するものとする。

第4 農地保全

【市（経済振興部農地整備課）、愛知県西三河農林水産事務所】

1 方針

本市の農業地帯は、矢作川、乙川、男川を中心として形成されているが、矢作川は天井川の様相を呈し、農業地帯の地盤は低湿なため、降雨時における雨水排水が悪い。国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を有する農地を保全するため、農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 実施内容

(1) 湛水防除事業

既存の農業用施設については、平常時から適切な維持管理や改修及び整備を行う。

また、流域の開発等立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域でこれを防止するため、排水機、排水樋門、排水路等の新設、改修又は補強を行い、予想される被害の未然防止に努める。

(2) 農業用ため池等整備事業

農業用ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、平常時から土地改良区及び農業団体等と連携して、農業用ため池の堤体、洪水吐等の実体を把握し維持管理を行うとともに、脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する等、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、県による耐震化等を促進するとともにハザードマップ等により、適切な情報提供を図るものとする。

(農業用ため池注意箇所 別冊附属資料掲載)

第5 ライフライン関係施設対策

【県、市（上下水道局・土木建設部道路維持課・道路建設課）、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社】

1 施設の代替性及び安全性の確保

電力設備、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、

拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第2節 都市の防災構造化事業

第1 都市計画

【市（土木建設部道路建設課・道路維持課・都市政策部都市計画課・都市基盤部公園緑地課・市街地整備課）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社豊田保全・サービスセンター】

1 方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

2 都市計画のマスタープラン等の策定

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

3 実施内容

(1) 土地区画整理

市街化区域内の未整備地域における土地区画整理事業の実施により道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備改善し、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

(2) 都市公園の整備

公園は避難地や退避場所として利用された例が多く、避難活動の拠点として都市公園の果たす役割は重要で、都市公園整備計画でも都市公園の防災に関する機能を環境保全、レクリエーションとともに大きな柱としている。

都市公園の整備は、計画的、効率的に実施する。

(3) 道路、橋りょう等の整備

ア 道路、橋りょうの整備

災害時における交通の確保と安全を図るため、交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。また、道路整備事業においては、落石、法面崩壊等による災害防止のため各種防災工事を実施する。

また、道路の冠水や落石・山崩れ等による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な指導を実施する。

橋りょうとしては、橋脚、橋台の損傷による通行止めの被害、また上部工損傷による二次的被害等が想定される。被災した場合に交通の隘路になる恐れが大きい橋りょう等の施設整備と防災構造化を推進する。

イ 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国の定めた「横断歩道橋設計指針」に基づき建設されているので、災害に対して構造物の安全上の問題は少ないと考えられるが建設後の維持管理、気象条件等により構造細目に変化を生じていることも考えられるので安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされるものについて、順次工事を実施する。

(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2 上水道施設

【市（上下水道局）】

1 方針

災害による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の更新等の際に施設の防災性の強化に努める。また、水道施設の被災後における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資器材を整備拡充する。

（上水道施設 別冊附属資料掲載）

2 実施内容

- (1) 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- (5) 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。
- (7) 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備（非常用発電設備、太陽光発電システム等再生可能エネルギーを活用した設備、蓄電池等）等を整備する。

3 防災非常時の協力体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。これらの応援の基本に関する事項については水道災害相互応援協定を締結し、その実効性を確保する。

（水道災害相互応援に関する覚書 別冊附属資料掲載）

第3 電力

【中部電力株式会社】

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

なお、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について

関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

2 実施内容

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

ウ 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両（電源車等を含む）

(イ) 食糧その他の物資

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第4 ガス施設

【市・東邦ガス株式会社】

1 方針

県民生活に欠くことのできない都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害の防止のための防災対策の整備に努めるものとする

2 実施内容

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第5 都市排水

【市（上下水道局）・西三河建設事務所】

1 方針

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水不良地域を十分把握し、公共下水道事業による雨水対策及び施設の耐水対策を推進する

2 実施内容

(1) 雨水ポンプ場及び下水道管渠の整備を推進し、市街地の浸水排除に努める。

また、雨水ポンプ場の運転管理者は、ポンプ施設等の適切な維持管理を行い、その運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作管理規定を定める。

（下水道施設 別冊附属資料掲載）

（ポンプ場等 別冊附属資料掲載）

(2) 浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(3) 県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとし、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

第6 防災街区等

【市（都市政策部都市計画課・建築指導課・都市基盤部）】

1 方針

都市の災害防止と土地の合理的利用及び環境の整備を図るため、都市部における防火地域等の指定、盛土等の規制、市街地整備事業等の推進により、都市の防災性の向上を図る。

2 実施内容

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域は防火地域に指定して耐火建築又は準耐火建築物とすることと規定されている。

また、都市部と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。こうした制度の活用により安全なまちづくりの促進を図る。

(2) 盛土等の規制

盛土等に伴う災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制する区域を指定し、規制区域内の盛土等の工事を規制する。

(3) 市街地整備事業等による整備

密集市街地における道路、公園、広場等の都市空間の確保を図るため、市街地整備事業等の推進を図る。

第7 防災建築物

【市（市民安全部防災課・都市政策部都市計画課・建築指導課・まちづくり推進課・都市基盤部・

消防本部・教育委員会・岡崎市民病院・上下水道局】

1 方針

建築物の不燃化及び浸水対策を図り安全な都市環境の実現を期する。

2 実施内容

(1) 公共建築物の不燃化及び浸水対策

公共施設等の公共建築物の不燃化及び浸水対策を推進する。

(2) 避難地等周辺部の不燃化及び浸水対策

避難地及び避難路の周辺部及び沿線の建築物は、不燃化及び浸水対策を推進し、安全な避難ができるように期する。

(3) 特殊建築物等の防災査察

病院、百貨店、ホテル等について立入調査を行い、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に関して防災上欠陥のあるものに対しては、指導及び指示を行う。

（防火対象物件数 別冊附属資料掲載）

（階別防火対象物状況 別冊附属資料掲載）

(4) 一般建築物の浸水対策促進

一般建築物の浸水対策等の重要性の周知を図る。

(5) 屋外広告物等の落下防止対策の推進

建築物の中には、台風の際に、屋外広告物又は外装材等が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険性の高いものが多く、特に繁華街等においては、落下防止対策の促進に努める。

(6) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して建築物の浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を推進する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(7) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を推進する。

(8) 防災中枢機能の充実

県、市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備（非常用発電設備、太陽光発電システム等再生可能エネルギーを活用した設備、蓄電池等）、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信機器の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。また、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(9) 瓦屋根の脱落防止対策の促進

既存住宅の瓦屋根は、緊結が不十分なために台風の際に強風を受け脱落するおそれがあるものが多く存在するとみられ、瓦屋根を緊結することの必要性について Web サイト、市政だより等により周知するとともに、市内全域において瓦屋根の緊結状況の確認や葺き替え等を行う費用を補助することにより瓦屋根の安全対策の促進を図る。

第 8 被災宅地対策

【市（都市政策部建築指導課）】

1 方針

降雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止するため被害の発生状況を的確に調査し、危険性を判定する体制を整備する。

2 実施内容

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県が開催する被災宅地危険度判定士養成講習会へ市の土木・建築技術職員を参加させ、被災宅地危険度判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市は、県と連携し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第9 危険地域からの移転対策等

【市（総合政策部企画課・市民安全部防災課・経済振興部農務課・中山間政策課・都市政策部都市計画課・住環境整備課）・県】

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域にある危険住宅の移転に関する助成事業や対策改修を行う際の助成事業について周知し、その促進を図る。

中山間地域等で、孤立のおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備など事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る。

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の住居に不適當な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地近接地で建築制限のかかる区域内において、既存不適格の危険住宅の移転する費用を補助することにより、住民の安全を確保する。

(3) 中山間地域等における孤立対策

外部との通信の確保、物資供給、救助活動体制の整備を図るとともに、避難施設の確保・整備や水、食料等の備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。また、孤立の可能性、災害対応等について平常時から広報に努める。

(4) 土砂災害対策改修の支援

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅等において、対策工事の費用を補助することにより住民の安全を確保する。

第3節 火災等予防対策事業

第1 火災予防対策の指導

【市（消防本部）】

1 方針

住宅の過密化、建築物の多様化、化学物質需要の拡大等により、大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化に併せ、火災予防のための指導の徹底に努める。

2 実施内容

(1) 住宅に対する指導

地区の自主防災組織を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水及び住宅用防災機器等の普及促進を図るとともに、これら器具等の設置の必要性及び取扱方法の指導により、住宅防火対策を強化する。これにより、災害時における初期活動体制の充実を図る。

(2) 防火対象物の防火対策の推進

多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険性が大きい。このため消防法に規定する防火対象物については防火管理者の選任及び消防計画の作成を指導し、この計画に基づく通報、消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備等の実施により防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

第2 危険物等の安全確保

【市（保健部・消防本部）】

1 方針

消防法第2条で定める危険物、毒物・劇物、火薬類、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生などは、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害をおよぼすおそれがあるので、危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に関し危険物の保安確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化及び危険物取扱者に対する保安教育を実施する。なお、岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）に規定されている少量危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し、保安確保について指導する。

2 実施内容

(1) 消防法第2条で定める危険物

ア 危険物施設の予防査察

危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定める保安上の基準に従って適切に維持管理されているかどうかについて定期又は随時に予防査察を行う。

（石油類等大量保有事業所 別冊附属資料掲載）

イ 危険物取扱者の保安教育

危険物取扱者を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行うほか、危険物保安連絡協議会等の民間消防協力団体を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

(2) 火薬類等

ア 製造施設、貯蔵所の把握

火薬類、高圧ガス等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対しては、関係行政機関と連絡を密にし、施設の把握に努める。

イ 災害防止協定の締結

事業者との間で災害防止協定を締結し、事故防止に努める。

ウ 保安教育及び自主保安体制の確立

関係法令の周知を図り、自主保安体制と責任体制を確立し、定期自主検査を実施できるよう整備する。

エ 火災対策

火薬類及び高圧ガスの施設は、各施設の火災発生時の危険性を考慮した上で、安全で確実な消火活動が可能となるよう装備の充実に努める。

(煙火製造所 別冊附属資料掲載)

(3) 毒物及び劇物

ア 立入監視

販売業及び要届出業務上取扱者の施設に対して立入監視を行う。

イ 漏洩防止措置

販売業及び届出が必要となる業務上取扱者の貯蔵施設に対して漏洩防止措置等の確認を行う。

(毒物・劇物要届出業務上取扱者施設 別冊附属資料掲載)

第3 林野火災の防止

【市（経済振興部中山間政策課・消防本部）】

1 方針

本市の森林は、市全域のおよそ60%を占め、交通、水利ともに不便な広い地域で、火災の発生した場合大きな被害が生ずるおそれがある。

林野火災の発生を未然に防止するために、予防思想の普及、啓発、林野巡視の強化及び予防施設の整備を図り健全な森林の育成を図る。

2 実施内容

(1) 予防思想の普及、啓発及び林野巡視

林野火災の発生を未然に防止するため、山火事の予防思想の普及啓発を図るとともに、特に、レクリエーション対応地域には注意心を喚起する標識、喫煙所、吸がら入れ等を設置する。なお、多発時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して市民に対し強く防火思想の普及、啓発を行う。またレクリエーション対応地域における多発時期には林野巡視を強化する。

(2) 関係職員の研修指導

予防対策、消火対策のより万全を期するため、森林保全推進員、森林組合職員等関係者に指導員研修を行う。

(3) 予防施設の整備

森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火線、防火樹帯、防火道、防火用水等の防火施設の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。なお、林野火災の発生の危険性が高い地域には、予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

第4 消防相互応援体制の確立

【市（消防本部）】

災害が発生した場合の消防活動、応急措置又は災害復旧につき、自ら実施することが困難な場合に、隣接市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応ずるため、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防相互応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

(消防相互応援協定 別冊附属資料掲載)

第5 文化財の保護

【市（消防本部・教育委員会）】

1 方針

市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品等有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。 (指定文化財件数 別冊附属資料掲載)

2 実施内容

- (1) 適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺の環境整備を実施する。
- (2) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。
- (3) 災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防機関等との連絡・協力体制を確立する。

第4節 放射性物質保安対策事業

第1 放射性物質保安対策の整備

【市（市民安全全部防災課・保健部・消防本部）】

特殊な災害対策の一つとして、放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、放射性物質保有事業者は、放射性同位元素等の規則に関する法律、医療法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、核燃料物質取扱事業者は災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。

第2 実施対策

【市（市民安全全部防災課・保健部・消防本部・岡崎市民病院）、県、中部電力株式会社、放射性物質保有事業者】

1 市施設等の防災対策

市及び事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 防護資機材の整備

予防対策を実施するため、必要に応じ放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図る。

3 防災対策資料の整備

放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努める。

（放射性物質保有事業所 別冊附属資料掲載）

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の把握

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、市は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練等に努めるものとする。

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

6 放射性物質を保有する医療施設に係る立入検査

市は、放射性物質を保有する医療施設に対し、これらの構造設備及び取扱い等が、法令に定める技術上の基準に従って適切に行われているかどうかについて定期又は随時に立入検査を行う。

第3 原子力発電所対策

【市（市民安全部防災課・環境部環境保全課・保健部）、県、中部電力株式会社】

東日本大震災においては、福島第一原子力発電所が被災し、広範囲にわたり影響を及ぼしている。愛知県においては、原子力発電所の設置はないものの、本市においても原子力発電所における事故を想定する必要がある。

特に、原子力災害予防対策については、普段から、県や中部電力株式会社等の関係機関との連携が重要になる。

1 連絡体制の確保

市は、県と4原子力事業者による情報連絡体制に係る各合意内容及び市と中部電力株式会社による「非常時における情報連絡に関する協定」に基づき、関係機関との連絡体制を確保する。

2 アドバイザーによる助言

市は、県が設置した原子力防災に関するアドバイザーに対し、専門的、技術的な立場からの助言を求めることができる体制を整備する。

3 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市は、県が行う環境放射線モニタリングデータを利用し、緊急時における対策のための基礎データとする。

4 食品の安全確保

市は、放射性物質の基準値を超過した食品が流通しないように対策を講ずる。

第5節 大規模事故災害等対策事業

第1 基本方針

航空機の墜落、列車の衝突、道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった航空災害、鉄道災害及び道路災害（以下「大規模事故災害等」という。）の予防対策について定める。

第2 実施対策

【市（土木建設部道路維持課・道路建設課）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社豊田保全・サービスセンター】

- 1 市は、大規模事故災害に備え、救急救助用資機材の整備に努める。
- 2 市、各事業者、道路管理者は、大規模事故災害等が発生した場合の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理・整備等に努める。
- 3 市は、大規模事故災害等を想定し、防災関係機関、関係団体等と連携し、防災体制の強化を図る。
- 4 市は、市の管理する道路建造物を定期的に点検し、緊急度の高いものから補強対策等を実施し、事故防止に努める。

第6節 文教対策事業

第1 基本方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）及び保育園、こども園、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。また、防災教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

第2 実施対策

【市（市民安全部防災課・こども部・教育委員会）】

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

2 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

5 文教施設の整備

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の定期的な安全点検を行い施設設備の保全を図る。災害時の施設設備の防災対策に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第7節 災害時における要配慮者・避難行動要支援者と安全対策事業

第1 基本方針

災害時における要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、災害が発生した際に避難生活などにおいて配慮が必要な人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等があげられる。その中でもとりわけ、避難行動に支援が必要なひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者、障がい者等を、避難行動要支援者という。避難行動要支援者は情報の入手や自力での避難が困難なため、より一層の支援が必要となる。

県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

要配慮者・避難行動要支援者の支援について、市として具体的な事業を計画・実施するために災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「岡崎市災害時要配慮者支援会議」を設置する。

発災時において避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災防犯協会、NPO・ボランティア関係団体等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者の名簿を作成し、これらの者に係る避難誘導體制の整備等を図るものとする。その際、事業計画については、「岡崎市災害時要配慮者・避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」に沿って行うものとする。

さらに、多様な支援者が、予防段階から応急期、復旧期までを一体的に連携して支援する「災害ケースマネジメント」の体制を構築するため、平常時から支援者が連携できるよう、会議体の設立や、研修会や訓練などを実施するものとする。

また、県、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などの体制づくりに努めるものとする。

第2 避難行動要支援者の範囲

岡崎市における避難行動要支援者の範囲は、次の表のとおりとする。

【避難行動要支援者の範囲】

区分	避難行動要支援者
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者で市に申し出をしたかた ・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で市に申し出をしたかた ・介護保険法第7条第3項に規定する「要介護者」の認定を受けているかたで要介護度3から5までの介護保険被保険者で福祉施設等（GH及び特定施設を含み病院入院は含まない。）に入所していないかた
身体障がい児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けているかたのうち、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である身体障がい者で福祉施設等（障がい者のGHは含まない）に入所していないかた ・児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」であって、保護者等が移動させるのに常時介護が必要な障がい児
知的障がい児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」第2に規定する療育手帳の交付を受けているかたで、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分が第1種である知的障がい者で福祉施設等（障がい者のGHは含まない）に入所していないかた ・児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」であって、保護者等が移動させるのに常時介護が必要な障がい児
精神障がい児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたで、「①自立生活能力が低い」「②家庭内・近隣に支援者がいない」以上の二条件に該当し、福祉施設等に入所していないかた ・児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」であって、保護者等が移動させるのに常時介護が必要な障がい児
戦傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別援護法第4条第1項及び第2項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けているかたで、戦傷病者手帳の障がい程度が恩給法第1号表の2の特別項症から第4項症である戦傷病者
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する指定難病に罹患し、特定医療費受給者証の交付を受けているかたで常時介護を必要とする者・児 ・児童福祉法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病に罹患し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付対象児で常時介護を必要とし、保護者等が避難させることが困難な児
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員が避難行動要支援者として認めたかた ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第2項に規定する被爆者健康手帳の交付を受けていて、かつ、福祉施設等に入所していない者のうち市長に申し出をしたかた ・自主防災組織が地域住民と同意を得て作成した「避難行動要支援者台帳」に記載されたかた ・上記に準ずる者として市長が認めたかた

第3 対策

【市（市民安全部・社会文化部多様性社会推進課・福祉部・保健部・こども部・消防本部・教育委員会）】

1 避難行動要支援者支援制度

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成する。そのうち同意のあった者については、平常時から地域の支援者である、防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者、消防機関、警察、地域包括支援センター、福祉避難所開設関係者等（以下「避難支援等関係者」という。）へ名簿の提供を行うことができるものとし、避難支援等関係者が避難行動の支援を行える体制作りや、個別避難計画作成の協力を行う。また、消防機関や警察とも個別避難計画情報の共有を図り、避難行動要支援者の緊急時に対応するものとする。制度の実施については、「災害時避難行動要支援制度実施要綱」による。避難行動要支援者に関する個人情報については、下記の方法によって収集するものとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

氏名、住所、生年月日、性別等基本情報	住民基本台帳により所在把握
ひとり暮らし高齢者	ひとり暮らし高齢者台帳より内容を把握
介護保険要介護3以上	介護保険台帳より内容を把握
身体障がい者	身体障害者手帳交付台帳により障がいの内容を把握
知的障がい者	療育手帳交付台帳により障がいの内容を把握
精神障がい者	精神保健福祉手帳交付台帳等により障がいの内容を把握
難病患者	特定医療費受給者台帳、小児慢性特定疾病医療費受給者台帳により疾病状況を把握

また、登録申請書によって本人の電話番号、緊急連絡先、具体的な身体の状態等について収集を行う。収集した避難行動要支援者の状況は常に変化するため、年に1回以上登録者への内容確認を行い、随時台帳の情報を更新・修正する。

制度に登録していない避難行動要支援者についても、平常時から情報を整理し、発災時には必要に応じて避難支援等関係者や地域の福祉関係者等に提供を行い、連携して避難行動要支援者支援に取り組むものとする。

2 名簿及び個別避難計画情報の提供

避難行動時の支援においては、地域での支援が不可欠であり、避難支援等関係者への平常時からの情報提供が、避難行動要支援者の支援において力を発揮する。

(1) 避難支援等関係者等への提供

市が作成した名簿及び個別避難計画情報は、避難支援等関係者等へ提供を行い、名簿については、年に1回以上更新を行うものとする。

(2) 個人情報保護

避難支援等関係者への名簿及び個別避難計画情報の提供にあたっては、個人情報保護の観点から、名簿は改ざん防止用紙に印字し、避難支援等関係者へは取扱いに関して十分に指導するとともに、避難行動の支援や平常時の見守り活動以外に利用しない旨の誓約書を提出させる。

名簿の提供に当たっては、災害対策基本法第49条の10の第3項や個人情報の保護に関する法律に基づき執り行う。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援を行う避難支援等関係者本人やその家族の安全確保のため、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援を行えるよう配慮する。場合によっては避難支援等関係者が避難支援を行う事ができない可能性があることを、避難行動要支援者へ理解してもらうよう努める。

(4) 個別避難計画

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、個別避難計画に掲載された情報を、防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者、消防機関、警察、地域包括支援センター、福祉避難所開設関係者等、避難支援等関係者に事前に提供できるものとする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 その他の対策

避難行動要支援者名簿情報を十分に利用し、下記の事項を重点として対策を図るものとする。

- (1) 避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報システムの構築に努める。
- (2) 避難行動要支援者が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者の態様に合わせた防災知識の普及及び啓発に努める。
- (3) 地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行い、災害の発生に備える。

- (4) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるような防災環境づくりに努めるものとし、外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。ただし、標識等は、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするなどの配慮や、多言語情報翻訳システムの活用を行い支援する。また、多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (5) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 非常用電源の確保
病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (7) 災害ケースマネジメント
市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第8節 浸水想定区域内の施設等の対策

第1 基本方針

市は、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）、地下駐車場やビル地下室などの地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下空間」という。）並びに大規模な工場などにおける洪水・内水による浸水被害等の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

第2 実施対策

【市（市民安全部防災課・土木建設部河川課・上下水道局、消防本部）】

1 浸水想定区域内における対策

(1) 避難体制の充実強化

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、市は調査を行うとともに次に掲げる事項について定め、住民への周知と避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ウ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧表 別冊附属資料掲載）

(ア) 地下空間でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(エ) 矢作川周辺においては避難場所の確保が困難であるため、近隣自治体と連携した広域避難を検討する。

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）等の配布

本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ（防災マップ）等の配布その他の必要措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等

の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 避難確保計画の作成における市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 避難確保計画の作成または避難訓練の実施における市長の助言・勧告

市長は、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 地下空間における浸水対策

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地下空間の管理者が豪雨及び洪水時に適切な対応ができるよう、洪水情報等の的確かつ迅速な伝達を行う。浸水想定区域内の地下空間管理者に対しては、電話による伝達を原則とするが、管理者との事前の協議の上 F A X や E メール等の伝達手段も用いる。なお、管理者自らもケーブルテレビやコミュニティ放送及び W e b サイトによる情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報の有無に注意する。

(4) 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。また、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあつては、各組織の連携方法の整備に努める。

浸水想定区域内の地下空間の管理者は、水防法第 15 条の 2 の規定に基づき、避難確保計画を定め、市長に報告するとともに、公表しなければならない。

なお、市と地下空間の管理者等は共同して、浸水被害の発生を想定した訓練の実施に努める。

(5) 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

ア 浸水防止施設設置の促進

地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

イ 浸水対策事業の集中的実施

地下空間利用が高度に発展し、災害が発生する恐れのある地区においては、公共下水道事業による雨水対策及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

(6) 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

ア 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

イ 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

ウ 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への設置の報告。

3 要配慮者利用施設における浸水対策

(1) 要配慮者利用施設に対する情報伝達

浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法第 15 条の規定に基づき管理者との協議により、電話による伝達のほか、FAX、又はEメールによる伝達手段も用いることを原則とする。なお、管理者自らもケーブルテレビやコミュニティ放送及びWebサイトによる情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報の有無に注意する。

(災害時における要配慮者・避難行動要支援者の安全確保対策 別冊地震災害対策計画掲載)

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次のア、イをしなければならない、又はウのとおり努めなければならない。

ア 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

イ 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

ウ 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

4 大規模な工場その他の施設における浸水対策

(1) 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、本計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

イ 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

ウ 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第3章 防災体制の確立

第1節 防災知識の普及

第1 防災教育等

【市（総務部人事課・市民安全部防災課・こども部・消防本部・教育委員会）、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社】

災害予防責任者（市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。）は、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災教育の実施に努めるものとする。なお、実施にあたっては、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

1 人材育成方針の策定

市は、迅速かつ的確に災害対応業務を実施し、防災を意識した業務運営に取り組むことができる防災人材（市職員）を育成するための方針を定め、育成するための教育等を実施するものとする。育成に関する方針は次のとおり。

- (1) 災害対応業務を担う自治体職員の土台となる意識の醸成
- (2) 組織として災害対応業務を円滑に推進するために必要となる能力の向上
- (3) 地域防災力を向上させる職員の育成

2 職員に対する防災教育

職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

(1) 講習会

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろんのこと、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。また、地域の防災力の充実に資する観点から、市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携を図るなど、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

(2) 検討会

災害時の業務分担の内容及びその業務処理方法について関係部局が合同して確認及び検討する。

(3) 訓練

災害対策に関する適切な知識や決断力を養成するため、職員に対する訓練を定期的実施する。

(4) 見学、現地調査

ポンプ場等防災関係施設の見学及び急傾斜地崩壊危険箇所等の現地調査を行い、現況の把握及び対策の検討をする。

(5) 人材の育成等

ア 県及び市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実に資するとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保

し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

3 学校教育等における防災教育

市は、災害の種類及び原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解の促進等自主防災思想のかん養を図り、また、児童・生徒が自ら防災を学び、そこから命の尊さを学ぶため、学校教育等を通じて防災教育の徹底を図る。

また、地域、学校、行政が連携することによって、地域の意見を取り入れた各校それぞれの避難所運営マニュアルや防災対策マニュアルを作成するなど、より一層の防災教育の推進に努める。

(1) 教科・領域指導

教育課程の中に災害の種類、原因、実態、対策等の防災関係事項を取り上げて習得させる。また、防災関係機関、防災施設、防災展等の防災関係の催し等に参加する。

(2) 防災訓練

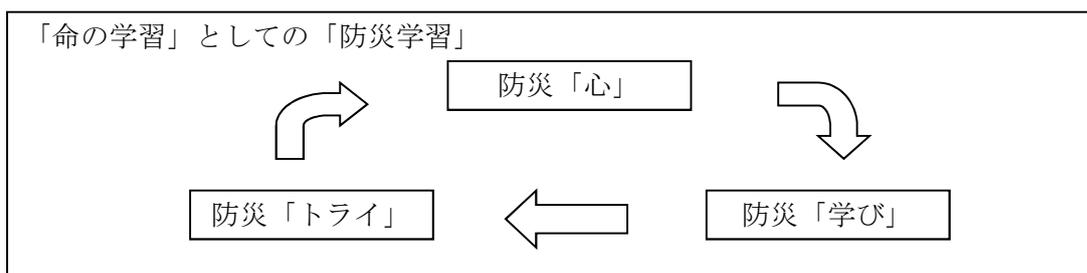
幼稚園、保育園、こども園、学校等の行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。また、学校と地域住民等が連携した避難所運営訓練等の実施について検討していく。

(3) 命の学習

市は、児童・生徒が防災教育を受けるだけでなく、自ら防災知識を主体的に学び取っていく防災学習という考え方を習得させていく。

具体的には、自らの命だけでなく、他の人の「命」も大切にすることを育てる「命の学習」を教育現場にて実践する。これは、児童や生徒が他人の「命」を大切にすることを学ぶことにより、自らの「命」を守るための知識の習得に繋がるとの考えによる。

なお、「命」の学習については、「心」を育み、「命」の大切さを学び、「防災」に生かしていく循環(下図)により、児童・生徒に定着させていく。



※資料提供：岡崎市防災会議委員（独立行政法人国際協力機構） 近藤ひろ子氏

また、「命」の学習を推進していくことにより、家庭の防災力の向上、ひいては地域の防災力向上に繋がっていくことが期待される。

市は、あらゆる教科の中に「命」の学習についてのカリキュラムを取り入れ、児童・生徒に対して行う手法を検討していく。

(4) 「命」の学習の具体例

市は、主として、児童・生徒が避難時における危険や混乱を避けられるよう、次に掲げる事例を参考にして「命」の学習を行う。

ア 避難3原則

東日本大震災で津波に襲われた岩手県釜石市では、市内の小中学生約 3,000 人がほぼ全員無事に生き延びた、いわゆる「釜石の奇跡」の事例があった。これは、各児童・生徒が、下記の避難 3 原則を始めとした防災教育をしっかりと学び取り、津波避難に対して正しい知識をもっていたことが大きな要因であった。

[避難 3 原則]

想定にとられるな	相手は自然であり、どんなことが起こるか分からない。「津波はここまで来ない」という想定にとられず、想定以上の判断をして避難しなければならない。
最善を尽くせ	避難した場所で安心するのではなく、次の行動を考えるなど、そのとき出来る最善を尽くして避難する必要がある。
率先避難者たれ	人は、周りが避難しなければ様子を見るだけで、自分だけ避難するのは恥ずかしいなどと感じ、なかなか避難を実行することができない。逆に、自らが率先して避難を開始することができれば、周りの人は一斉に動き出すことができるようになり、それが自らの命を守るだけでなく、周りの命も守ることに繋がっていく。

※資料提供：東京大学総合防災情報研究センター 片田敏孝特任教授

イ お・は・し・も

避難時において、焦らず落ち着いて冷静に行動するために、それぞれの行動の頭文字から取った基本的な心構えである。

愛知県知多郡の美浜町立布土（ふっと）小学校では「お・は・し・も」のうたが作成され、周辺地域の防災教育に活用されている。

[お・は・し・も]

お	おさない
は	はしらない
し	しゃべらない
も	もどらない

※資料提供：岡崎市防災会議委員（独立行政法人国際協力機構） 近藤ひろ子氏

ウ い・つ・も・お・か・に

避難時において、周りに人がいるときと自分一人のときでは、取るべき行動を変化させる必要がある。それを周知するために重要なキーワードの頭文字から取った心構えである。

[い・つ・も] 避難を誘導してくれる人がいるとき

い	いっしょうけんめい
つ	ついていく
も	もどらない

[お・か・に] 自分一人で避難するとき

お	おちついて
か	かんがえる（どこが安全か）
に	にげる（いちもくさんに）

※資料提供：岡崎市防災会議委員（独立行政法人国際協力機構） 近藤ひろ子氏

4 生涯学習等における防災教育

市は、出前講座や町の防災訓練の機会をとらえて、市民に対する防災教育を実施する。

(1) 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎的知識並びに防災に対する個人的及び集团的心得について講座を実施する。

(2) 実習

初期消火訓練や心肺蘇生法等の救護の方法、並びに防災物品の使用方法等について知識と技術を習得させる。

5 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

6 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2 防災広報

【市（総合政策部広報課・市民安全部防災課・消防本部・教育委員会）、中部電力株式会社、愛知県LPガス協会、自主防災組織】

1 パンフレット、チラシ等の配布

市民に対し、広報紙を通じて防災に関する周知・啓発を行うほか、浸水深を示した浸水実績図等を掲載した防災マップ及び広報パンフレット等を作成配布して防災意識の高揚を図る。防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、愛知県避難誘導標識等設置指針も参考とするものとする。市及び県は災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、市は、地域の浸水特性を知るとともに、災害の種類や規模によっていつ避難するか、どのような行動をとるべきかを判断するための水害対応ガイドブックや標準的な防災行動を時系列的に整理したマイ・タイムラインの作成について、市民の水害に対する防災力向上を図るため、広く周知し積極的に活用するものとする。

- ・ 防災に関する一般的知識
- ・ 気象情報等に関する知識

- ・避難の方法及び場所
- ・災害危険箇所
- ・過去の災害事例
- ・平常時及び災害発生時の心得
- ・自主防災組織の意義

なお、広報の重点事項は、次のとおりとする。

(1) 平常時の防災一般に関する心得

- ア ラジオ、テレビなどの気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 災害時に、隣り近所の人と協力して避難などができるように事前に話し合っておく。
- ウ 停電に備えて、懐中電灯、ラジオなどを用意しておく。
- エ ライフラインの停止に備え、最低3日分、できれば7日分程度の水、食料等を用意しておく。
- オ 付近の地形からみて、どんな災害が起きやすいかよく知り、災害がおこった場合の安全な避難路及び避難方法を確かめておく。
- カ 避難するときの携行品を非常用持出し袋に入れ、準備しておく。
- キ 家や塀、商店の看板などを補修し、溝や下水は流れをよくしておく。
- ク 日ごろから、建築物等の石綿使用状況の把握をしておく。
- ケ 電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋根や雨どいなどに触れて漏電やスパークをおこし、火事になったり感電の危険があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。
- コ 風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は切り落としておく。
- サ エルピーガスのボンベは、倒れたり、浸水するとき流されたりしないよう安全にとめておく。
- シ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。
- ス 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

(2) 平常時から備えておく防災用品

各家庭の状況に応じて、水、食品のほか、ヘルメット、安全靴、懐中電灯、救急箱、印かん、現金、貯金通帳、ライター、缶きり、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、ラジオ、電池などのほか、感染症予防用として、マスク、体温計、アルコール消毒液、洗剤等を平常時から備えておくこと。

(3) 災害発生時に関する心得

- ア ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 外出や旅行は控える。
- ウ 窓や雨戸などは、針金で止めるか板を当てるかして早めに補強しておく。
- エ 風当りの強い場所のガラス窓は、ビニールテープなどを貼り補強しておく。
- オ 煙突、看板、塀など針金などで十分補強しておく。
- カ 浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や2階へ移す。
- キ がけの近くに住んでいる人は、大雨がつづくとき地盤がゆるみ、がけ崩れの危険があるので見まわったりして十分注意する。
- ク 石綿を含む粉じんのばく露を避けるため、むやみに被災建築物等に近づかない。
- ケ 川の近くに住んでいる人は、川の水かさには注意する。
- コ 増水などの危険を知らせるサイレン、警報に気をつけ、隣り近所に知らせ合う。

- サ 浸水してからの自宅外への避難は危険なため、早めの避難を心掛ける。
- シ 避難する時はガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを「切」にする。
- ス 警報等や避難情報の意味と内容を理解しておく
- セ 正常性バイアス等の必要な知識
- ソ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動を決めておく
- タ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動を理解しておく
- チ 自主避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて認識しておく
- ツ 家屋が被災した際に、片付けや修理の雨に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 防災展の開催

- (1) 市は、災害についての正しい知識の普及と防災知識の高揚を図るため、防災関係機関と有機的な連携のもとに防災展を開催する。
- (2) 自主防災組織、学校等は、個々に防災展を開催して防災意識の高揚に努めるものとする。この場合、市、消防本部、警察署その他の防災機関は、自主防災組織が行う防災展等の開催について積極的に応援するものとする。

第3 公的機関の業務継続性の確保

【県、市、防災関係機関】

- 1 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 2 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。
 - (1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - (3) 電気・水・食料等の確保
 - (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - (5) 重要な行政データのバックアップ
 - (6) 非常時優先業務の整理

【参考：マイ・タイムラインとは】

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものである。

その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップ（岡崎市：岡崎市水害対応ガイドブック）を用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、またどういうタイミングで避難することが良いのか自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものとなっている。（出典：国交省HP）

第2節 防災訓練の実施

防災知識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。関係機関が中心となって公共的団体、民間協力団体等が計画的な訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図る。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

なお、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努めるものとし、実働訓練の実施に当たっては、過去の災害を教訓にしたより実践的なものとする。

第1 基礎訓練

【市】

1 通信連絡訓練

気象予警報、対策通報、被害情報等を各種機関相互に迅速かつ的確に通報するための訓練で各種事態を想定して実施する。

2 非常招集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集等を実施する。

3 避難訓練

災害時に住民を安全な場所へ避難させるための指示による誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

なお、都市型水害対策訓練等避難訓練についても実施に努めるものとする。特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を行う。

4 各種救助訓練

孤立者、負傷者、溺者等の救出、救助、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

5 水防訓練

観測、通報、動員、輸送、各水防工法、樋門、角落しの操作、危険区域居住者の避難、立退き等を実施する。

6 防災訓練の指導協力

県及び市町村は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関又は自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

第2 総合防災訓練

【市（市民安全部防災課・消防本部）】

市及び防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。さらにボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとと

もに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるよう努める。

第3 広域応援訓練

【県、市（市民安全部防災課・消防本部）】

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第4 訓練の検証

【市（市民安全部防災課・消防本部）】

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3節 自主防災組織・ボランティア団体との連携

大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが予想されるがこのような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。その際、災害時において女性が抱える問題を把握し、避難所運営等への参画に期するため、平素から、各地域において女性リーダーを育てるための防災教育の実施に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

また、市は、行政、市民、自主防災組織等が対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入体制の整備とボランティアの相互協力・連絡体制を推進するものとする。

第1 自主防災組織の基本方針

【市（市民安全部防災課・消防本部）】

1 組織の考え方

- (1) 地域住民、事業所、施設等で自発的に結成されるものであること。
- (2) 日常の生活圏、職域等で自主協同の連帯意識がもたれるような組織であること。

2 組織の連携

結成された自主防災組織は、自主防災組織相互間及び既存の団体等（赤十字奉仕団、交通安全協会、PTA、女性団体等）と有機的に連携される。

3 組織の活動

自主防災組織は、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 高齢者や病人など要配慮者への連絡方法の確立

(2) 災害発生時の活動

- ア 被害状況等の情報の収集、住民に対する避難情報の伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出しや、救助物資の配布に対する協力
- カ 高齢者や病人など要配慮者の安全確保

第2 自主防災組織の設置推進

【市（市民安全部防災課・消防本部）】

- 1 本市においては、地域住民の自治組織である町内会が中心となり自主防災組織として、全市的に町防災防犯協会が設立されている。また、学区防災防犯協会連合会の役職には、防災担当委員等を積極的に配置し、町防災防犯協会の活動の支援に努めるものとしている。
- 2 事業所を単位とする自主防災組織として、自衛消防隊が結成されている。
- 3 女性防災クラブは、一般家庭における火災予防の推進等、家庭災害に対処するため、連合団体として岡崎市女性防災クラブ連絡協議会が設立されている。

第3 自主防災組織に対する指導

【市（市民安全部防災課・消防本部）、岡崎警察署】

市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実状に応じた組織づくりを働きかけるとともに自主防災組織の活動に協力し、その組織に対して積極的に指導を行い育成に努める。

- 1 自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を把握し、これらの各種活動を通じて啓発、支援、指導を図る。
- 2 組織活動の充実を図るため組織の核となるリーダーや防災担当委員等に対する研修の実施などにより、これらの組織の活性化の促進と地域防災力の強化を推進する。
- 3 各防災関係機関が自主防災組織を指導、育成する重点項目を列記すれば、おおむね次のとおりである。
 - (1) 気象情報等に関する知識
 - (2) 実践的な体験型の防災講習、防災訓練等の実施
 - (3) 防災広報紙、ポスター等の発行
 - (4) 防災映画会、講習会、研究会、座談会等の開催
 - (5) 講演会の開催
 - (6) 自助、共助の精神に基づく防災活動の支援、助言
 - (7) 自主防災組織間の連絡協議会の開催
 - (8) 災害時の活動マニュアルの整備
 - (9) 組織活動については、要請に応じ関係ある市部局を派遣して指導にあたる。
 - (10) 地区防災計画策定支援業務

第4 自主防災組織に対する援助

【市（市民安全部防災課・消防本部）】

自主防災組織が整備する防災資機材の年次整備計画による備蓄の増強及び自主防災組織が実施する防災訓練に対して積極的な協力、訓練指導及び訓練用資機材の提供等の援助を行うものとする。

特に、組織の役割及び活動内容から判断して、組織に共通な防災用資機材等はあるかぎりの助成を行うものとする。

第5 ボランティア団体の受入体制の整備及び連絡体制の推進

【市（市民安全部防災課・福祉部）、社会福祉協議会、県】

1 ボランティアの受入体制の整備

ボランティアの受入れについては、発災時に「岡崎市災害ボランティア支援センター」を必要とされる場所に設置し、必要な資機材を確保する。

また、平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努めるとともに、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得てボランティア支援センターの立ち上げ訓練を行う。

2 ボランティアコーディネーター養成講座の開催

ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保及びボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとし、レベルアップ講座等を受講させるものとする。

3 災害ボランティアの活動環境の整備

市は、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

4 防災リーダー等の活用

市は 防災リーダー、防災担当委員、NPO法人等は、平常時から市内の自主防災組織の活動を支援するものとする。このため市は、防災リーダーや防災担当委員等に対して継続的な資質向上の機会を用意し、自主防災組織との連携を支援する。

5 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、平常時から自主防災組織が消防団、企業、学校、NPO・ボランティアなど防災関係機関同士で密接な関係（ネットワーク）を築くため、必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

また、支援に関係する多様な主体を三者連携体として整理するとともに、平常時から情報共有会議の開催や訓練の実施を行うなど、発災時に各主体が連携して支援活動を行うためのプラットフォームを整備する。

6 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

【市（市民安全部防災課）】

市は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努め、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援する。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 企業防災の促進

第1 基本方針

【市（経済振興部商工労政課）、商工団体】

1 企業防災の重要性

企業（事業者）の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、岡崎市防災基本条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan/BCP）等の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の果たす役割が十分に実施できるように、事業継続計画等の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 対策

【市（経済振興部商工労政課）、商工団体】

1 企業の取組

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画等を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画等を策定に努め、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や緊急避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 企業防災の促進のための取組

市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第5節 相互応援体制の整備

第1 方針

- 1 市内において災害が発生し、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に備え、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。
- 2 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 3 県、市町村及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2 実施内容

【市（総合政策部、市民安全部防災課、社会文化部多様性社会推進課）、防災関係機関】

市は災害発生後、自力で対応が困難となり、必要があると認められる場合において、法令及び応援協定等に基づいて、県、他市町村及び他の防災関連機関等に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請、受入れのための体制整備を図るものとする。

1 応援協定の締結等

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。
(協定書等 別冊附属資料掲載)

2 応援要請、受入れ体制の整備

市は、災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

また平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関連機関等との間で、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

東日本大震災においては、行政と高校とが連携して避難所運営等にあたった事例がある。市は、市内の全県立高校との一時緊急避難場所及び避難所に係る協定のもと、今後、より一層の連携強化を図り、防災教育の実施や災害時における高校の協力を得るための手法等を検討していく。

また、市内の大学・短期大学との間においても、所有する施設の提供や災害時のボランティア活動等についての支援に係る協定のもと、今後、同様に大学・短期大学の協力を得るための手法等を検討していく。

3 他自治体災害時の応援活動体制の整備

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図るものとする。また、市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。特に、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うためには、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、自己完結型の体制とする。

4 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

5 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

(1) 防災活動拠点の確保等

県及び市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

(2) 物資活動拠点の整備

市は、大規模災害時に発生する、物資受入やラストワンマイルといった課題を解消するため、以下の機能を有した物資輸送拠点の整備を進めるものとする。

ア 大量の備蓄物資や支援物資を保管可能な倉庫機能

イ 物流関係の支援者をはじめ、消防や警察機関等の支援者が活動可能なスペースや通信機器等

ウ 大型車両等が円滑に進入可能な通路

6 受援体制

(1) 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるため、災害対策本部に受援調整班を設置するものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

(2) 訓練、検証等

県及び市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各

種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

7 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して行う。その際、派遣職員が被災自治体から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまでを各自に携帯させる自己完結型の体制とする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等の徹底や、適切な空間の確保に配慮する。

(1) 応援内容

ア 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

(ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

(ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(エ) 救助、応急復旧及び被災者の健康管理に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

イ 避難場所等の相互使用、緊急輸送道路の共同啓開等県市境付近における必要な措置

ウ その他特に要請があった事項

(2) 経費負担

(「地震災害対策計画 第3編 第2章 第2節 応援要請・受入体制の確保」参照)

8 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市町村は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

県及び市町村は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第6節 防災に関する調査研究の推進

第1 調査研究体制の確立

【市（市民安全全部防災課）】

災害は、広範囲な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する調査研究体制を確立し、その効率的推進を図り、各地域の特性及び災害の種類に応じた防災施策樹立の参考に資する。

第2 重点を置くべき調査研究事項

【市（市民安全全部防災課）】

1 危険区域の把握

災害の発生のおそれのある地域ごとに、次の事項及び現況調査を行い、その実態を把握する。

(1) 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況、池沼の貯水量等

(2) 地すべり危険地域

地形、地質、降水、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況等

(3) がけ崩れ危険地域

土質、地形のこう配状況、飽和雨量、立木の状況等

(4) 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、工事等特殊施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

第3 調査研究成果の活用

【市（市民安全全部防災課・都市政策部都市計画課・土木建設部土木管理課）】

1 調査研究成果の活用

調査研究成果を将来の具体的な防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録し広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。また、その一手段として防災カルテ・防災マップ・防災マニュアルを作成する。

さらに、災害危険区域及び避難所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

3 地籍調査

市は防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第7節 災害廃棄物処理に係る事前対策

第1 市町村災害廃棄物処理計画の策定

【市（市民安全部防災課、環境部廃棄物対策課）】

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

1 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

さらに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動

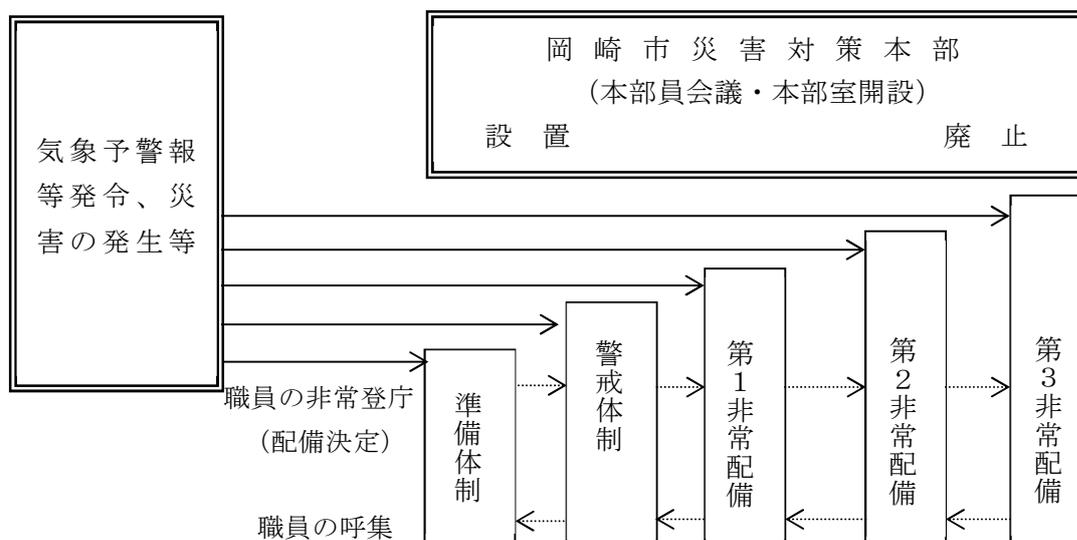
第1節 職員の動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対応活動に対処する職員の動員配備体制について定めるものとする。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

1 非常配備体制

職員の非常配備体制は、次に示すとおり準備体制から第3非常配備とする。



2 非常配備区分の決定基準（風水害）

非常配備の時期は、次の基準のとおりとする。

区分	非常配備の時期	非常配備の編成	災害対策本部
準備体制	1 小規模の災害が発生するおそれ※1があるとき又は発生した※2とき 2 矢作川避難計画に基づく「自主的な避難の呼びかけ」の実施について検討を開始したとき	防災課で所要の人員が情報収集伝達業務に従事する体制	設置
警戒体制	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報のいずれかが発表されたとき	災害対策本部統括調整部およびその他必要な人員が情報収集伝達業務に従事する体制	設置
第1非常配備	1 小規模の災害が発生し、更に災害が拡大するおそれがあるとき 2 矢作川避難計画に基づく「自主的な避難の呼びかけ」を実施するとき	全組織の若干数の人員をもって災害応急対策を推進する体制	設置
第2非常配備	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	全組織の1/2の人員をもって災害応急対策を推進する体制	設置

第3 非常配備	1 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のいずれかが発表されたとき 2 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	全組織をもって災害応急対策を推進する体制	
------------	---	----------------------	--

※1 浸水警報装置が4か所以上で第1段階の浸水を検知したときなど

※2 風雨により倒木が発生したときなど

3 非常配備体制の決定

【市（統括調整チーム）】

非常配備体制の決定は次のとおり行うものとする。ただし、決定者の不在等により、直ちに決裁を得られない場合には、事後に承認を得るものとする。

- (1) 警戒体制 防災課長が、市民安全部長の承認を得て行う
- (2) 第1非常配備 防災課長が、市民安全部長の指示を受け、副市長の承認を得て行う
- (3) 第2非常配備 防災課長が、市民安全部長の指示を受け、副市長の承認を得て行う
- (4) 第3非常配備 市民安全部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う

4 代決者

災害時の命令系統及び順序は下記のとおりとし、不在又は連絡不能の場合は、次の順序の者が直ちに災害対策に関する職務を遂行し、事後にその承認を受けるものとする。また、直属の上司が不在又は連絡不能の場合は、さらにその上司の指示を受ける等命令系統の明確化を図る。

- (1) 市長（災害対策本部長）
- (2) 副市長（災害対策副本部長）
 - * 両副市長の順序は、岡崎市副市長事務分担規則（平成13年岡崎市規則第24号）による。
- (3) 各部長担当職（災害対策本部員）
 - * 岡崎市災害対策本部要綱第2条第4項の本部員の記載順序による。

5 非常配備の伝達

【市（統括調整チーム）】

職員の非常配備の伝達方法については、あらかじめ岡崎市災害対策本部活動要領に定めるものとするが、おおむね次のとおりとする。

- (1) 平常勤務時の場合

防災課は、気象予警報等の受領に基づき、庁内放送、庁内イントラ、加入電話、FAX等により、気象予警報等の種類及び配備の種別を伝達するものとする。
- (2) 休日又は勤務時間外の場合

防災課は、気象予警報等の受領に基づき、あらかじめ定められた連絡網により非常連絡員に加入電話により、気象予警報の種類及び配備の種別を伝達するものとする。
- (3) 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、あらかじめ登録してある職員に防災緊急情報一斉伝達装置などを使用して一般加入電話、携帯電話へ連絡する他、Eメール等の新しい情報メディアの利用を推進する。

(4) 非常連絡員の設置

災害対策本部の当初の非常配備の伝達等を的確に行うため、部等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ設置しておく。

6 職員の非常参集

【市（統括調整チーム）】

- (1) 気象予警報等の発表により、非常配備が指令される場合は、積極的に定められた災害応急対

応活動につくものとする。

- (2) 初動対応に当たる職員については、あらかじめ定められた参集場所への参集を目指すこととするが、それが不能となった場合は、以下に基づき行動する。

ア 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため定められた参集場所への参集が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、次に示す参集可能な本庁を含む最寄りの支所に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

支 所 名	位 置
市役所本庁	岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎支所	岡崎市羽根町字貴登野 15 番地
大平支所	岡崎市大平町字皿田 6 番地
東部支所	岡崎市山綱町字天神 2 番地 9
岩津支所	岡崎市西藏前町字季平 45 番地 1
矢作支所	岡崎市矢作町字尊所 45 番地 1
六ツ美支所	岡崎市下青野町字天神 64 番地
額田支所	岡崎市檜山町字山ノ神 21 番地 1

イ 参集した場合の措置

(ア) 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課、職氏名及び参集場所へ参集できない理由を報告する。

(イ) 当該出先機関の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、防災行政無線が利用できる場合等は、前記(ア)により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

ウ 参集場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

(3) 地域支援員

ア 目的

本庁及び各支所へ参集し、地域支援隊を運用するとともに、指定緊急避難場所等の運営管理を統括するものとし、開設後は、避難所運営本部及び各支所と連絡を取りつつ、避難所の生活環境の整備を図り、避難者による自主運営活動が円滑に行われるように情報の提供などの支援活動を行うものとする。

イ 人員

280 人程度

ウ 業務内容、責務等

(ア) 担当避難所施設に出向、開設し、建物の安全確認を実施したのち、避難者を受け入れる。

(イ) 避難所状況報告書により、関係事項を避難所運営本部に報告する。

(ウ) 食料などの管理、配給及び負傷者等の対応を行う。

(エ) 管内の被害状況等の情報を収集し、災害対策本部へ報告する。

(4) 勤務時間外の非常配備につかない職員の職務

災害対策本部が設置された場合において、非常配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近及び登庁の経路の災害状況を把握し、災害対策本部へ通報するよう努め、いつでも非常配

備につけるように待機をするものとする。

第2節 災害対策本部の設置

【市（統括調整チーム）】

1 災害対策本部の設置及び廃止の時期

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、岡崎市災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止する。

また、市長は、災害地に現場災害対策本部を置くことができる。

なお、岡崎市水防計画による岡崎市水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合される。

2 災害対策本部の設置基準

(1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）による次の警報の一以上が市に発表されたとき。

- | | |
|---------|-----------|
| ア 大雨警報 | カ 大雨特別警報 |
| イ 暴風警報 | キ 暴風特別警報 |
| ウ 洪水警報 | ク 暴風雪特別警報 |
| エ 暴風雪警報 | ケ 大雪特別警報 |
| オ 大雪警報 | |

(2) 矢作川避難計画に基づく「自主的な避難の呼びかけ」を実施するとき。

(3) 小規模以上の災害が発生したとき、または更に災害が拡大するおそれがあるとき。

3 災害対策本部の組織

(1) 組織構成

岡崎市災害対策本部条例（昭和38年岡崎市条例第7号）の規定により構成するものとする。

（岡崎市災害対策本部条例 別冊附属資料 掲載）

（組織図 岡崎市災害対策本部活動要領 掲載）

(2) 職

ア 本部長（市長）

本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 本部長付（教育長、水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市民病院長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長がともに事故があるときは、その職務を代行する。

エ 部長（本部員のうちから本部長が指名）

本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

オ 部員（その他の職員のうちから本部長が指名）

部長の命を受けて部の事務を処理する。

カ 本部員

各部等の長（担当部長を含む）その他本部長が必要と認める者

（注）本部員会議は次の者で構成する。

本部長、副本部長、本部長付、本部員

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置の決定

気象情報、被害情報等に基づく防災課長の報告をもとに、市民安全部長が状況を判断し、市長の承認を得て、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第23条第1項の規程に基づき、災害対策本部の設置を決定する。ただし、緊急を要し、市民安全部長が不在かつ連絡不能の場

合は防災課長が代行する。

(2) 現地災害対策本部設置の決定

災害の発生が局地的である場合、通信・交通途絶が発生又は発生する恐れがある場合又は現地での災害応急活動を集中的、統合的に実施する必要がある場合には、市民安全部長が状況を判断し、市長の承認を得て、災対法第23条第5項の規程に基づき、現地災害対策本部の設置を決定する。

現地災害対策本部は、災害対策本部と連携を図りながら災害対策業務の効果的实施にあたるものとする。

(3) 職員の動員

防災課長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。

また、災害応急対策に従事する職員は腕章を着用する。

(腕章 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載)

(4) 災害対策本部又は現地災害対策本部設置の通知

防災課長は、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに、非常連絡員にその旨を通知するとともに、状況に応じて、市長を通じ愛知県災害対策本部等の関係機関へその旨を通知する。

5 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本的事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議を開催する。

(本部員会議の構成 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載)

(2) 本部員会議の協議事項

本部員会議は、災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、概ね次の事項に関し協議する。

ア 第2非常配備体制以上への切替え及びこれらの廃止に関すること

イ 避難のための立退き指示に関すること

ウ 被害情報及び被害状況の分析とそれに伴う応急対策活動の基本方針に関すること

エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること

オ 災害救助法の適用についての意見に関すること

カ 被災者支援窓口の設置に関すること

キ 災害ボランティア支援センターの設置に関すること

ク その他災害対策に関する重要事項

(3) 部及び課等の運営

災害対策本部の部及び課等は、本部員会議の決定した方針及びあらかじめ策定したマニュアルに基づき災害対策業務の実施にあたる。

また、各部、課等及び共同で、その際のマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部長は、教育委員会に対し、災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

(4) 関係機関との連携の確保

災害対策本部は、必要に応じ、次に掲げる事項について、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めるものとする。

ア 災害に関する情報を収集すること。

イ 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害応急対策を実施すること。

(5) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(6) 今後の運営体制

災害時において地域密着型の対応ができるようにするため、支所の地域本部機能の確立について検討していく。

(7) 愛知県災害対策本部西三河方面本部からの受け入れ

西三河方面本部より災害応急対策要員（県職員）が派遣された場合、密接に連携の上、情報共有を図り、一体となって災害応急対策に当たるものとする。

6 災害対策本部室

(1) 本部室の設置

気象業務法に基づく警報のうち大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、氾濫警戒情報若しくは矢作川氾濫警戒情報の一以上が発表されたときその他災害の状況により必要なときは、気象予警報、被害状況その他災害の状況に関する情報の収集並びに防災関係機関及び関係部局との連絡調整を行うために、市東庁舎 2 階防災課又は市東庁舎 1 階防災展示コーナーに災害対策本部室を開設する。また、各支所において地域支援隊を開設する。ただし、災害の状況に応じてその都度市民安全部長が指定する会議室等に設置することがある。なお、市庁舎が被災した場合には、福社会館の会議室等に設置する。

(2) 本部室の職員

災害対策本部室及び支部で従事する職員は、原則として岡崎市災害対策本部活動要領に定める職員とするが、災害の状況によっては、市民安全部長が指示する職員とする。

(3) 本部室の電話番号等

ア 本部室には、次の有線電話を設置する。

23-6777(受信可能本数 20 本)、

23-6*** (受信可能本数 20 本 防災防犯協会、防災関係機関専用)

イ 本部室には、次の無線局を設置する。

防災行政無線（ちいきおかざき 100）

愛知県高度情報通信ネットワークシステム・県波（ぼうさいおかざきし）

7 活動体制の見直し

近年激甚化する災害では、被災自治体で全庁的な対応が出来なかったことから、災害対応に遅れが生じた事例があるため、災害活動体制については、災害の発生形態や規模等に応じて、見直しを行うものとする。

第3節 通信連絡

災害発生時における災害情報、防災関係機関相互の連絡を迅速かつ確実に伝達する通信連絡の方法について定めるものとする。

【市（統括調整チーム・救助・消火チーム・上下水道確保チーム）、防災関係機関】

1 計画方針

災害時の通信情報連絡手段は、原則的には有線通信設備によるものとするが、有線の途絶を考慮し、無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用していくものとする。

また、災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

さらに、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

2 通信連絡体制

(1) 指定電話及び通信連絡担当者

通信連絡の円滑な実施を図るため、市及び第1編第6節に掲げる防災関係機関は、あらかじめ指定電話及び連絡担当を定め、通信連絡窓口の一本化を図るものとする。

(2) 市の通信連絡体制

市の災害に係る通信窓口は、災害対策本部が設置されていない場合は、市民安全部防災課が担当し、災害対策本部が設置された後は、本部室が、各防災機関との通信連絡にあたる。

なお、災害対策本部の各部内の連絡責任者については、別に定める岡崎市災害対策本部活動要領の非常連絡員とする。

(3) 有線電話の優先利用等

各防災関係機関は災害発生時等において、電話の異常ふくそうにより一般通話が制限される場合もあり得ることも考慮して、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社に「災害時優先電話」として登録し「災害時優先電話」による情報の収集、伝達等に努めるものとする。

ア 非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、すべての通話に優先して接続される。

西日本電信電話株式会社東海支店及び市は、異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないよう、平常から住民に対し災害発生時における電話使用の自粛を呼びかけておくものとする。

イ 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。（8時から19時までの受付）

(ア) 非常扱いの電報の申込みであること

(イ) 発信電話番号と機関などの名称

(ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称

(エ) 通信文と発信人名

ウ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲

げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。（8時から19時までの受付）

(ア) 緊急扱いの電報の申し込みであること

(イ) 発信電話番号と機関などの名称

(ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称

(エ) 通信文と発信人名

(4) 被災地域への通信の疎通確保対策

・災害用伝言ダイヤルの活用

西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信確保対策として災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板を運用する。KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社でも同様のサービスを運用する。

ア 災害用伝言ダイヤル

地震など大規模災害時に、安否確認、見舞、問合わせなどの電話が急激に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が発災当日～数日間続くことが想定される。災害用伝言ダイヤル（171）は、被災地の方などの電話番号及び携帯電話等の番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメールサービスである。

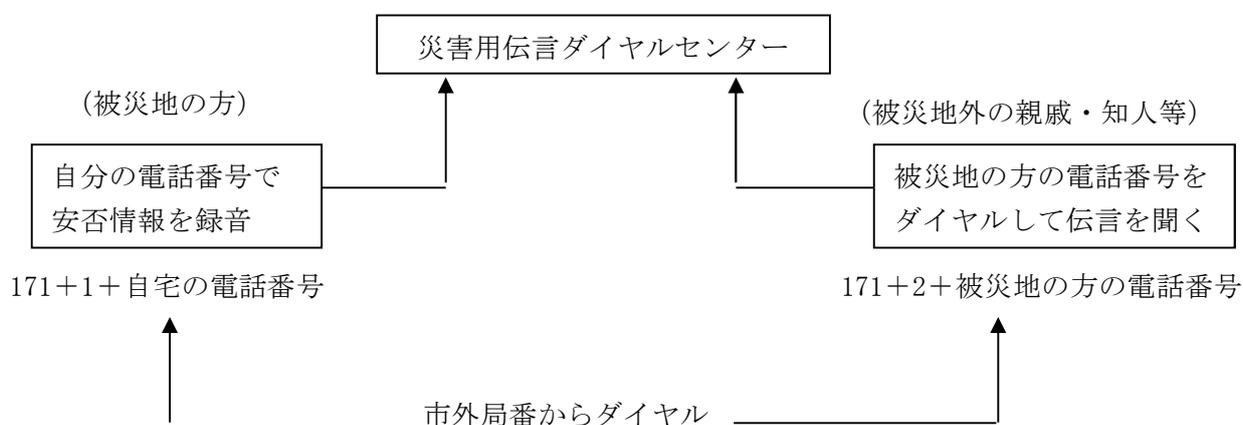
イ 災害用伝言板

災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認が可能なサービスで、災害等の発生時、被災地域（避難所等を含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能である。また、登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能。

（市主要災害通信施設 別冊付属資料掲載）

災害用伝言ダイヤルのシステム

※被災地の電話番号
(キー)で伝言を登録・再生する。



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号 (キー)	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市内局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。）
利用可能電話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS （一部の通信事業者は今後拡大予定）
伝言蓄積数 伝言録音時間	電話番号あたり1～20伝言（提供時にお知らせする。） 1伝言30秒以内
伝言の保存期間	提供終了まで
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	伝言蓄積等のセンター利用料は無料。 NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。 携帯電話、PHS、IP電話からの利用に関しては、各種通信事業者のサービスとなるため、使用者が加入しているキャリアへの確認が必要。
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

3 有線通信途絶の場合

(1) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

(オ) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

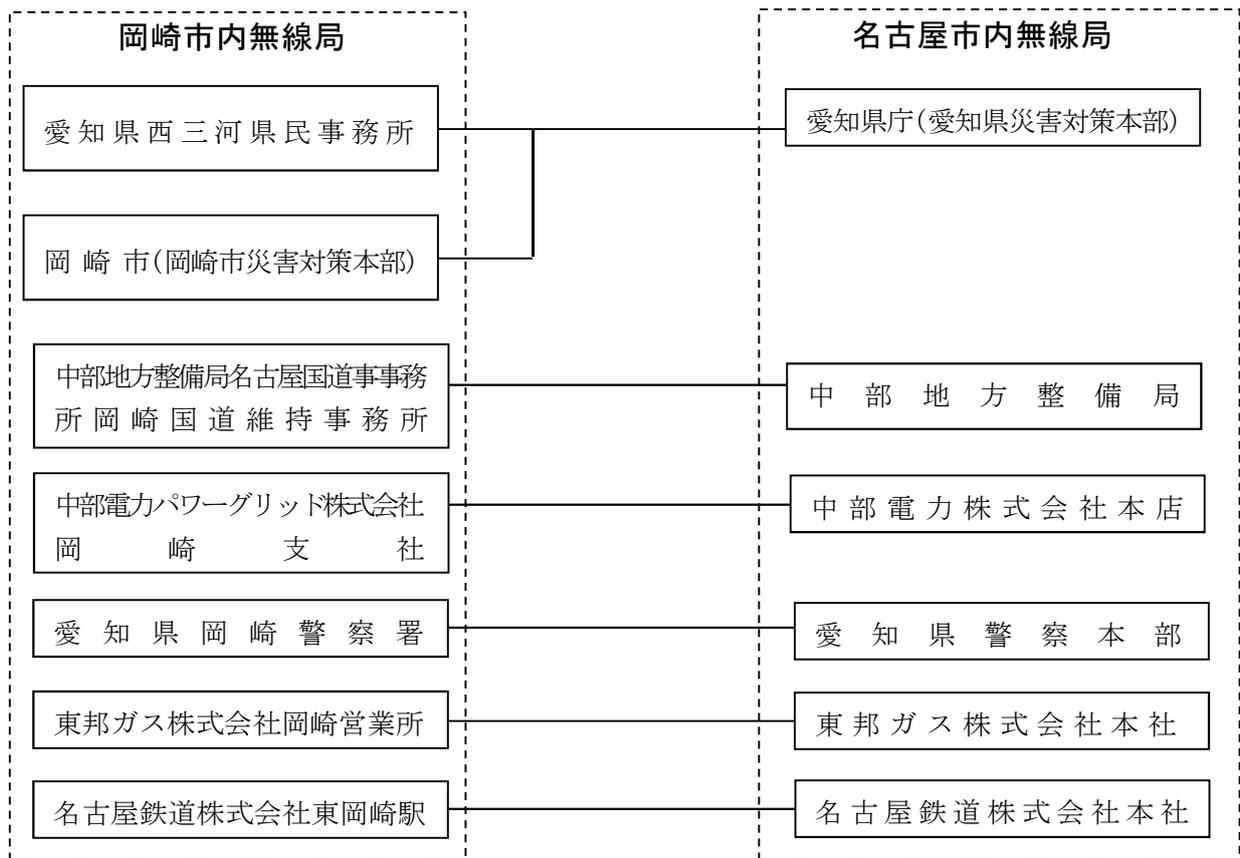
イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。



(2) 有線途絶の場合は、市は防災行政無線（市波、広域波、県波）、企業無線、消防救急無線施設のほか他機関の無線通信施設を活用するものとする。

第4節 情報の収集及び伝達

気象、水象、火災等に関する予警報等被害状況報告その他災害に関する情報は、災害応急対策を実施するうえにおいて欠くことのできないものであるため、迅速かつ確実に収集し、及び伝達する要領等について定める。なお、収集、伝達にあたり、災害応急対策責任者（市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。）は、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めるものとし、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。また、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めるものとする。

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

【市、防災関係機関】

1 予警報の受領及び伝達

災害対策本部の設置に関する予警報の受領及び伝達は、迅速かつ確実さが要求されるので、それぞれの担当者、受領方法、通報先等は、岡崎市災害対策本部活動要領及び岡崎市災害活動マニュアルに定めるものとする。

2 異常現象発見時の通報

災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、その現象が火災又は水防に関するものは消防機関（水防機関）、その他のものは名古屋地方気象台その他の防災関係機関又は警察官に通報する。この場合において、異常現象を承知した防災関係機関は直ちに県、隣接市町村その他関係機関に連絡する。

3 重要な被害状況の伝達

災害対策本部の各組織は、次に掲げるところにより所管する事項の被害状況について、逐次速やかに電話等により県防災関係機関へ伝達を行う。

また、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害等を覚知したとき、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

そして、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

おつて、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

伝達のための情報通信手段としては、原則、防災情報システムを有効活用するものとするが、防災情報システムが使用できない場合及び国の直接即報に該当する場合は、様式によるものとする。



(県に報告できない場合及び国の直接即報基準に該当する場合)

伝達の対象となる被害

被害の種類	伝達する被害状況
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)
人的被害、住家被害等	人的被害、住家被害 避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・貯水池・ため池、砂防施設等の被害
	港湾及び漁港施設被害
	道路・橋りょう被害
	鉄道施設被害
	電信電話施設被害
	電力施設被害
	ガス施設被害
水道施設被害	

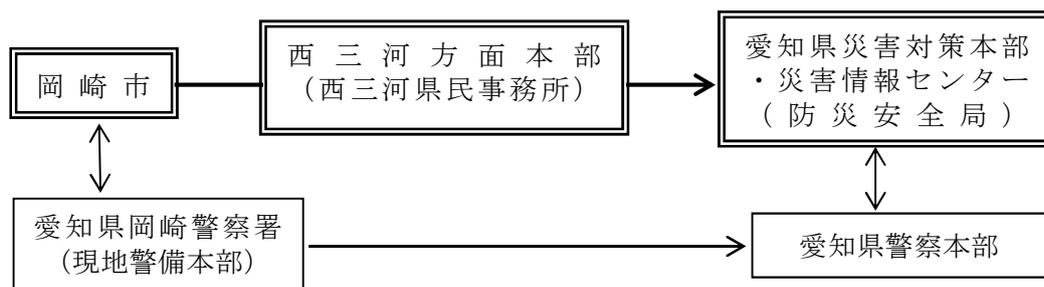
(1) 人的被害、住家被害等

ア 報告を要する場合

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められるとき

イ 報告系統

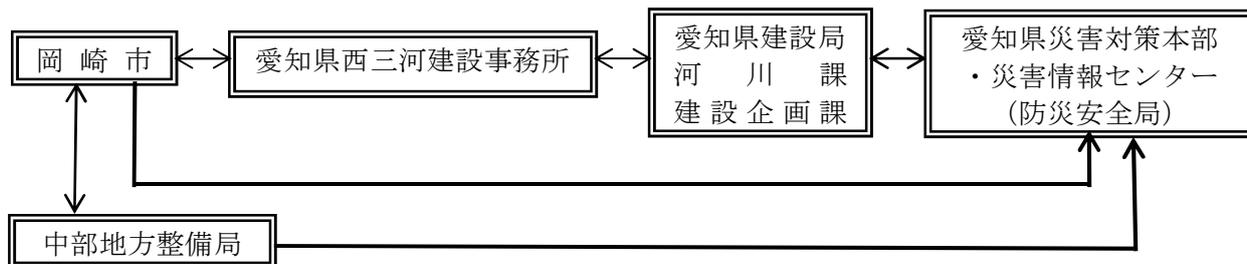


(2) 河川被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 重大な被害(河川堤防の決壊、溢水等)が発生したとき、又は応急復旧したとき

イ 報告系統

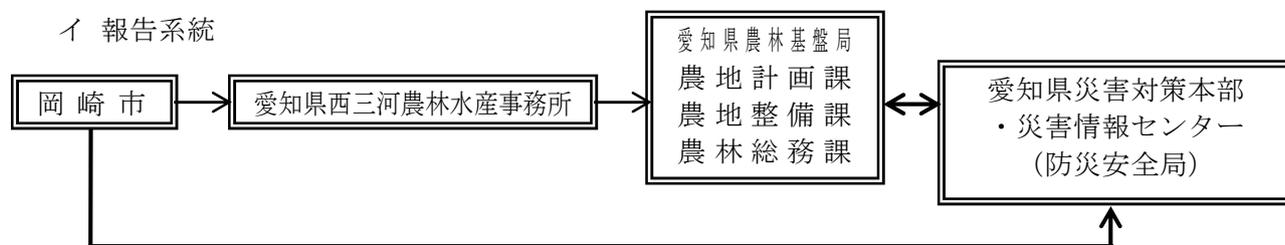


(3) 貯水池・ため池等被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき
- (エ) 林業施設(林地、治山施設、林道)等に重大な被害が発生したとき

イ 報告系統

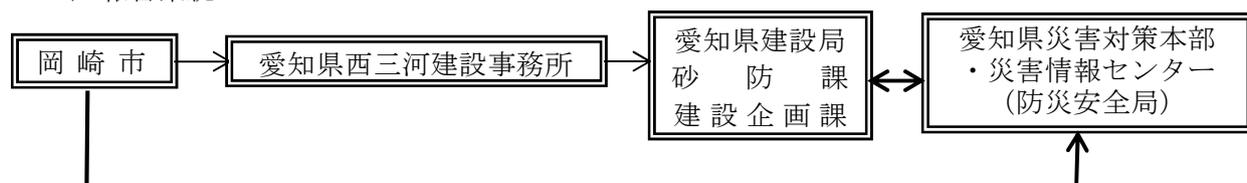


(4) 砂防施設被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 重大な被害(えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき)が発生したとき、及び応急復旧したとき
- (イ) 土砂災害警戒区域(土石流)において、土砂流出が発生したとき
- (ウ) 土砂災害警戒区域(土石流)以外であっても、土砂流出により人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき
- (エ) 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)で斜面崩壊が発生したとき
- (オ) 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)以外であっても、斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき
- (カ) 土砂災害警戒区域(地すべり)において、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき

イ 報告系統



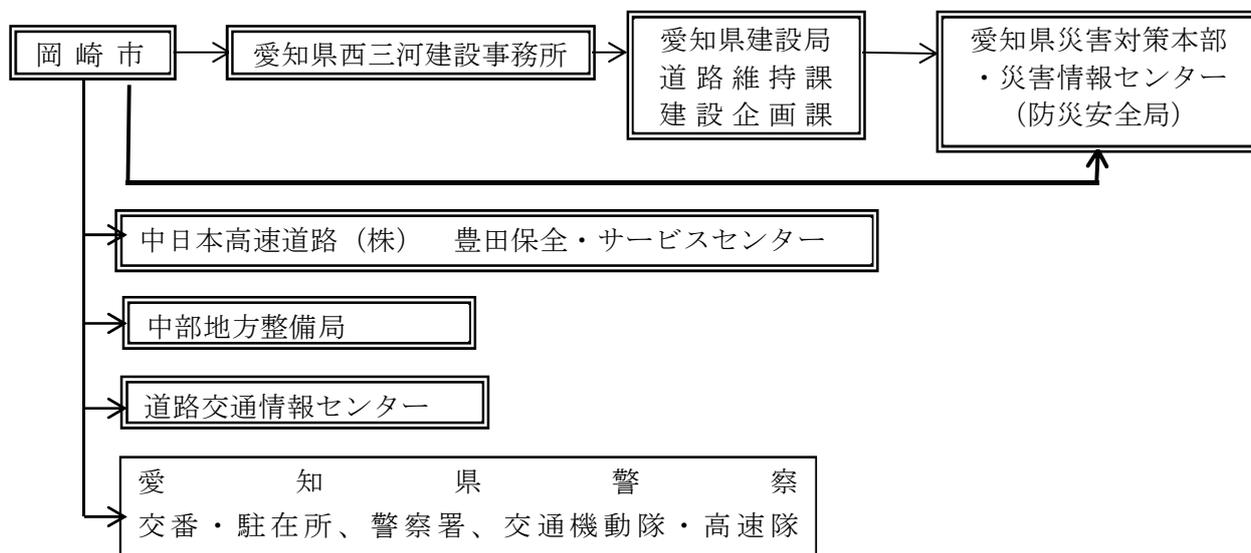
(5) 道路・橋りょう被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき

- (ウ) 事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制をしたとき
- (エ) 重大な災害等が発生したとき
- (オ) 事前通行規制をしたとき
- (カ) 応急復旧したとき
- (キ) 通行規制を解除したとき

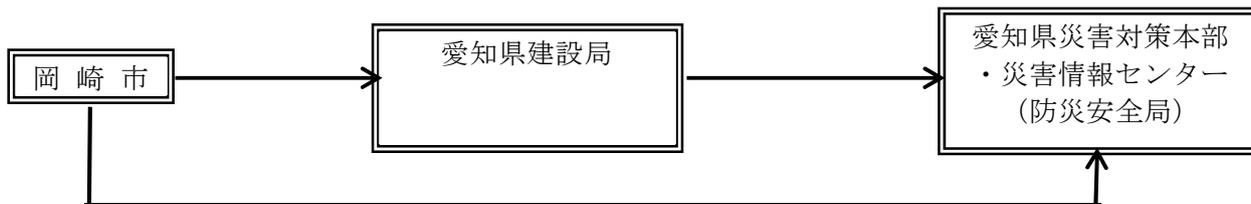
イ 報告系統



(6) 水道施設被害

- ア 報告を要する場合
- 県災害対策本部が設置されたとき

イ 報告系統



(7) 被害状況等の相互伝達

(1)から(6)に掲げる人的被害・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、砂防施設被害、道路・橋りょう被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係る情報を、愛知県地域防災計画に定める機関に報告のほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

また、捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するも

のとする。

また、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、別に定める公表方針に基づき実施するものとする。

(災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について
別冊附属資料掲載)

(8) 被害情報の収集

市は、人的被害の状況（安否不明者・行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するにあたり、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(9) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(10) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

第5節 災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の混乱した事態に、被害の状況、応急対策の実施状況等を市民に周知し、人心の安定と社会秩序の回復を図るために行う広報についての定めるものとする。

【市、防災関係機関】

1 関係機関相互の連絡

防災関係機関は、広報活動を実施するにあたっては、連絡を密にし、各機関相互に錯さぬよう万全を期するものとする。

2 広報資料の作成

(1) 災害の状況、応急措置の状況等の広報資料の編集に当たっては、必要に応じて関係機関その他各種団体等に対し、情報の提供を求めて実施するものとする。

(2) 写真等の収集

写真は、被害調査の際撮影した写真等を用いる。必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を実施するものとする。

3 広報活動の内容

市及び各機関は、(1)の手段を有効に組み合わせて、(2)の事項について、市民への災害広報を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

また、県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(1) 広報の手段

- ・報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供（災害情報共有システム（Lアラート））
- ・防災行政無線
- ・コミュニティ放送を利用した防災ラジオ（緊急告知放送を含む。）やケーブルテレビの放送（L字放送を含む。）
- ・インターネットWebサイト掲載
- ・携帯電話による情報提供（おかげさき防災緊急メール、「緊急告知エリアメール」を含む。）
- ・広報紙等の配布
- ・広報車の巡回
- ・その他広報手段（ソーシャルメディアによる情報提供についても活用する。）

(2) 広報すべき事項

- ・気象に関する情報
- ・河川の水位の情報
- ・公共交通機関の情報
- ・被災者生活支援に関する情報
- ・感染症予防に関する情報
- ・その他の情報

(3) 災害発生直後の広報

ア 災害の発生状況

イ 市民のとるべき措置

ウ 避難に関する情報（緊急避難場所、避難情報）

- エ 救護所の開設状況
- オ 道路・河川情報
- カ その他必要事項

(4) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、復興支援金・救援物資の受け入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

4 雨量、水位等の情報の提供

雨量・水位等情報集約システムを使用して、市内各地の雨量、河川水位、貯留池情報等を集約し、防災緊急情報として市Webサイト、携帯電話等で情報の提供を行う。

5 浸水警報装置

(1) 浸水警報装置の整備

市は、住宅や道路の水位を観測する「浸水計」、河川の水位を観測する「水位計」及びこれらの計測機器と連動した「警報装置」を整備する。

(2) 浸水情報の提供

「浸水計」や「水位計」等から得られる浸水情報について活用するとともに、異常時において迅速に住民に周知を行うため、通信媒体等による情報発信可能なシステムの体制整備を図る。

第6節 災害救助法の適用

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関（救助実施市の区域を除く。）となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第13条第1項及び同法施行令第17条第1項の規定により市が行うこととする事務の内容及び市が当該事務を行うこととする期間を市に通知することとし、この場合において、市は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。

2 災害救助法による救助の種類等

災害救助法による救助は、次に掲げる事項である。

- (1) 受入施設（避難所及び応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被害者の救出
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 死体の埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理
- (12) 障害物の除去
- (13) 要配慮者の輸送

3 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

4 適用基準

災害救助法の適用にあたっては、以下の基準に従うものとする。

- (1) 市区町村の全壊、流出等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第1)

市(区)町村の人口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- (2) 被害世帯が(1)の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市区町村の被害世帯数が次に示す世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第3)

市（区）町村の人口		被害世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)に達しないが、県下で被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって市区町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市区町村の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体の影響を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合。

5 被害世帯の算定

(1) 住家の被害程度は、住家は滅失した世帯、即ち全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は上砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

(2) 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

(3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

6 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等の基準は内閣府の告示のとおりである。

(災害救助法による救助の程度、方法及び期課並びに実費弁償の基準 別冊附属資料掲載)

第7節 水防・土砂災害対策

第1 水防

【市（統括調整チーム・土木・建築チーム・上下水道確保チーム・救助・消火チーム等）】

洪水・内水氾濫による水害の発生、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動については、「第5編 水防計画」により定めるところによる。

第2 土砂災害対策

【市（統括調整チーム・土木・建築チーム）、県】

1 気象予警報及び情報の収集、伝達

気象予警報及び危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集、伝達は、迅速、確実に行うものとする。この場合において危険区域に関する情報の内容は、次のとおりとする。

ア 急傾斜地の地表水、湧水及び亀裂の状況

イ 竹木等の傾倒の状況

ウ 人家等の損壊の程度及び棟数

エ 世帯及び住民の数

警戒区域では、災害情報の伝達手段や避難体制の整備を進める。

2 危険区域の警戒体制

地域の特性を加味したうえで、基準雨量例、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）、土砂災害危険度判定メッシュ情報及び市の計測する土壌雨量指数に基づき、避難情報を発令し、危険区域の住民に警戒を促すものとする。

第8節 消防活動

火災の発生により極めて大きな人命危険が予想される。消防機関はもとより市民、事業者あわせて消防活動を行うとともに、消防機関は関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、重要地域及び重要対象物の防ぎよ、救助、救急等に当たり、火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

【市（救助・消火チーム）】

1 防ぎよ方針

- (1) 火災が発生した場合は、積極的な防ぎよを行い一挙鎮圧を図る。
- (2) 火災が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよする。
- (3) 火災が発生し、消防隊個々の防ぎよでは効果をおさめ得ない場合は、部隊を集中して人命の保全と最重要地域及び最重要対象物の防ぎよに当たる。
- (4) 大量の人命救助事象が発生した場合は、状況により、多人数の救助を優先的に実施する。
- (5) 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。
- (6) 火災等が発生し、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、他市町村へ応援を要請する。

2 重要対象物の指定

避難者の受入施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設については、災害時における重要対象物としてあらかじめ定めておくものとする。

3 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域自主防災組織の指導及び現有装備を活用して、次により出火防止、消火活動、救助救急、避難誘導その他災害の防ぎよに当たるものとする。

(1) 出火防止

発災と同時に付近住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊出場が不能又は困難な地域における消火活動及び主要避難路確保のための消火活動を行う。

(3) 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

第9節 避 難

災害により危険が急迫し、生命、身体の保護が必要と認められる地域住民を避難させる方法等について定めるものとする。(避難所 別冊附属資料掲載)

【市、自主防災組織、県、岡崎警察署、自衛隊】

1 避難のための準備情報、指示の実施責任者

(1) 市長

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、「緊急安全確保」を指示することができる。(災害対策基本法第60条)

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者には早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達し、分かりやすい言葉を用いる等、円滑な避難のための立退きができるよう配慮する。

イ アの場合及び警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに県知事に報告する。

ウ 避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門官の技術的助言を活用し、適切に判断するものとする。

エ 災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

(2) 市長（水防管理者）

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退くことを指示する。立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。(水防法第29条)

(3) 県知事

洪水、高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退くことを指示する。立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。(災害対策基本法第61条の2)

県の地域に係る災害が発生した場合において、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。市の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。(災害対策基本法第73条)

(4) 警察官

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められる事態において市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、自ら避難のため立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。(災害対策基本法第61条)

イ 災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合、避難させる等必

要な措置をする。(警察官職務執行法第4条)

(5) 自衛官

災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難させる等必要な措置をする。(自衛隊法第94条)

(6) 名古屋地方気象台及び中部地方整備局

名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行うことができる。

2 避難情報の区分

災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況(警戒レベル5)において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

(1) [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

(2) [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

(3) [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

(4) [矢作川早期避難情報]

矢作川氾濫時は、影響範囲が広いため、多数の避難者が一斉に避難を行うことにより、渋滞等の混乱が発生する可能性があるため、段階的に早期避難を行うものとする。

リードタイム	早期避難情報
24時間前	矢作川早期避難情報（第1次避難）発令
20時間前	矢作川早期避難情報続報（第2次避難）発令
16時間前	矢作川早期避難情報続報（第3次避難）発令
12時間前	矢作川早期避難情報続報（第4次避難）発令
8時間前	矢作川早期避難情報続報（第5次避難）発令
2時間前	矢作川早期避難情報続報（避難完了）発令

(5) 対象地域の設定

避難情報を発令するに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(6) 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(7) 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

3 警戒区域設定

(1) 目的と内容

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止をはかる。

(2) 警戒区域の設定の実施責任者

ア 市長

市長は、(1)のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。(災害対策基本法第63条)

イ 警察官

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。(災害対策基本法第61条)

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。(災害対策基本法第 61 条)

エ 消防職員または水防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。(消防法第 28 条、水防法第 21 条)

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

4 避難情報の伝達

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づき、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報(警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害])等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

(1) 地域住民への伝達

さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育や、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR 紙等を活用した広報活動、研修、実践的な訓練の実施のほか、マイ・タイムラインの作成により、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難指示等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティ FM 放送、固定電話・FAX、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、IP 通信網、ケーブルテレビ網、無料公衆無線 LAN(地域 BWA)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

ア 伝達方法

危険区域の住民に対する周知については、次により実情に即した方法で徹底を図る。

(ア) 防災緊急情報一斉伝達装置等による伝達

電話回線を利用して、音声による一斉連絡を行うシステムにより、町防災防犯協会長等の防災関係者に避難情報の緊急を要する伝達を行う。

(イ) エフエム岡崎を利用した防災ラジオの緊急告知放送による伝達

エフエム岡崎を利用した防災ラジオの緊急告知放送により、避難情報の緊急を要する伝達を行う。

(ウ) ミクスネットワークを利用した L 字放送による伝達

ミクスネットワークを利用した L 字放送により、避難情報の緊急を要する伝達を行う。

(エ) 緊急速報メール、エリアメールによる伝達

携帯電話を利用した緊急速報メール、エリアメールにより、避難情報の緊急を要する伝達を行う。

(オ) おかざき防災緊急メールによる伝達

携帯電話等に配信するおかざき防災緊急メールにより、避難情報の緊急を要する伝達を行う。

(カ) ソーシャルメディアによる伝達

広報ライン、広報ツイッター、広報フェイスブックにより、避難情報の緊急を要する伝達を行う。

(キ) 災害情報共有システム

災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供を行う。

(ク) その他ラジオ、テレビ放送による伝達

放送局に対して、災害情報共有システム（Ｌアラート）などを用いて勧告・指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示して放送を依頼する。

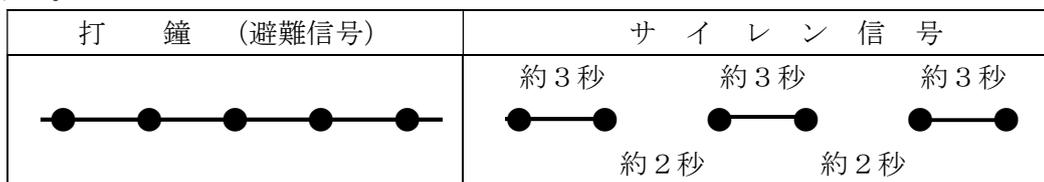
（「災害時の放送に関する協定」別冊附属資料掲載）

(ケ) 広報車による伝達

市の広報車等を利用し、関係区域を巡回して伝達する。同報無線の設置されている地域には緊急放送を行う。

(コ) 信号による伝達（水防信号）

打鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて打鐘信号とサイレン信号を併用する。



(サ) 個別訪問による伝達

避難の指示等をしたときが夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合においては、消防団、自主防災組織等により家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る措置を定めておくものとする。

イ 伝達内容

避難の指示等を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

(ア) 避難対象地域

(イ) 指示等の理由

(ウ) 避難場所の名称及び所在地

(エ) 避難経路

(オ) 火災、盗難の予防、携行品、服装等に関する注意事項

(2) 関係機関への伝達

避難の指示等を発令した場合又は警察官等から指示等を行った旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象地区、日時、避難先等を記録するとともに、必要に応じ関係機関へ連絡のうえ、協力を求めるよう措置する。

また、市長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。

5 避難の誘導

警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、地域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、原則として避難は地域住民が自主的に行うものとする。

(1) 避難の順序は、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・外国人等の要配慮者を優先し、一般人を次順位とする。

(2) 誘導経路等については、事前に検討してその安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して万全を図る。

なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努め、民生委員児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域緊急避難場所及びそ

の周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておく。

- (3) 浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域は、本計画において、洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

なお、具体的に定める内容については、第2編第2章第8節に定めるところによる。

6 避難対象者の移動手段の確保

- (1) 県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の移動手段の提供を要請することができる。
- (2) 市は、大規模河川の氾濫等による広域災害が発生するおそれがある場合において、多数の居住者等に避難の必要があった場合は、協定締結事業者等の協力を得て、移動手段の確保を行うものとする。ただし、市で必要な輸送手段の確保が困難な場合は、県に対して輸送手段の確保を要請するものとする。

7 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) マニュアルの作成

避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や発令基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

(ウ) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）、土砂災害警戒判定メッシュ情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること。なお、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険地区等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

(ア) 避難情報を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考

慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

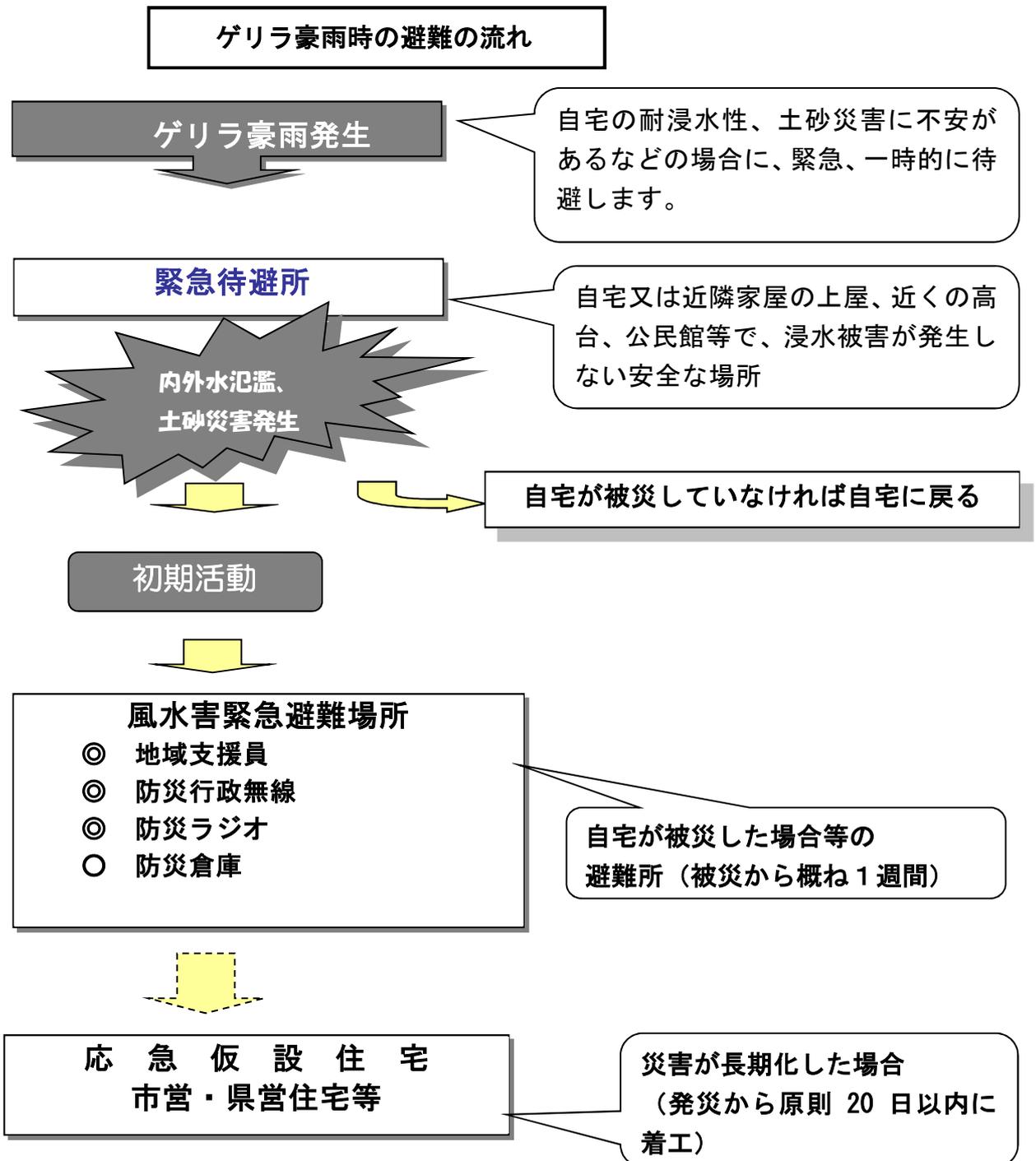
なお、土砂災害の発生が確認された場合や大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

8 ゲリラ豪雨等の避難方法

ゲリラ豪雨時には、極めて短時間で避難行動をとる必要があるため、高齢者等避難を伝達する暇がないことが想定される。そのような場合には、地域住民が自らの判断で指定緊急避難場所へ避難を行う。なお、人命を第1として、指定緊急避難場所に限らず、状況に応じて近くの高台、自宅又は近隣家屋の上屋、公民館など地域で指定した「緊急待避所」への緊急待避行動をとる又は、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動「屋内安全確保」の安全確保措置をとり、その後、必要に応じて、避難所への避難を行う。(下図参照)



9 学校、要配慮者関連施設等における避難対策

児童、生徒及び要配慮者等の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れ、混乱による危険が予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、あらかじめ次のことを定め、適宜避難訓練を実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領

10 避難所開設

災害のため、現に被害を受け又は受ける恐れがあるため避難した者を、一時的に受入れ保護するために避難所を開設するものとし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。これらの施設は、あらかじめ施設の安全性を確認し、避難所が危険で不相当となった場合は、別の避難所へ移送する。なお、市内において避難所を確保できず、緊急を要する場合は、近隣自治体と協議するものとする。

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を緊急避難場所として借り上げ、感染予防対策として分散避難を行うため、避難所の補完的施設など多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じるものとする。

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について県知事に報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所
- (2) 開設箇所数及び受入人員
- (3) 開設期間の見込

11 避難所の管理

避難所を開設したときは、秩序保持等のため、次の措置を行う。

- (1) 避難者に対する災害情報の伝達
- (2) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (3) 避難者に対する各種相談業務

12 避難者に対する救援

避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、奉仕団等の協力を得て、避難した被災者に対し、必要に応じ次の救援を行う。

- (1) 給水、給食
- (2) 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- (3) 負傷者に対する応急医療

13 避難所の運営

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、受入能力

からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。

- (2) 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
- (3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。
- (4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。
- (5) 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (6) 災害時要配慮者支援班は避難者に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。
なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。
- (7) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について配慮すること。
- (8) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。
- (9) 避難者における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア関係団体等の協力が得られるよう努めること。また、それらの団体が連携して支援活動を行えるよう努めること。
- (10) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。
- (11) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育者や他の避難者に対して避難所での飼育ルール等の周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (12) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れるものとする。
- (13) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健所が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

14 帰宅困難者対策

(1) 市及び県における措置

ア 公共交通機関が運行を停止した場合、名鉄東岡崎駅、JR岡崎駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、市及び県は「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。

イ 市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

ウ 市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

エ 市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(2) 事業所等における措置

事業所や教育機関等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。また、一斉帰宅を抑制するため、従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

(3) 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

15 広域避難に係る協議

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第10節 救 出

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出し、及び保護する必要があるので、その方法等について定めるものとする。

【市（救助・消火チーム・医療・健康維持チーム）、県、岡崎警察署、自衛隊】

1 対象者

(1) 災害が直接の原因となって、現に生命、身体が危険な状態であり、早急に救出しなければ生命身体の安全を保障できないようなおおむね次のような状態にある者

ア 火災の際に、火中に取り残された者

イ 倒壊家屋の下敷になっている者

ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された者

エ 山崩れ等の下敷になっている者

オ 大規模な爆発、汽車、電車、自動車、航空機等による集団的大事故に遭遇した者

(2) 災害のため、生死不明の状態にある者

ア 安否不明・行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者

イ 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 救出の方法

(1) 火災の際、火中に取り残された者の救出

救護注水のもとに、被災建物の状況に応じ、消防の有する人員、施設、救助用資器材を最も有効に活用し、救出の万全を期して行う。

(2) 倒壊家屋等における救出

倒壊物による被災者の負傷、土石流、崖崩れ等による埋没事故に際しては、救助車、救急車、その他消防機関の有する人員、施設、救助用資器材を最大限に活用して迅速に行う。

(3) 浸水地帯における救出

水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたりするような場合は、舟艇、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。被害の状況、規模に応じては更にヘリコプターの応援を要請する。

3 警察、医療機関との連絡

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する場合は、特に警察及び医療機関との密接な連絡をとり、救出救急に当たる。

4 関係機関への要請

災害による被害が甚大な場合又は有毒ガスの発生等による特殊な災害で救出活動の実施が困難な場合は、県をはじめ自衛隊、警察等特殊装備を有する関係機関の応援を要請する。

第11節 食品・生活必需品の供給

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じた者に対する炊き出しその他による食品の給与等について定めるものとする。

【市（物資調達輸送チーム）、農林水産省東海農政局、自主防災組織】

1 炊き出しその他による食品の給与

(1) 対象者

ア 避難した者

イ 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者

ウ 旅行者、一般家庭への来訪者、汽車の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 実施方法

ア 炊き出しによる食品の給与は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

イ 炊き出しは、学区女性団体等、青年団等の地域奉仕団の協力を得て、緊急避難場所又はその近くの給食施設を利用して実施するが、適当な場所がないとき又は困難なときは、米販登録業者に依頼して実施する。

ウ 食品の給与は、応急的措置として乾パン、アルファ米等の備蓄食料をもって行い、給与期間及び被災者の実態等を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出しを行う。

2 米穀の応急供給

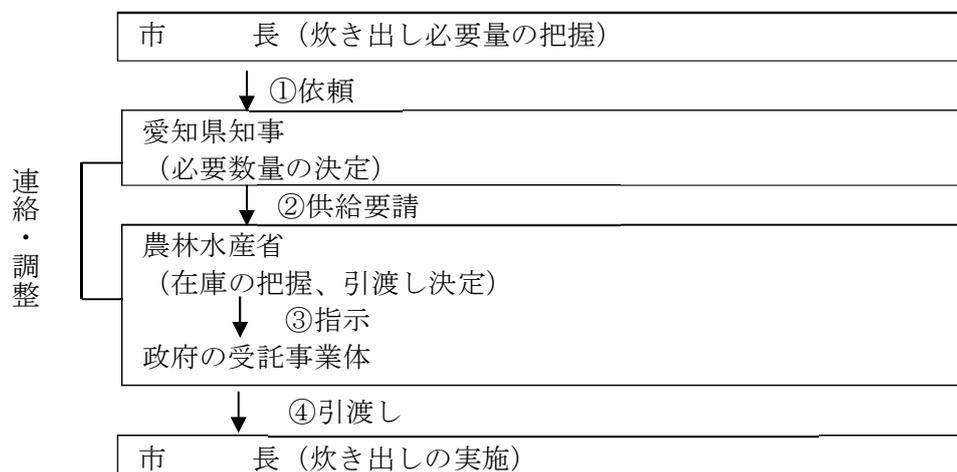
(1) 市は、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定を締結し、応急時には自ら米穀を確保できるようにする。（協定書 別冊附属資料掲載）

(2) 市は、自ら米穀を確保することが困難な場合は、被害者等へ炊き出し給食をするための主食の供給が必要である旨を知事に依頼し、米穀の売却を受ける手続きをする。（昭和57年 応急用米穀取扱要領）

(3) 市は炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11項の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

(4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信

途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに愛知県知事に報告するものとする。

3 生活必需品の供給

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 防災備蓄倉庫内の物資の対応

市内の防災備蓄倉庫は地震災害を想定し整備されるものであるが、浸水被害が予想される場合は、状況に応じて物資の運び出しを行うなどの措置をとるとともに、浸水被害を免れた物資に関しては可能な限り有効に活用するものとする。

第12節 飲料水の供給

災害の発生による水道管の損壊等により、飲料水の確保ができない者に対する飲料水の供給について定める。

【市（上下水道確保チーム）】

1 非常配備体制

激甚な風水害が発生した場合には別に定める「上下水道局業務継続計画」に基づき、非常配備体制を確立し、応急対策にあたるものとする。

2 応急給水用資器材

給水車、給水タンク、ポリ容器、給水袋、バケツ、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資器材を整備する。

（応急給水用資器材及び給水装置 別冊附属資料掲載）

3 給水量

応急給水量は、必要最小限の飲料用水として1人1日当たり約3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ給水量を増加する。

第13節 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害のため、住家に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又は破損し、直ちに入手できない状態にある者に対する給与又は貸与について定めるものとする。

【市（物資調達輸送チーム）】

1 対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

2 給与又は貸与の内容

(1) 給与又は貸与の基準

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(2) 品目

給与又は貸与する生活必需品等は、次に掲げる品目の範囲内における現物とする。

ア 被服、寝具身の廻り品

イ 炊事用具及び食器

ウ 日用品及び光熱材料

(3) 物品の調達

給与又は貸与する生活必需品の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により調達する。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。なお、市域内での調達が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

第14節 医療及び助産

災害時には、医療施設自体も浸水被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。

このため、災害により医療、助産機能が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするのでその方法についても定めるものとする。

また、市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会等に対して協力を求めて、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努めるとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

市は、国、県等が実施する広域的な医療支援に備えて、西尾保健所が設置する西三河南部東医療圏保健医療調整会議に職員を派遣し、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて保健医療福祉の派遣チーム（DMAT・DPAT・JDAT・DHEAT等）や、医薬品供給等の支援を要請する。

【市（医療・健康維持チーム・救助・消火チーム）県・医療関係機関】

1 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療を受けることができない者及び災害発生の日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者とする。

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への受入

オ 看護

(2) 助産

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料等の支給

3 医療及び助産の方法

(1) 災害の種類及び程度により岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会に医療救護班等の出動を要請し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職等で構成する医療救護班を編成して、医療に当たるものとする。また、医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。

(2) 重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所に移送して治療する。

(3) 災害拠点病院は、岡崎市医師会等の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症者等の受入れ拠点、及び広域搬送の拠点となる。また、岡崎市医師会、災害拠点病院は、西尾保健所が設置する西三河南部東医療圏保健医療調整会議に参画して情報の共有を図る。初期においては、救護所及び災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。

(4) 助産については、医療の方法に準じて行う。

(5) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(6) 患者の搬送は、原則として消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

4 救護所の設置

市は、必要に応じて、小中学校、その他必要と認めた場所に救護所を設置する。

5 医療機関の状況把握

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）からの情報収集、および医療機関と密接な連絡を取り、各施設の状況把握を行う。

第 15 節 死体の搜索、処理及び埋火葬

災害により、周囲の状況から判断して死亡したと推定される者の搜索、処理及び埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

1 死体の搜索

【市（救助・消火チーム）、岡崎警察署】

- (1) 搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ消防職員及び消防団員を主力とする搜索隊を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、死体を発見したときは、その場で警察官の確認を得たのち、速やかに移送する。その際は、発見の日時、場所、発見者、発見時の死体の状況、所持品等を明確にしたうえ移送する。
- (2) 死体が流失により海又は他市町村に漂着していると予想される場合は、海上保安庁又は死体漂着が予想される市町村に対し、搜索を要請する。
- (3) 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意すると共に遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

2 死体の処理

【市（岡崎市民病院・統括調整チーム・地域支援隊）、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会】

死体については速やかに医師に依頼して死因その他の医学的検査を実施する。検視及び医学的検査を終了した死体は、おおむね次により処理する。

- (1) 死体識別のための死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
- (2) 身元が判明した遺体は遺族等に引渡すが、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては遺体を特定の場所（寺院又は公共施設の利用、及び寺院又は公共施設の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処理をするまで一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくように努めるものとする。遺体安置所の設置は必要に応じて災害対策本部が行う。

遺体安置所

施設名	所在地
岡崎市六ツ美体育館	岡崎市下青野町本郷 99 番地 1
岡崎市花園体育センター	岡崎市桑原町大沢 20 番地 90
岡崎市矢作体育館	岡崎市宇頭町字小藪 49 番地
岡崎市中小企業・勤労者支援センター	岡崎市羽根町字小豆坂 117 番地 3

3 遺体の埋火葬

【市（市民安全部市民課・支所・統括調整チーム・地域支援隊・衛生対策チーム）、岡崎警察署】

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理、または死亡記載事項申出書を受け、職権記載が決定された遺体の火葬（埋葬）許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市に遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(7) 身元不明遺体の取り扱い

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。また、被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱をする。

第16節 防疫及び保健衛生

被災地においては、下水の逆流、側溝からの氾濫による汚水等により環境衛生条件の悪化、また避難所集団生活における被災者の病原体に対する抵抗力の低下により感染症等の発生が予想されるので、これを防ぐために実施する防疫及び保健衛生活動について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

【市（関係部署・衛生対策チーム・医療健康維持チーム）】

1 防疫

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、警察、消防、医療機関等との連絡を密にし、被害状況の早期把握に努める。

イ 浸水地域及び集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、積極的疫学調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

市は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。また、消毒用薬剤、防疫用資器材を常に使用出来るように確保しておく。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

(エ) 被災地域及びその周辺の地域についての道路、溝渠及び公園等公共の場所を中心に清掃する。

(防疫用資器材 別冊附属資料掲載)

イ 患者等に対する措置

(ア) 市は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 避難所の生活環境管理

避難所の生活環境の確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。また避難者及び給食従事者の健康状態の把握に努める。

(4) 自宅療養者等の避難確保

ア 感染症法に基づく感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(5) 臨時予防接種

市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を

受けた場合は、臨時に予防接種を行う。

(6) 応援体制

ア 市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。また、資材の確保に努める。

イ 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。

(7) 資材等の確保

消毒用薬剤、防疫用資器材を常に使用出来るよう確保しておく。

(8) 被災地域における動物の保護

市は、被災し、逃走している動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

2 食品衛生

災害発生時には、食品の衛生確保が困難となり、食中毒の発生が危惧されることから、注意喚起及び監視指導を次により実施する。

(1) 避難所等における食品の衛生確保に関する指導を岡崎市食品衛生協会食品衛生指導員と連携して実施する。

(2) 食品による健康被害に関する通報を受理し、対策を講ずる。

(3) 被災地住民に対する食中毒予防啓発を実施する。

(4) 市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

3 栄養指導等

(1) 市は、災害時の状況に応じて、避難所等において、妊産婦、乳幼児、食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食料支援及び栄養管理を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、患者給食その他栄養補給に関し指導する。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

参考「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活用ガイドライン」

4 健康管理

市は、被害状況や避難所への避難状況等について、地域支援員等からの情報をもとに保健師等による巡回健康相談チームを編成し、避難所、仮設住宅等において、健康相談や心のケア、口腔ケア等巡回健康相談を実施する。特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮をする。また、妊産婦、乳幼児、食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食料支援及び栄養管理を行い、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行うとともに、必要に応じて福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。その場合は、愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）と連携する。また、被災地住民に対して感染症予防のための指導を行うものとする。

5 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協

定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。また、避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど、避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

第17節 清掃

災害の種類、規模等によっては粗大ごみ、不燃ごみの大量発生、便所の使用不可能、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊によるごみ、し尿の処理の停滞等が予想される。被災地におけるごみ及びし尿の収集処分の清掃業務の実施について定めるものとする。

(清掃用施設、設備等 別冊附属資料掲載)

【市（衛生対策チーム・上下水道確保チーム）】

1 生活系ごみの収集、処分

生活系ごみの収集は、被災地域の状況を的確に把握し、緊急清掃を要する地域から実施し、収集した生活系ごみは、処理施設で処分する。

2 し尿の収集、処分

し尿の収集は、被災地域の状況を的確に把握し、緊急汲取りを要する地域からし尿処理業者の協力を得ながら実施し、収集したし尿は、し尿処理場において処分する。

3 仮設トイレの設置

市は、必要に応じて緊急避難場所や避難所等、または地区毎に仮設トイレを設置する。下水道整備済区域内の避難所等には、下水道対応トイレを設置する。

4 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の処理について原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するよう指導する。化製場又は死亡獣畜取扱場で処理できない場合は、関係各機関と協議により環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋葬する。

5 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

6 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。
- (3) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (4) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第18節 石綿の応急対応及び解体

災害時は、石綿を含む建築物等の倒壊・損壊により、石綿が飛散するおそれがある。石綿の飛散・ばく露を防止するため、災害時における石綿の露出状況調査、応急措置及び解体について定める。

【市（衛生対策チーム）】

1 応急対応

(1) 注意喚起

市は、災害発生直後に救護活動や障害物撤去等を行う従事者に対し、石綿の施工箇所や特徴、吸引・ばく露の危険性について注意喚起を行い、適切な防護を実施させるとともに、住民に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

(2) 石綿露出状況調査

市は、被災による倒壊・損壊に伴い、吹付け石綿等が露出し飛散するおそれのある建築物等を把握するため、石綿露出状況調査を実施する。

(3) 応急措置

建築物等の所有者又は管理者は、石綿露出状況調査結果に基づき、石綿の飛散のおそれのある箇所について、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を行う。

2 解体

解体は、原則として被災者自らが実施する。解体に当たっては、石綿の使用状況を事前に調査し、石綿が含まれる場合は、適切な石綿の飛散防止措置を行う。

第19節 住宅対策

被災住宅等の調査により、必要と認められた災害について、居住の場所を失った者に対する応急仮設住宅及び被害を受けた居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分の応急修理等について定めるものとする。被害状況により必要と認められる場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

【市（総合政策部・財務部・福祉部・土木・建築チーム）・県】

1 被災住宅等の調査

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、市営住宅等への一時入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設

(1) 県（建築局）及び市における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

ア 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して設置を要請する。

イ 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から選定し、県へ報告する。

ただし、他の土地を含めることとなった場合は、①市有地、②国県有地、③企業等の民有地の順に選定する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

ウ 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を建設する。

エ 賃貸住宅の借上げ

県は、賃貸住宅の借上げを行う。

オ 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

(ア) 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市は県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に充分配慮する。

(ウ) 管理運営

- a 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。
- b 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

(2) 災害救助法の適用等

- ア 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- イ 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、必要に応じて市が行う。

3 応急修理の実施

- (1) 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、被災住宅の応急修理を実施する（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから、10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最低限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が大規模半壊、中規模半壊及び準半壊等の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 災害救助法が適用されない場合においては、市営住宅等の一時入居等代替可能な住戸がなく、かつ災害対策本部が被災住宅等の調査により必要と決定した災害について住宅の応急修理を市が下記方針に準じて実施する。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡大しないように措置することが適当な箇所

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから、10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶、その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が大規模半壊、中規模半壊及び準半壊等の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶、その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

4 市営住宅等への一時入居

市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして市営住宅等の空家を提供する。

また、指定管理者は、市からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料については、可能な限り軽減措置を図るものとする。

5 障害物の除去

市は、災害救助法に基づき、障害物の除去を実施する。なお、災害救助法が適用されない場合においては、市営住宅等の一時入居等代替可能な住戸がなく、かつ災害対策本部が被災住宅等の調査により必要と決定した災害について市が下記方針に準じて実施する。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去を受ける者の範囲

次のいずれにも該当し、障害物除去を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者とする。

(ア) 大規模半壊、中規模半壊、半壊（焼）及び床上浸水のいずれかの住宅被害を受け、土石、竹木が居室、炊事場、トイレ等の当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれる被害を受けた者。

(イ) 自らの資力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 除去の範囲

災害により被害を受けた居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分について障害物の除去を実施する。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 障害物の集積場所

公共用地で交通及び市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には民有地を借上げて一時集積場所とする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第20節 被災宅地の危険度判定

降雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、被害の発生状況を的確に把握し、二次災害を軽減、防止するために被災宅地の危険度判定を行う。

【市（土木・建築チーム）、県】

- (1) 市は市の区域で危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 県は、愛知県被災宅地危険度判定実施要綱等に基づき、市の危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う危険度判定支援本部（以下「県支援本部」という。）を設置する。
- (3) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて応援判定士の派遣等、県支援本部へ支援要請を行う。
- (4) 県支援本部は、市の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。
- (5) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、危険度判定活動を実施する。
- (6) 県支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について調整要請する。

第21節 被災状況調査

【市（生活再建チーム）】

1 被災認定に関わる調査の実施

(1) 調査の実施、被災認定

市は、被災認定の際の判断材料とするため、実地調査を実施する。

調査活動は、被災状況調査実施要綱に基づき、必要に応じ被災状況調査実施本部を設置し、調査班等を編成して行うものとする。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書に関する体制を確立し、必要に応じ、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、市の調査体制の強化を図る。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用する等、適切な手法により実施するものとする。

(2) 調査結果の報告

被災状況調査実施本部の集計班は、実地調査の結果をとりまとめ、被災者支援システム及び防災情報システムにて報告する。

2 罹災証明書の交付

(1) 罹災証明書交付申請の受付

市は、受付窓口を設置し、罹災に関する証明書（罹災証明書、被災証明書。ただし、火災による罹災に関する証明は除く。）の交付申請の受付を行う。(2) 罹災証明書の交付

市は、罹災証明書交付申請をした被災者に対して、前記1の実地調査の結果もしくは、写真による被害区分の判定に基づき、罹災証明書を交付する。

被災証明書の交付申請をした被災者に対して、被災証明書を交付する。

第22節 文教対策

第1 安全確保

【市（こども支援チーム）、各学校（国公立・私立）】

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった時は、園児・児童・生徒等の安全を確保する。校長等は、災害に関する情報、その他周辺の被害状況を把握し、園児・児童・生徒等の登校（園）及び帰宅について判断し、帰宅させる場合はその安全に留意する。帰宅させることが危険であると判断した場合は、保護者に連絡するとともに施設内に保護し、必要に応じて安全な場所に避難させる。

第2 応急教育

【市（こども支援チーム）、各学校（国公立・私立）】

校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書、学用品の喪失、破損等により、通常の教育ができない場合における応急教育の実施について定めるものとする。

1 教育施設の確保

被害程度に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害は相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併授業又は二部授業を行う。
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用して授業を行う。
- (5) 授業施設のための校舎等の確保は、(2)から(4)の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について関係機関と協議を行い、早期授業の再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

2 教職員の確保

教育委員会及び校長は、災害に伴い、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等が必要な教職員確保の措置を講ずるものとする。

3 学校給食対策

学校給食施設の被災等のため、通常の学校給食が困難となった場合において応急給食が必要と認めるときは、県及び関係機関と協議のうえ実施するものとする。

第3 教科書、学用品等の給与

【市（こども支援チーム）、各学校（国公立・私立）】

災害により、教科書、学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障をきたした児童・生徒に対して、次により教科書、学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生報告について」（平成4年3月23日4教総第79号）別紙様式5により、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。また、市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、県又は他市町村へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。

1 給与の方法

給与の対象となる児童・生徒数を、被災者台帳と当該学校における学籍簿等を照合し、被害別及び学年別に把握する。教科書については、学年別、教科別及び発行所別に調査・集計し、調達・配分する。教科書以外の学用品等については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入のうえ配分する。

2 給与品目

給与する教科書、学用品等の例示は次のとおりとする。

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
- (3) 通学用品：運動靴、傘、カバン、長靴等

第23節 交通対策・警備活動

第1 交通規制

【市（物資調達輸送チーム・土木・建築チーム）岡崎警察署】

(1) 規制等の実施

道路管理者及び県公安委員会は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

(2) 規制の標識等

道路管理者は、通行の禁止、制限の規制を行った場合は規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急のため規程の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等に現地の指導を依頼する。

また、適当なう回路を設定し、又は交通ふくそうを避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(3) 警察との相互連絡

道路管理者、警察等は、道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況について通報を受けた場合は、速やかに通知する等相互に密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

(4) 道路機能の確保

管理道路における緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）等について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。なお、重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、緊急交通路の指定及び緊急交通路の区間の指定を行い、災害対策基本法に基づき、道路管理者として、運転者等に対し、当該道路以外の場所に車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 規制等の広報

市は、災害発生後、道路渋滞の発生を抑制するために、市民に対して不要不急の自動車の新たな乗り出しについて自粛を要請する。また、自動車により外出中の市民等に対しても、可能な限り自動車での帰宅や移動は自粛するよう広報を行う。この際、道路渋滞によって救出救助・物資輸送等、被害防止や被災者支援の活動が妨げられる可能性を示唆することにより、少しでも道路上への新たな自動車の乗り出しを抑制するよう努める。また、道路の規制状況について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、避難者、運転者等に対し、適時適切に広報を実施する。

なお、自動車や自転車の運転手においては警察官又は道路管理者の命令を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等することを広報する。

第2 緊急輸送

【市（物資調達輸送チーム・救助・消火チーム）、県、県公安委員会（県警察本部・岡崎警察署）、

自衛隊】

災害時の傷病者の搬送、災害応急対策要員、災害救助物資等の緊急輸送及び輸送力の確保について定めるものとする。

1 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。

(2) 鉄道、軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な時又は他市町村等遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

(3) 舟艇等による輸送

浸水地域の避難者の搬送その他物資等の輸送は、舟艇による輸送を行う。

(4) 空中輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とするときは、市長は、消防防災ヘリコプター又は自衛隊の出動要請依頼を行い、空中輸送を行う。

(5) 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、労務者等による輸送を行う。

2 輸送力の確保

緊急輸送のための車両等の輸送力の確保については市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体、民間事業所等の所有する車両、自家用車両等の提供を受け、又は借上げて確保に努める。なお、市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。
(建設機械及び輸送車両 別冊附属資料掲載)

3 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第 76 条の規定により、県公安委員会において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、あらかじめ県又は県公安委員会（県警察本部、岡崎警察署）に緊急通行車両等事前確認申出を行い、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会（県警察本部、岡崎警察署）へ事前の確認申出（緊急通行車両等）又は事前届出（規制除外車両）を行うこととする。

4 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

事前届出書（参考）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 愛知県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
車両の 使用者	住 所			() 局 番
	氏名又は名称			
活動地域				
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠地の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請書 (参考)

年 月 日	
愛知県公安委員会 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
活 動 地 域	
車両の 使用者	住 所 () 局 番
	氏名又は名称
緊 急 連絡先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

標章 (参考)

15

登録 (車両) 番号

緊 急

有効期限 年 月 日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色〔登録（車両）番号〕「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

第3 道路、橋りょう等の交通施設

【市（土木・建築チーム・上下水道確保チーム）、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社】

災害時における災害対策要員及び資器材の輸送等交通の円滑を期するため、道路、橋りょう等交通施設に対する応急措置を行う。

(1) 応急工事による交通の確保

道路管理者は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

(2) 道路占用施設設置者との相互協力

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、相互に通報し合い、直ちに応急措置がとられるように協力する。

(3) 建設機械等の確保

応急措置を実施するため必要な建設機械については、あらかじめ市内各事業所が保有する機械器具の実態を把握し、必要に応じ借上げ、又は提供を受ける等の方法により確保する。また資器材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保するとともに民間在庫等を把握し、緊急時に調達できるよう措置をしておく。

（建設機械保有数・建設機械の調達 別冊附属資料掲載）

第4 警備

【市（市民安全部防災課）、岡崎警察署】

災害発生時の災害現場の混乱、人心の動揺等による犯罪の予防及び警戒について定めるものとする。

1 地域安全活動

警察が行う災害地又は警備対象の多い地域に対する地域安全活動については、愛知県地域防災計画及び愛知県警察風水害警備基本計画によって実施される。

2 応援協力

市は、住民の避難、被災者の救出、死体の捜索、交通規制等の災害応急対策について緊密な連携をとるほか、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力するものとする。

第24節 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス、交通及び通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものである。災害によりこれら施設、設備が被害を受けた場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、応急工事を実施するとともに、応急復旧の状況や見通しを適切に広報し住民へ周知する。また、その供給及び機能の維持を円滑に実施するための応急工事及び応急措置について定めるものとする。

1 上水道

【市（上下水道確保チーム）】

(1) 非常配備体制

激甚な風水害が発生した場合には別に定める「上下水道局業務継続計画」に基づき、非常配備体制を確立し、応急対策にあたるものとする。

(2) 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、損傷箇所からの有害物質等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

(3) 復旧応援体制

水道事業者間で締結する水道災害相互応援協定による復旧応援体制のほか、岡崎市指定給水装置工事業業者などと連絡を密にして災害時の緊急体制を整備する。

2 下水道

【市（上下水道確保チーム）】

(1) 非常配備体制

激甚な風水害が発生した場合には別に定める「上下水道局業務継続計画」に基づき、非常配備体制を確立し、応急対策にあたるものとする。

(2) 復旧体制

必要な資機材の確保に努めるとともに、被災程度を考慮し、必要な場合は民間土木会社に資機材及び人員の応援を依頼し、災害時の緊急体制を整備する。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

3 電力、ガス、通信施設

【市（統括調整チーム）、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社】

電力、ガス、通信施設、設備の応急工事及び応急措置については、各機関の防災業務計画によるところであるが、災害発生の場合は、各機関が協力してその機能の確保を図るものとし、市は、各機関の災害対策の円滑を図り、かつ、さくそうを避けるため次のとおり実施する。

(1) 市は、各機関の施設、設備に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 市は、各機関から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

(3) 市は、災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項について、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

4 孤立集落に係る情報

【市（統括調整チーム、土木・建築チーム、上下水道確保チーム）、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社】

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 市及びライフライン事業者における措置

【市（統括調整チーム、上下水道確保チーム、土木・建築チーム）、中部電力株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社】

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第25節 農林業対策

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物等に対する措置について定めるものとする。

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

【市（経済振興部農地整備課、農務課）、愛知県西三河農林水産事務所、各土地改良区、あいち三河農業協同組合】

市は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 農地

河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防切開工事を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。

(2) 排水ポンプ

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水防止を図り保全に努める。

被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) 農業用ため池

農業用ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。なお堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、土地改良区及び農業団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路

取水樋門、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路決壊防止に努める。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧を行う。

(5) 頭首工

頭首工の保全についても、決壊するおそれがある場合は、所管する県と連携し必要な措置をとる。

2 農作物に対する応急措置

【市（経済振興部農務課）、県、あいち三河農業協同組合】

市は、県及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を行う。

(1) 被害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 苗・種子の確保

被害の状況に応じ、国、県に協力を要請するとともに、市域内外非被災農家等へ依頼して苗及び種子を収集し、並びに民間種苗商社保蔵種子の融通を受け、農業協同組合が被災農家にこれを割当て配布する。

(3) 病虫害の防除

病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示、指導する。

3 家畜に対する応急措置

【市（経済振興部農務課・保健部動物総合センター）、県、あいち三河農業協同組合】

市は、県及び家畜関係団体等の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病発生のおそれがある場合は、畜舎等の消毒を行い、飼養衛生管理の指導及び防疫用薬剤配布を行うとともに、当該区域内に飼育されている家畜に対し、必要に応じ技術員を派遣して緊急に予防措置を執る。

(3) 家畜飼料の確保

被災時に緊急を要する飼料は、国、県に対し、在庫の放出を依頼するとともに、民間飼料会社保蔵分及び非被災地の農業畜産団体保有分の融通を受け、必要量を確保する。

4 林産物に対する応急措置

【市（経済振興部中山間政策課）、県】

市は、県及び森林組合の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 災害対策技術指導

森林所有者に対して、材木に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(2) 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(3) 森林病虫害等の防疫

森林病虫害等を防除するため、森林所有者に対して、その防除活動につき技術指導を行う。

第 26 節 郵便業務対策

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮店舗急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第2章 特殊災害

第1節 大規模火事災害対策

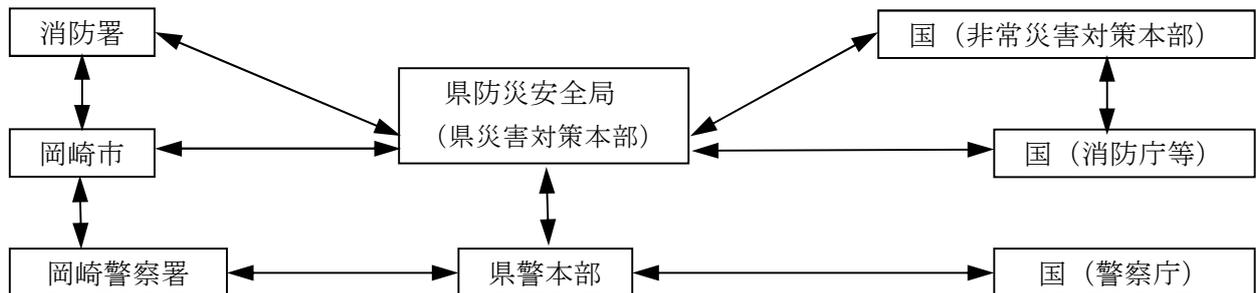
第1 大規模火事災害

【市（統括調整チーム・医療・健康維持チーム・物資調達輸送チーム・救助・消火チーム）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、県、岡崎警察署】

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 市の措置

- (1) 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。
- (2) 必要に応じて地域住民等の避難指示等を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市で対処できない場合は、県及び他市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 負傷者が多数発生した場合、医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の受入施設及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、遺体安置所の設置は市災害対策本部が行う。
- (8) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

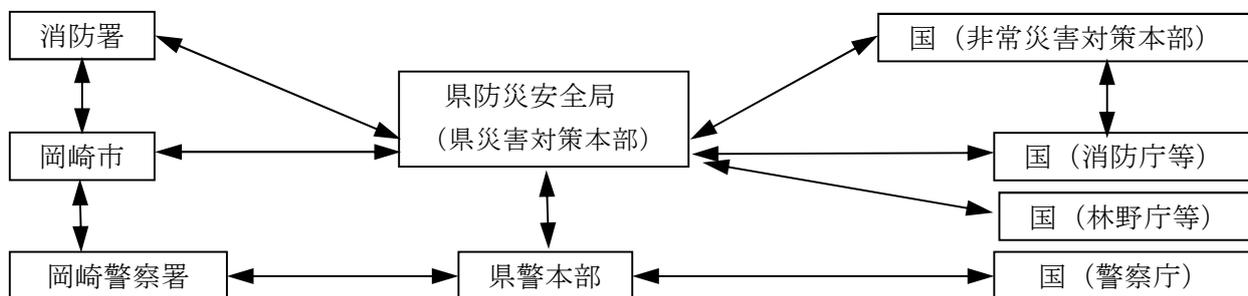
第2 林野火災対策

【市（統括調整チーム・医療・健康維持チーム・物資調達輸送チーム・救助・消火チーム）、県、岡崎警察署】

火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 市の措置

- (1) 発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは県に連絡する。
- (2) 必要に応じて地域住民等の屋内退避、避難指示を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市で対処できない場合は、県及び他市町村に応援を求められることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 負傷者が多数発生した場合、医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の受入施設及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、遺体安置所の設置は市災害対策本部が行う。
- (8) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (11) 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋分局へ応援を要請する。
- (12) 空中消火活動の必要があると認められる場合は、名古屋市消防局に対して「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

第2節 危険物質災害対策

第1 放射性物質災害

【市（統括調整チーム・医療・健康維持チーム・衛生対策チーム・救助・消火チーム）、県、岡崎警察署、中部電力株式会社、放射性物質保有事業者】

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業所のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

1 放射性物質災害発生時の応急対策

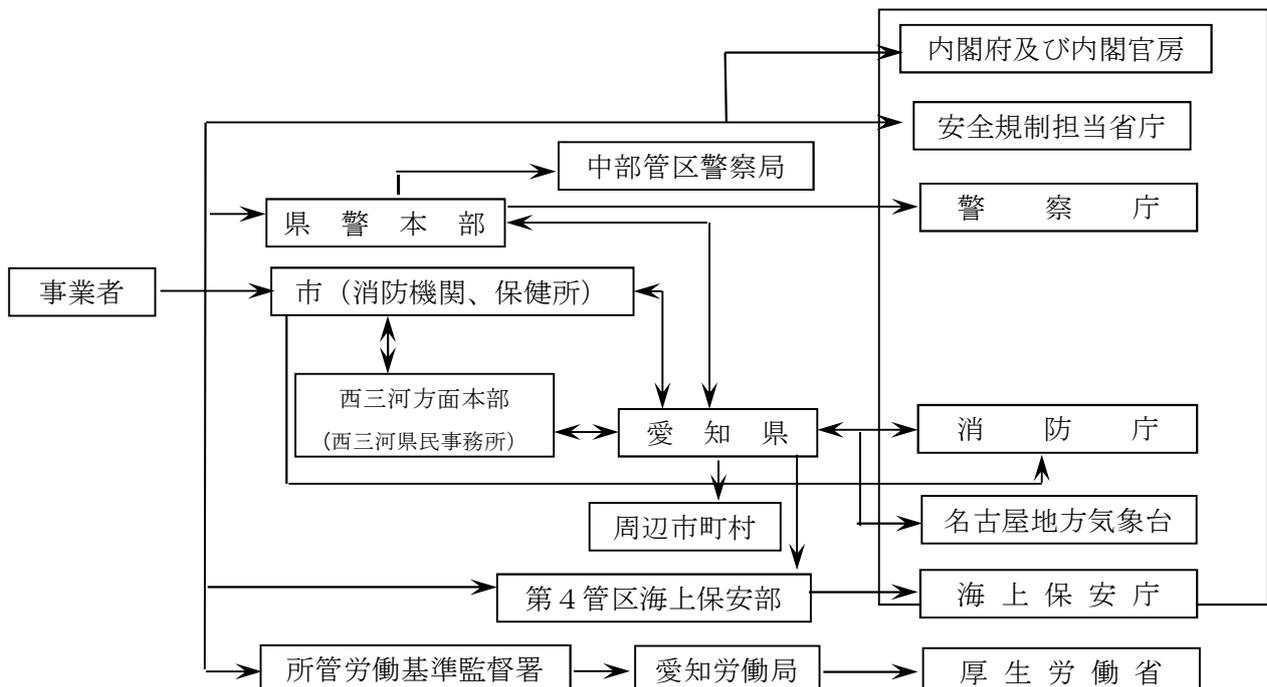
- (1) 事業者は、事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察、内閣府及び原子力規制庁、市及び消防機関等へ連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市の措置

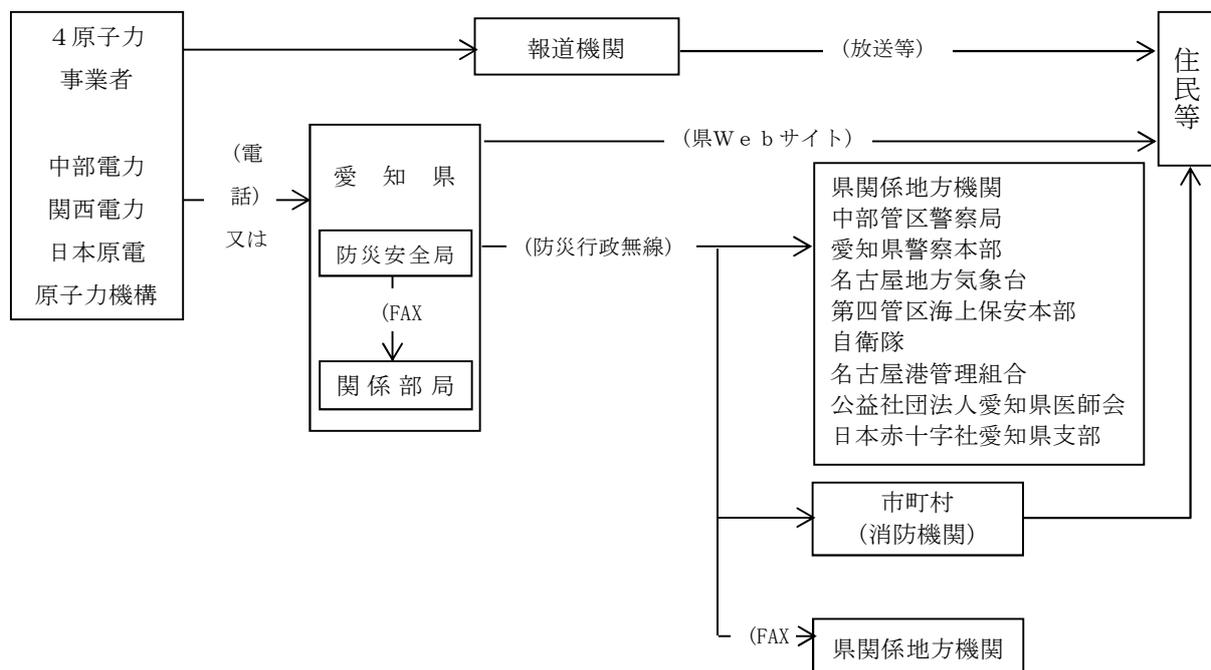
- (1) 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合は、県に事故等の発生の事実を直ちに通報する。
- (2) 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 必要に応じて避難指示を発令するものとし、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。
- (4) 国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講じるとともに、警察、消防等と協力し、住民等の避難、避難状況を的確に把握する。
- (5) 放射性物質に係る消防活動及び救助活動は、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

3 事故等の発生時の伝達系統図

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



なお、4原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設における県と4原子力事業者による各合意内容に該当する場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



4 放射線に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合に、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は放射線計測器、除染設備等を有する診療施設による対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

5 特定事象発生時

放射性物質の輸送中に原発法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

- (1) 事業者は、事故等の発生的事实を県、県警察、市及び消防機関等に連絡するものとする。
- (2) 事業者は、放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。
- (3) 市は、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

6 放射性物質災害事後対策

- (1) 事業者は、県及び市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物質を除染するものとする。
- (2) 県及び市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。
- (3) 県及び市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。
- (4) 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置を採った住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所において採った措置等を記録する。
- (5) 県、市、防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況等を記録するものとする。

第2 危険物等災害

【市（統括調整チーム・救助・消火チーム）、県、岡崎警察署】

危険物等施設が漏洩・火災等の災害により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

1 施設の所有者、管理者、占有者の措置

- (1) 施設が危険な状態になった時は、直ちに二次災害を防止するなどの安全措置を講ずる。
- (2) 災害の発生について、県警察、市及び消防機関等へ連絡するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に対し避難するよう警告する。
- (3) 事業所の自主点検体制の確立
 - ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。
 - イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
 - ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を推進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- (4) 必要資機材の備蓄
事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。
- (5) 安全性の確保
危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2 市の措置

- (1) 県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 所有者等に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入りを制限、退去を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動等を実施する。なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。
- (4) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村に対して応援を要請する。さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

第3 その他有害物質等の流出等

【市（衛生対策チーム）、事業者等】

市又は事業者等は、平常時から有害物質等の取扱状況の把握に努めるとともに、有害物質や油の流出、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

2 実施対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、1（情報の伝達系統）により県及び関係機関に通報する。
- (2) 中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が多数発生した場合、医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の受入施設、遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、遺体安置所の設置は市災害対策本部が行う。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食料、飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。
- (8) さらに被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員派遣について斡旋を求める。

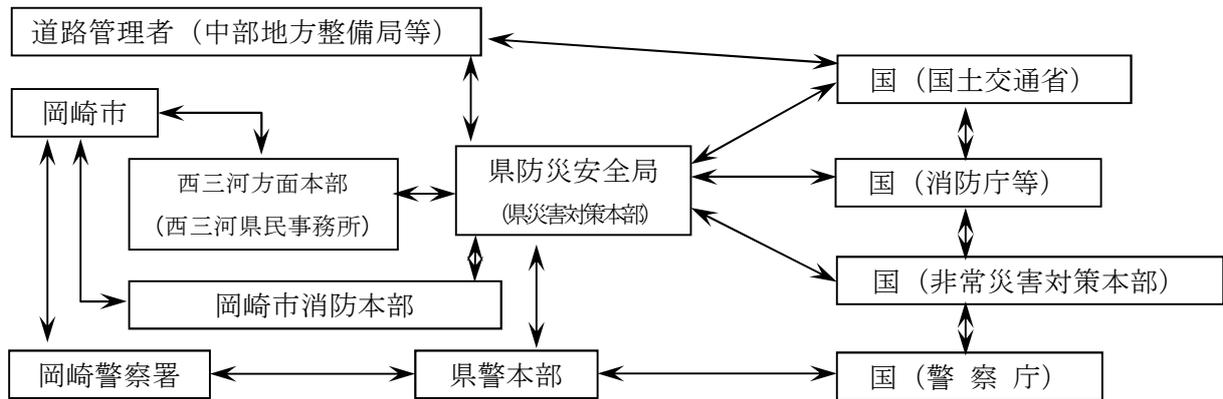
第5節 道路災害対策

【市（統括調整チーム・医療・健康維持チーム・物資調達輸送チーム・土木・建築チーム・救助・消火チーム）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社豊田保全・サービスセンター、岡崎警察署】

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

1 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



2 市の措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の設定等の交通規制を実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (5) 負傷者が多数発生した場合、医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の受入所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、遺体安置所の設置は市災害対策本部が行う。
- (6) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (8) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要であると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応接を要請する。
- (10) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

第3章 相互応援体制

第1節 労務の受入

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施するため、市の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、これに従事する要員について定めるものとする。

1 ボランティアの受入

【市（統括調整チーム・ふくし支援チーム）・社会福祉協議会】

(1) 「岡崎市災害ボランティア支援センター」の開設

市は、社会福祉協議会と協力して、地域ボランティア支援本部として「岡崎市災害ボランティア支援センター」を開設し、社会福祉協議会に登録する「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の修了者及び岡崎市災害ボランティアの受入体制整備等に関する協定を締結する団体に対して、ボランティアコーディネーターの協力を要請する。

(2) 「岡崎市災害ボランティア支援センター」の運営

「岡崎市災害ボランティア支援センター」は市及び社会福祉協議会が作成した「岡崎市災害ボランティア支援センター開設・運営マニュアル」に基づいて運営し、以下の業務を実施し、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図る。

ア 一般参加ボランティアの受入れ

イ 専門ボランティアに対する活動要請

ウ ボランティアニーズの把握

エ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り

オ ボランティアの受入及びボランティア活動に必要な資機材の確保

カ 市及び民間団体との連絡調整

キ ボランティア活動のための地図及び在宅避難行動要支援者のデータ作成・提供

ク その他 被災者の生活支援に必要な活動

2 労務者の雇用

【市（経済振興部）】

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別の労力が必要なときは、市内建設業者から労力の協力を求めるほか、状況により労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者の雇用の範囲は、次のとおりである。

ア 被災者の避難誘導労務者

イ 医療及び助産における移送労務者

ウ 被災者の救出労務者及び救出機械器具その他資材操作、後始末労務者

エ 飲料水の供給労務者

オ 救済物資の整理、輸送、配分労務者

カ 死体の捜索、処理（埋葬を除く）労務者

(2) 雇用の方法

市は、職業安定所に対して労務者の供給を依頼する場合は、次の事項を明示して行うものとする。

ア 必要労務者数

イ 就労場所

ウ 作業内容

エ 労働時間

オ 賃金

カ その他必要な事項

(3) 労務者雇用の期間

労務者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

(4) 賃金の基準

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

3 労務応援要請

【市（経済振興部）】

災害応急対策を実施するに当り、人員が不足し、また奉仕団の協力及び労務者の雇用が不可能なときは、次の事項を明示して知事へ労務応援を要請する。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 従事場所

(3) 作業内容

(4) 人員

(5) 従事期間

(6) 集合場所

(7) その他必要な事項

第2節 義援金品の募集、受付、配分

災害が発生した場合に、各方面から被災者に対して寄託される義援金品の募集、受付及び配分について定めるものとする。

【市（生活再建チーム）、社会福祉協議会、日本赤十字社、報道機関、各種団体】

1 義援金品の募集

市、社会福祉協議会、日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、Webサイト、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

2 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。また義援金品の保管場所について、あらかじめ計画を立て被災者に配分するまでの一時保管を行う。

3 義援金品の配分

(1) 市は配分委員会を組織して、寄託された義援金品の迅速・公正な配分に努める。

(2) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分されるが、必要に応じては市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

第3節 復興支援金の募集

【市（生活再建チーム）】

市は、必要に応じて、復旧・復興のための支援金（寄附）を募集する。

第4節 知事等に対する応援要請等

第1 知事等に対する応援要請等

【市（統括調整チーム）】

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

第2 他の市町村長に対する応援要請

【市（統括調整チーム）】

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。

なお、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。この場合、県が行う市町村間の調整に留意するものとする

第3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

【市（統括調整チーム）、県】

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第4 緊急消防援助隊の要請及び活動拠点

【市（救助・消火チーム）】

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行うことを任務とする。

消防本部は、被害が広範囲におよび協定を締結している市町村等により十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を市長を通じ要請する。

消防本部は、活動拠点として、龍北総合運動場及び中央総合公園の一部を、予め確保するものとし、その他にも、市と連携を図りながら、応援部隊の宿舎、資材、機械、工具等の倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

第5 消防防災ヘリコプターの活用

【市（救助・消火チーム）】

災害応急対策のため必要があると認められるときは、名古屋市消防航空隊へ電話等により次の事項について通報し、消防防災ヘリコプターを緊急出動要請する。

- (1) 災害の種別
- (2) 航空機隊に求める活動の内容
- (3) 災害の発生場所
- (4) 災害発生場所の気象及び地形の状況

- (5) 離着陸場所の所在地
- (6) 現場指揮本部の無線の呼出名称
- (7) その他必要な事項

1 活動内容

消防防災ヘリコプターは、特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資ならびに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 救急救助活動
- (6) その他消防防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2 応援要請

- (1) 市長は、次の要件の一に該当し航空機の活動が必要と判断した場合は、名古屋市消防局長に消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

ア 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市の単独の消防力によっては防衛が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

- (2) 市長は、応援要請をしようとするときは「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき、電話等により通報を行い、ファクスで航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防局長に提出する。

- (3) 緊急時応援要請連絡先

ア 8時45分から17時30分まで

名古屋市消防航空隊 電話 0568-54-1190 FAX 0568-28-0721

イ 17時30分から8時45分まで

名古屋市防災指令センター 電話 052-961-0119 FAX 052-953-0119

(愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 別冊附属資料掲載)

第6 広域一時滞在

【市(統括調整チーム)、隣接市町村、県】

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居の斡旋が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への避難等については県に対し当該他都道府県との協議を求めるものとする。

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行い、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。また、内閣総理大臣は、災害により県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、県に代わって協議等を行う。

また、緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村から被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第7 災害緊急事態

【市（統括調整チーム）、県、防災関係機関】

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第5節 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請者等

【県知事、市長、自衛隊、防災関係機関】

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は県知事等であり、市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事に依頼する。

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担当地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担 当 地 域
陸上自衛隊	第10師団長	県 内 全 域
	第4施設団第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、 西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県 内 全 域
海上自衛隊横須賀地方総監		県 内 全 域

(3) 連絡先

連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊 第10師団司令部	(加入電話) 052-791-2191 課業時間内: 内線4237 (防衛班) 課業時間外: 内線4302 (当直室)
陸上自衛隊 第4施設団第6施設群	(加入電話) 0533-86-3151 課業時間内: 内線3634 (第3科) 課業時間外: 内線3796 (当直室) (衛生無線機) 8-600-80-048 又は局番048
陸上自衛隊 中部方面特科連隊第2大隊	(加入電話) 0533-86-3151 課業時間内: 内線3125 (第3係) 課業時間外: 内線3290 (当直室)
航空自衛隊 第1輸送航空隊	(加入電話) 0568-76-2191 課業時間内: 内線4032 (防衛部) 課業時間外: 内線4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室)、32 (当直) (衛星電話) 9-同上
海上自衛隊 横須賀地方総監部	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721

2 災害派遣の基準

【県知事、市長、自衛隊、防災関係機関】

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県知事は人命又は財産の保護のため必要がある場合に、自衛隊の災害派遣を要請し、自衛隊においては要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を執る。

(2) 災害派遣の範囲はおおむね次のとおりである。

ア 災害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

死者、安否不明者・行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

キ 診察、防疫、病虫害防除等の支援

被災者に対して応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救済活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を行う。

コ 救助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和 33 年総理府令第 1 号)」に基づいて救助物資を無償貸付し、又は譲与する。

サ 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

シ その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を執る。

3 災害派遣要請等手続

【市長、防災関係機関】

(1) 派遣要請依頼

市は、県知事に災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(以下、「防衛大臣等」という。)に通知することができる。ただし、市長が県知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知する。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等においては、防衛大臣等の判断により、県知事の要請を待たないで自衛隊法第 83 条に規定する部隊等を派遣する。市長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を防衛大臣等に通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

災害派遣要請依頼書（参考）

年 月 日
愛 知 県 知 事 様
岡 崎 市 長
部隊等の派遣要請依頼書
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を依頼する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など） その他細部については、 において調整する。

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救護活動終了するまでの間」等の定性的な表現とすること

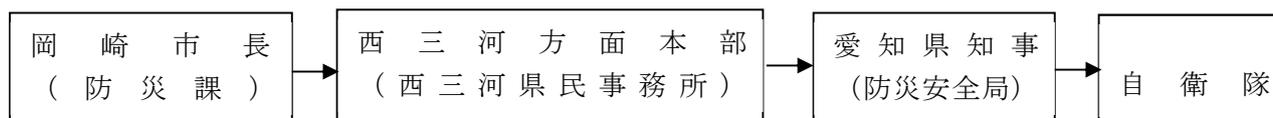
(2) 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるとき又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に対して、次の事項を記載した文書により撤収を依頼する。

災害派遣撤収要請依頼書

年 月 日
愛 知 県 知 事 様
岡 崎 市 長
災害派遣部隊撤収要請依頼書
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

4 災害派遣部隊の受入れ

【市（統括調整チーム・救助・消火チーム）】

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重視することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

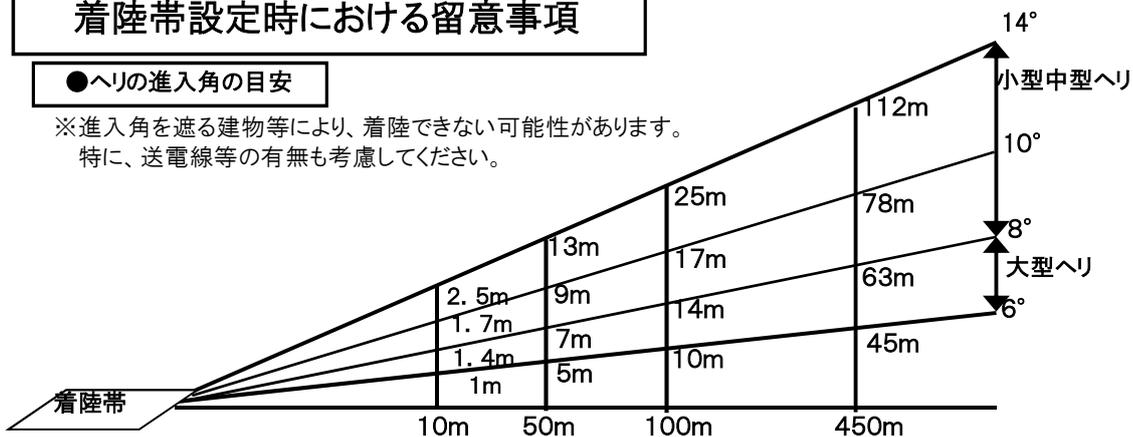
ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

着陸帯設定時における留意事項

●ヘリの進入角の目安

※進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。
特に、送電線等の有無も考慮してください。



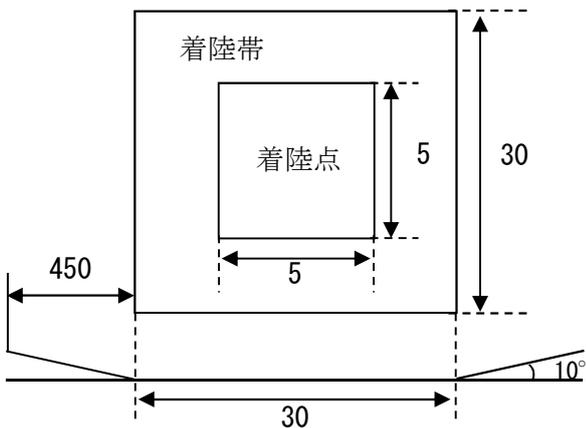
●ダウンウォッシュの考慮

※前記の着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、その他、ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ(吹き下ろし流)に注意する必要があります。

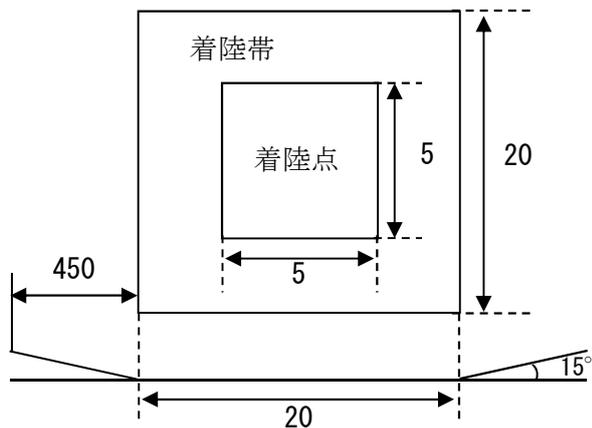
- ①着陸帯の状況、砂塵・小石の巻き上げ
- ②着陸帯の周辺の状況(離発着経路を含む。)風により飛散・破壊する物の有無

離着地点及び無障害地域の基準

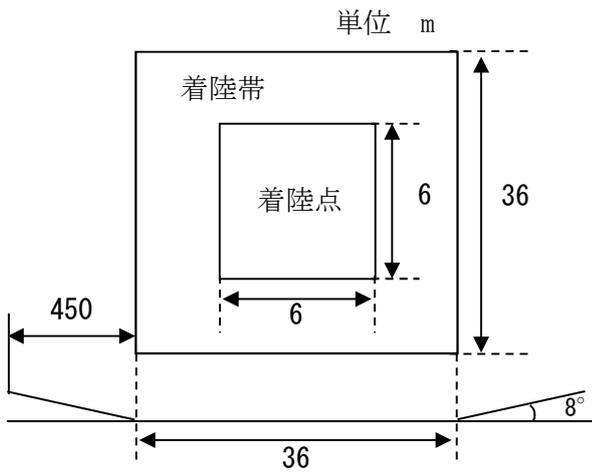
a-1 小型機<OH-6>の場合《標準》
単位 m



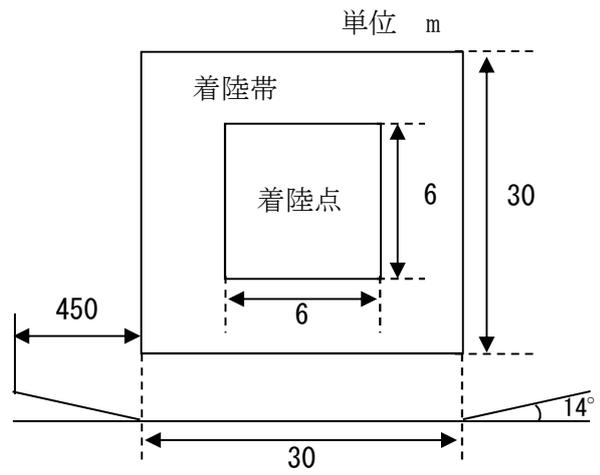
a-2 小型機<OH-6>の場合《応急》
単位 m



b-1 中小型機<UH-1>の場合《標準》

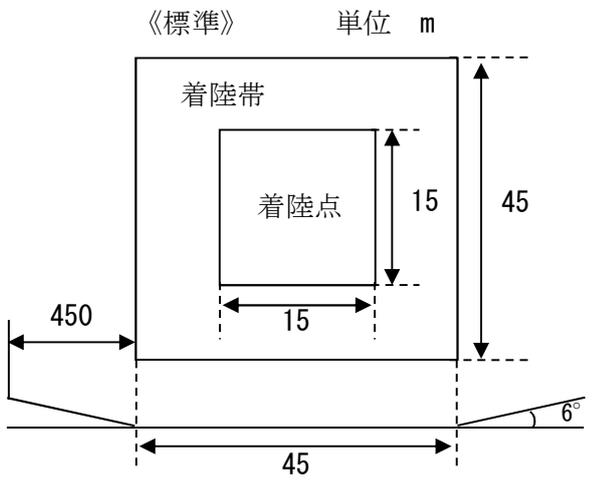


b-2 中小型機<UH-1>の場合《応急》



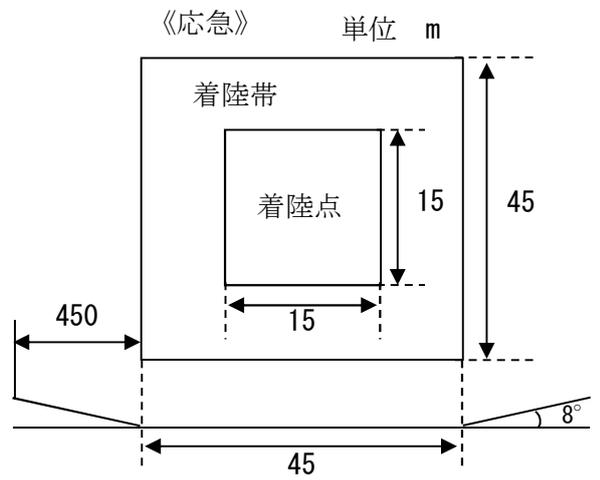
c-1 大型機<UH-60J>の場合

《標準》

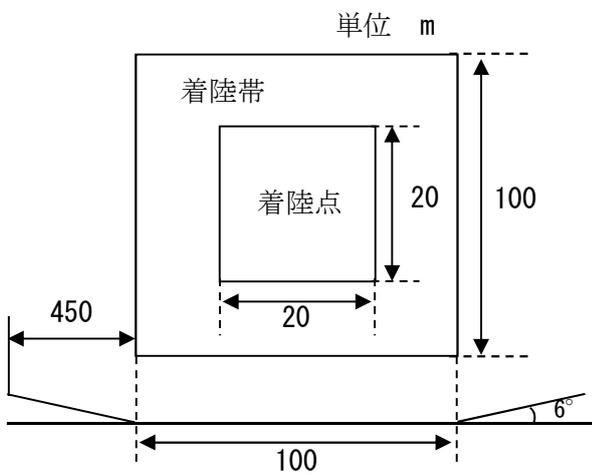


c-2 大型機<UH-60J>の場合

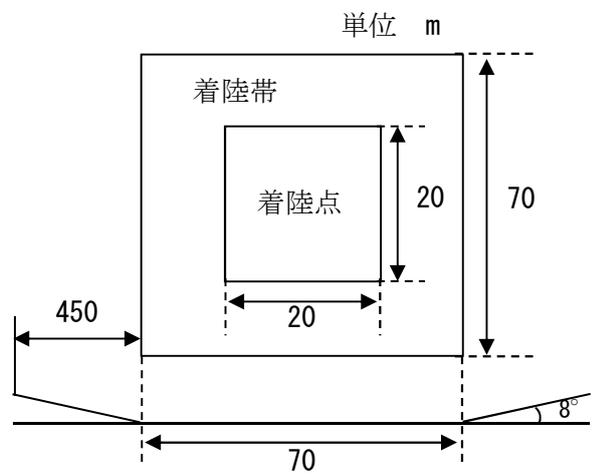
《応急》



d-1 大型機<CH-47>の場合《標準》



d-2 大型機<CH-47>の場合《応急》

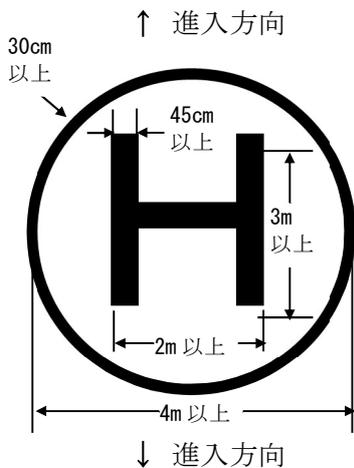


- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊が予め行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受け入れ時の準備

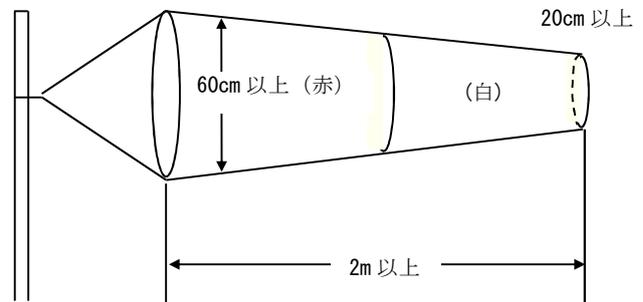
- (ア) 離着地点には、下記基準の **H** 記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a **H** 記号の基準



石灰で表示、
積雪時は墨汁
絵具等で明瞭
確に標示す

b 吹き流しの基準



注 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚する。

- (イ) ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時は除雪又ははてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

【市（市民安全部防災課）】

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救助活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料

- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4編 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、将来における災害の発生を防止するために必要な改良復旧を原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れて、施行するものとする。

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

【市】

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路・橋りょう災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第2節 民間施設等の災害復旧の助成

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等についてあつせん、指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資のあつせん等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

第3節 罹災証明書の早期交付

【市（生活再建チーム）】

市は、被災者の早期生活再建を支援するため、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災に関する証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第4節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 被災者台帳の作成

【市（各チーム）】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 災害ケースマネジメントの実施

【市（統括調整チーム・生活再建チーム・ふくし支援チーム）】

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第5節 被災者の救慰

【市（生活再建チーム・ふくし支援チーム）、社会福祉協議会、県】

1 被災者に関する情報の提供

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県は被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

2 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岡崎市条例第15号）」の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

3 災害障がい見舞金

「岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に基づき、災害により精神又は身体にある程度の障がいを受けた市民に対して災害障がい見舞金を支給する。

4 災害援護資金

「岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するために、災害援護資金を貸し付ける。

5 災害見舞金

「岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主等に対して災害見舞金を支給する。

また、県は、災害により家屋が全半壊し、床上浸水した世帯の世帯主に対し、その辛苦と心情を慰めるため、被害程度に応じて見舞金を贈る。

6 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付を行う。ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付を行わないものとする。

7 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、災害救助法適用災害及びこれに準ずる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は県で、県からの事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が支援金の支給を行う。

市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、当該世帯に被災者生活再建支援金を支給するものとし、その際は県費補助金を活用するものとする。

8 被災者の生活支援

(1) 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

(2) 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第6節 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免等

【市（生活再建チーム）】

1 市税

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市県民税及び固定資産税の納税義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予をする。

2 国民健康保険料

岡崎市国民健康保険条例（平成24年条例第63号）の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納付義務者に対して、国民健康保険料の減免及び徴収猶予をする。

3 国民健康保険の一部負担金

市は、岡崎市国民健康保険一部負担金の減免等取扱要綱の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険の一部負担金の減免又は徴収猶予をする。

4 後期高齢者医療保険料

市は、岡崎市後期高齢者医療条例（平成20年岡崎市条例第19号）の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付をする。

5 後期高齢者医療の一部負担金

市は、岡崎市後期高齢者医療条例（平成20年岡崎市条例第19号）の規定に基づき、後期高齢者医療一部負担金の減免等に係る申請書の提出の受付をする。

6 介護保険料

市は、岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納付義務者に対して、介護保険料の減免及び徴収猶予をする。

7 介護保険の利用者負担額

市は、岡崎市介護保険規則（平成12年岡崎市規則第32号）の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、介護保険の利用者負担額の減額又は免除をする。

第7節 住宅等対策

【市（土木・建築チーム）、県】

(1) 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、必要に応じて公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 被災住宅等の復旧相談

市は、被災した住宅・建築物の所有者に対して、効果的な再建を支援するため、「災害時の応急対策活動の協力に関する協定書」に基づき県及び関係団体に協力を要請し、補修・復旧方法等についての技術的な助言を行う相談窓口を開設する。

(3) 応急仮設住宅の建設

市は、家屋に被害を受けた被災者の受入対策として応急仮設住宅の建設を県に依頼し、暫定的な居住の安定を図る。

第8節 暴力団等への対策

【市（市民安全部防犯交通安全課）、県警察本部、岡崎警察署】

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

2 県及び市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県および市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第5編 水防計画

第1節 総則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県知事から指定された指定水防管理団体たる岡崎市が、法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる河川又は内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 安全配慮

洪水又は内水のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。

第2節 水防組織

第1 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表等により、洪水又は内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は、岡崎市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

水防本部は、水防活動に特に関係の深い部課で編成し、各部課の所掌事務細分については、岡崎市災害対策本部活動要領の定めるところによる。

第3節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、河川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

（河川重要水防箇所 別冊附属資料掲載）

（水防施設設備等 別冊附属資料掲載）

（農業用ため池注意箇所 別冊附属資料掲載）

第4節 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

名古屋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び愛知県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準)

一次細分区域	地域名	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西部	西三河南部	岡崎市	12	112
【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市内における基準値の最低値を示している。				

(大雨警報発表基準)

一次細分区域	地域名	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西部	西三河南部	岡崎市	25	165
<p>【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市内における基準値の最低値を示している。</p>				

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

(洪水注意報発表基準)

一次細分区域	地域名	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
西部	西三河南部	岡崎市	広田川流域=18.4, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.7, 占部川流域=8.1, 砂川流域=3.9, 伊賀川流域=7.4	広田川流域=(5, 18.4), 鹿乗川流域=(5, 4.6) 乙川流域=(7, 22.7), 占部川流域=(5, 7.7), 砂川流域=(9, 3.8), 矢作川流域=(10, 70)	矢作川 [高橋・岩津]
<p>【備考】 ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。 ※欄中、「〇〇川流域=(△△, 〇〇)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。 ※「指定河川洪水予報による発表」の〇〇川〔△△〕は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>					

(洪水警報発表基準)

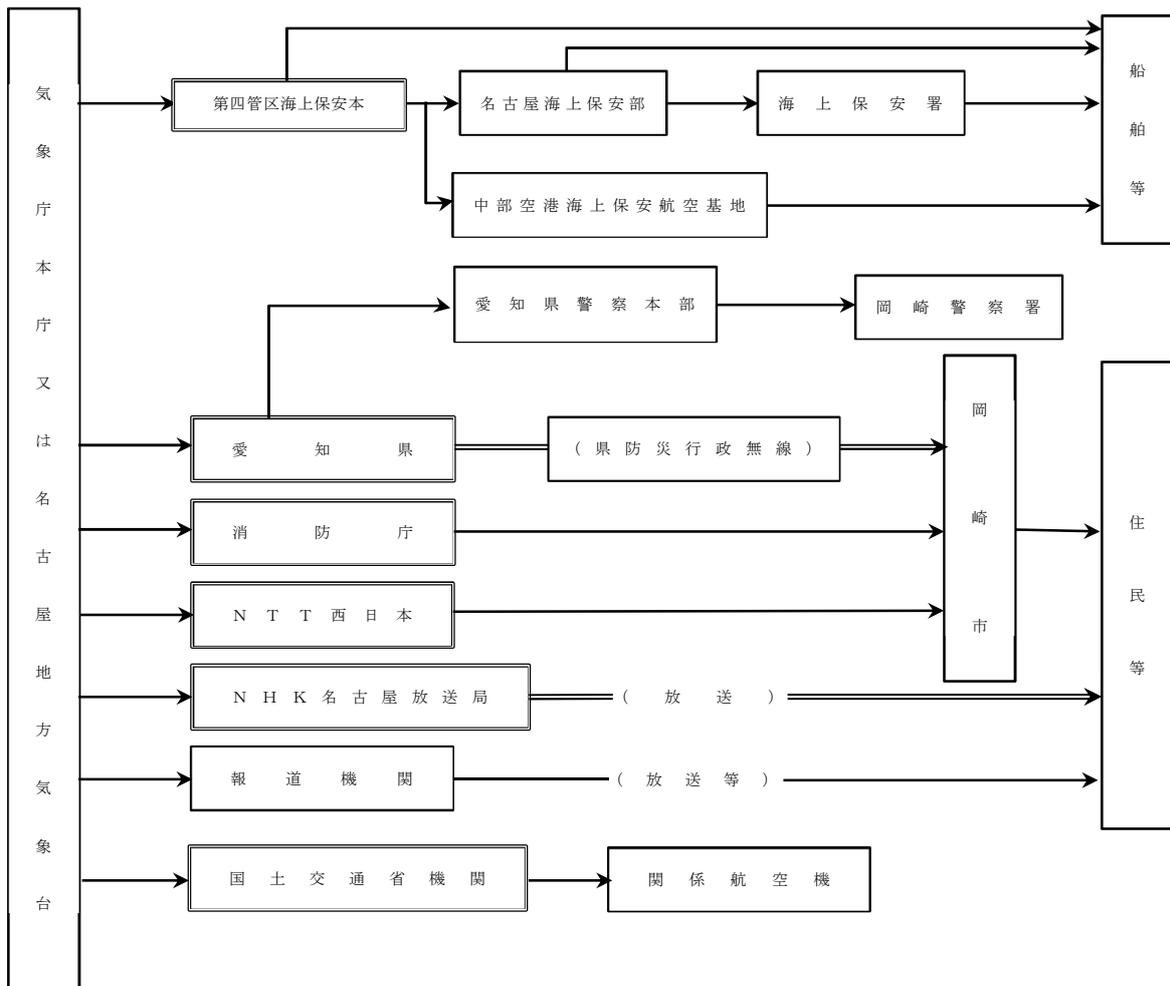
一次細分区域	地域名	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
西部	西三河南部	岡崎市	広田川流域=23, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.4, 占部川流域=10.2, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	広田川流域= (7, 20.7) , 鹿乗川流域= (7, 5.1) 乙川流域= (17, 25.5) , 占部川流域= (7, 8.5) , 砂川流域= (19, 4.3) , 矢作川流域= (10, 78.7)	矢作川 [高橋・岩津]
<p>【備考】</p> <p>※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※欄中、「〇〇川流域=〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。</p> <p>※欄中、「〇〇川流域= (△△, 〇〇)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。</p> <p>※基準が設定されていないものについては、その欄を“—”で示している。</p> <p>※「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川 [△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>					

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

2 警報等の伝達経路及び手段

気象に関する予報警報の伝達系統は、次のとおりである。



※気象庁からNTT西日本には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報名、発表基準は次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】	氾濫が発生したとき

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川名、区域、発表者

河川名	区 域	発表者
矢作川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先から海まで	中部地方整備局豊橋河川事務所長 名古屋地方気象台長
	右岸 豊田市荒井町松島321番4地先から海まで	

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	河口からの距離	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
矢作川	高橋	豊田市中島町	右岸 40.4km	1.00m	2.70m	5.90m	6.80m
	岩津	岡崎市西蔵前町	左岸 29.2km	4.00m	4.90m	7.80m	8.50m
	米津	西尾市米津町	右岸 9.8km	4.90m	6.00m	9.90m	10.30m

レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への計画を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

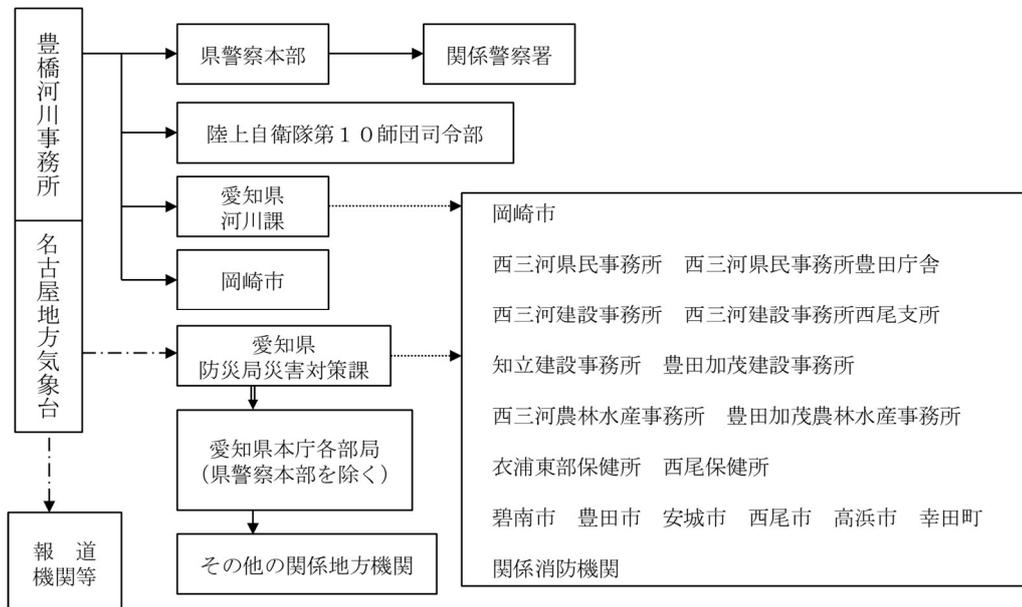
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www. http://www.	http://www. http://www.

問い合わせ先

水位関係：中部地方整備局豊橋河川事務所 流域治水課 電話：0532-48-8107

気象関係：気象庁 名古屋地方气象台 電話：052-751-0909

(4) 洪水予報伝達系統



第3 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 【警戒レベル2相当情報 （洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき
氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当情報 〔洪水〕】	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したと

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】	き
氾濫発生情報 【警戒レベル5相当情報 [洪水]】	氾濫が発生したとき

2 県が行う水位到達情報の通知

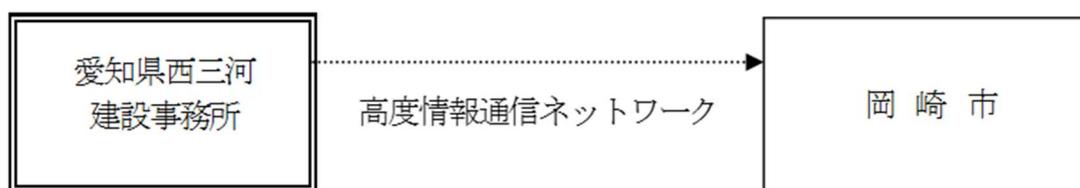
(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域、発表者

河川名	区 域	発表者
矢作古川	矢作川分流点 から 海 まで	西三河建設事務所長
乙川	男川合流点 から 矢作川合流点 まで	
広田川	柳川合流点 から 矢作古川合流点 まで	

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別警 戒水位)	発表者
矢作古川	小島 (左岸 13.3km 付近)	3.85m	3.85m	4.75m	6.05m	6.10m	西三河 建設 事務所長
	上横須賀矢作 (左岸 6.96km 付近)	3.80m	3.80m	4.50m	5.50m	5.60m	
乙川	大平 (左岸 7.50km 付近)	(1.65)m	(2.35)m	(2.85)m	3.10m	3.70m	
広田川	永良 (右岸 8.90km 付近)	(2.20) m	(3.10)m	(3.80)m	4.60m	4.85m	

(3) 水位到達情報の伝達系統



第4 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量とその他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	水防警報発表責任者
矢作川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先から海まで	国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所長
	右岸 豊田市荒井町字松島321番4地先から海まで	

イ 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	河口からの距離	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	発表者
矢作川	高橋	豊田市中島町	右岸 40.4km	1.00m	2.70m	3.40m	7.22m	豊橋河川事務所
	岩津	岡崎市西藏前町	左岸 29.2km	4.00m	4.90m	6.40m	10.89m	
	岡崎	岡崎市八帖町	左岸 23.2km	4.90m	5.80m	7.50m	10.72m	
	米津	西尾市米津町	右岸 9.8km	4.90m	6.00m	7.50m	10.87m	

ウ 水防警報の発表形式

川

水防警報 第 号

国土交通省 豊橋河川事務所 発表
平成 年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在 水位 観測所では mで、 上昇している。
	1-2	観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	観測所の水位は 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /s である。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達してい る。
(予想)	4	地方气象台 時 分の発表によれば 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm(24 時間)の見込みであ る。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば 水位観測所の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表 状況		
洪水予報	矢作川	
水防警 報	高橋	
	岩津	
	岡崎	
	米津	

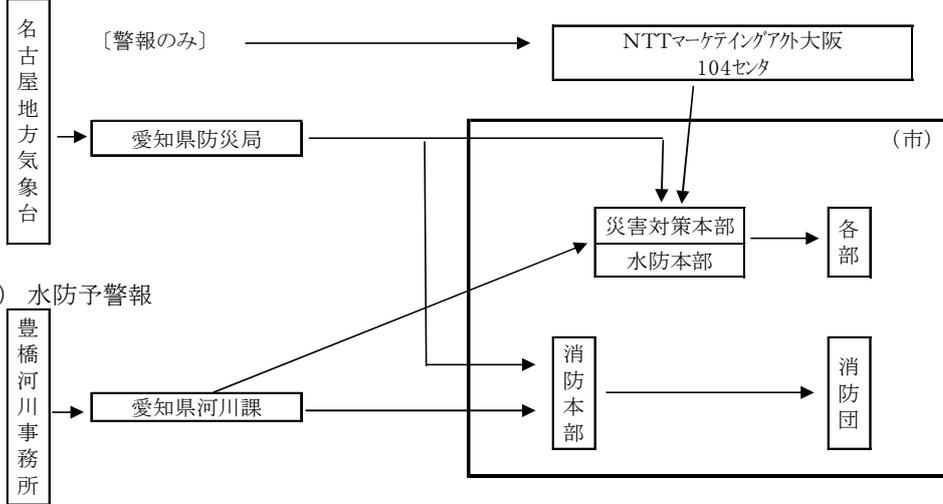
月 日 時 分時点の水位(量水票の読み m)							
観測 所	現在 水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位
高橋		1.00	2.70	3.40	5.90	6.80	7.22
岩津		4.00	4.90	6.40	7.80	8.50	10.89
岡崎		4.90	5.80	7.50	—	—	10.72
米津		4.90	6.00	7.50	9.90	10.30	10.87

(注意事項)
 ・水位の情報は最新のものを確認する
 インターネット <http://www.river.go.jp/>
 ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡

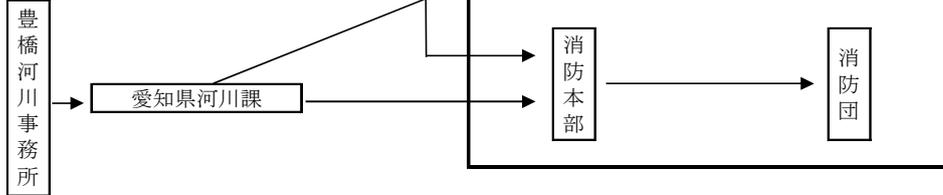
問合せ先
 国土交通省 豊橋河川事務所
 災害対策室 0532-48-8903
 流域治水課 0532-48-8107

エ 水防警報の伝達系統

(1) 気象予警報



(2) 水防予警報



第5節 水位等の観測、通報及び公表

第1 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

市内及び市外の関係する水位観測所は合計 36 箇所あり、その内訳は、国土交通省管理の水位観測所が 5 箇所、県管理の水位観測所が 16 箇所、市管理の水位観測所が 15 箇所である。

2 水位の通報

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、愛知県水防テレメータシステム等により洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。
- (2) 各建設事務所長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報するものとする。
- (3) 水防本部は、水位の通報を受けたときは、氾濫水が到達するおそれのある区域の愛知県水防本部及び建設事務所に直ちに通報するものとする。

3 水位の公表

水防管理者又は量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

(1) 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

(2) 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

(3) 公表の方法

洪水予報・水防警報・避難判断水位（洪水特別警戒水位）情報伝達に係る基準観測局からの水位情報を、愛知県水防本部を通じて国土交通省ホームページ「川の防災情報」（<http://www.river.go.jp>）又は愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」（<http://www.kasen-aichi.jp>）に掲載し、公表する。

水防団待機水位（指定（通報））情報の通報については、国土交通省統一河川情報システム、又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。

（水位観測所 別冊附属資料掲載）

(4) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測時の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関当時速やかに周知すること。

第2 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

市内における雨量観測所は合計 25 箇所あり、その内訳は、国土交通省管理の雨量観測所が 4 箇所、県管理の雨量観測所が 3 箇所、そして市管理の雨量観測所が 18 箇所である。

（雨量観測所 別冊附属資料掲載）

2 雨量の通報

各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部はその情報に関係する建設事務所に通報するものとする。

愛知県水防テレメータシステムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報する

ものとする。

3 システムに障害が発生した場合の通報系統

「第3篇 第1章 第3節 通信連絡」の通報系統に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に通報する。

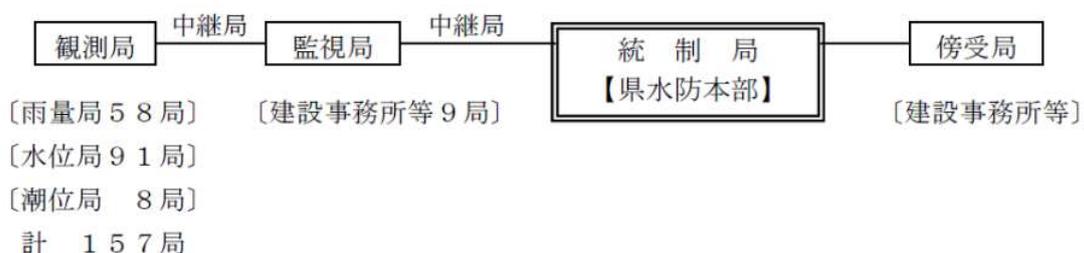
(通信施設、設備等 別冊付属資料掲載)

第3 愛知県水防テレメータシステム

1 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

2 構成



第6節 ダム・水門等の操作

第1 ダム・水門等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

第3 連絡系統

ダム及び水門等の管理者は、連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由によりこの系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第7節 通信連絡

第1 計画方針

水防活動の根源である災害時の通信情報連絡手段は、原則、有線通信設備によるものとするが、大災害時等における有線の途絶を考慮し無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用していくものとする。

第2 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、「第3編 第1章 第3節 通信連絡」に定めるところによる。

(通信施設、設備等 別冊附属資料掲載)

第3 その他の通話施設の使用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合のその他の通話施設の使用については、関係機関と事前に調整を行い、(携帯電話も不通の場合を想定して) 使用可能な通信施設を明確にしておくものとする。

第8節 水防施設及び輸送

第1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防箇所近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (2) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省豊橋河川事務所長又は愛知県西三河建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

(水防倉庫備蓄資器材一覧表 別冊附属資料掲載)

第2 輸送の確保

水防管理者は、非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するための緊急輸送経路を定めるものとする。

(市指定緊急輸送道路及び優先啓開道路 別冊附属資料掲載)

第9節 水防活動

第1 水防配備

1 市の非常配備

水防時、水防管理者の発する非常配備体制を次のように定め、水防活動、応援救護、応援対策等の一体的活動を期するものとし、常時の勤務から水防体制への切りかえを迅速確実に行うとともに、適当に交替休憩をさせることにより、長期にわたる水防活動の完遂を期するものとする。

(1) 非常配備の基準

非常配備は、「第3編 第1章 第1節 職員の動員」に規定する体制をとるものとする。

(2) 非常配備員の編成

所属長は、所属職員の各非常配備の編成を別途に計画するものとする。

(3) 非常配備員の留意事項

ア 非常配備員は、全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。

イ 非常配備員の要員は、常に気象状況等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につくことができるように留意しなければならない。

ウ 非常配備員の要員は、非常配備体制中は自らの配備時期を確認するとともに不急の外出は避け待機しなければならない。

2 消防団の非常配備

消防団の非常配備については、水防管理者の所轄のもと消防団長の命令により、次のとおり体制を整えるものとする。

(1) 出動準備

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ 豪雨等により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水等の危険が予想されるとき。

(2) 出動及び応援

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ 台風が本市若しくはその近くを通過する恐れがあるとき。

ウ 河川の水位がダム放流により、氾濫注意水位に達する見込みのとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により消防団の出動及び応援を要すると認めるとき。

第2 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下本節において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防、ため池等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第10節に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、

河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、第3節に定める重要水防箇所等を中心として巡視するものとする。

(河川重要水防箇所 別冊附属資料掲載)

(農業用ため池注意箇所 別冊附属資料掲載)

第3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は地震の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4 避難のための立退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、岡崎警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を愛知県西三河建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、岡崎警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第5 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10節 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者（中部地方整備局長、愛知県知事、岡崎市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2 下水道管理者の協力

下水道管理者（岡崎市水道事業及び下水道事業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3 隣接水防管理団体との相互協力

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき応援を求めるものとする。また、隣接水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

（協定書等（自治体関係） 別冊付属資料掲載）

第4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、岡崎警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ岡崎警察署長と協議しておくものとする。

第11節 水防報告等

第1 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況について西三河建設事務所長を経由して県水防本部長に報告するとともに、県水防本部長は、当該水防管理者からの報告について中部地方整備局に報告するものとする。

災害対策本部組織図

本部員会議

本部長 市長	地域支援隊リーダー 統括調整チームと兼ねる	衛生対策チームリーダー 環境部長
副本部長 副市長	医療・健康維持チームリーダー 岡崎市民病院事務局長 保健部長 保健所長	生活再建チームリーダー 財務部長 会計管理者 総務部長
本部長付 教育長 水道事業及び下水道事業管理者 岡崎市民病院長	救助・消火チームリーダー 消防長	ふくし支援チームリーダー 福祉部長
統括調整チームリーダー 市民安全部長 総合政策部長 防災課長 議会事務局長 監査委員事務局長	上下水道確保チームリーダー 上下水道局上下水道部長	こども支援チームリーダー こども部長 教育委員会教育監
避難所運営本部リーダー 社会文化部長 教育委員会教育部長	物資調達輸送チームリーダー 経済振興部長 経済振興部技術担当部長	

応急対策部

医療健康維持チーム 岡崎市民病院全部局 保健政策課 生活衛生課 ワクチン接種推進室 健康増進課	土木・建築チーム 防犯交通安全課 (交通安全係) 農地整備課 中山間政策課 建設企画課 土木管理課 道路維持課 道路建設課 河川課 都市計画課 建築指導課 まちづくり推進課 住環境政策課 拠点整備課 市街地整備課 公園緑地課 (計画整備係、管理係) 建築課 市営住宅課	物資調達輸送チーム 庁舎車両管理課 契約課 防犯交通安全課 (生活安心係、市民相談係) スポーツ振興課 体育館 商工労政課 (ものづくり支援係、にぎわい創生係) 観光推進課 農務課 公園緑地課 (総務係、公費活用係) 農業委員会事務局	衛生対策チーム 生活福祉課 保健政策課 生活衛生課 動物総合センター 環境保全課 ゼロカーボンシティ推進課 廃棄物対策課 こみ対策課 清掃施設課 総合検査センター
救助・消火チーム 消防本部			
上下水道確保チーム 経営管理課 上下水)総務課 サービス課 水道工事課 水道浄水課 下水道施設課 下水道工事課			

統括調整部

統括調整チーム

防災課

総務・財務グループ

財政課

人事課

総務文書課

庁舎車両管理課

契約課

情報システム課

会計課

情報分析グループ

各チームから選抜

パトロールグループ

市民税課

資産税課

納税課

行政経営課

災害電話グループ

企画課

デジタル推進課

秘書課

地域創生課

議会事務局総務課

議事課

監査委員会事務局

広報・報道グループ

広報課

本部支援グループ

生涯学習課

市民センター

中央図書館

美術博物館

地域文化広場

美術館

避難所運営本部

文化振興課

社会教育課

教育政策課

学校指導課

保育課

総合子育て支援センター

こども育成課

子育て支援室

地域対策部

地域支援隊

市民協働推進課、各支所

地域支援員

市職員から選抜

生活再建チーム

財政課

行政経営課

市民税課

資産税課

納税課

総務文書課

広報課

人事課

各支所

市民課

福祉政策課

生活福祉課

障がい福祉課

介護保険課

(保険料係、給付係)

国保年金課

(資格係、収納係、窓口係)

医療助成室

(ふくし医療係)

商工労政課

(労政金融係)

ふくし支援チーム

多様性社会推進課

福祉政策課

ふくし相談課

生活福祉課

障がい福祉課

長寿課

介護保険課

(事業所指定係、審査係、調査係、指導監査係)

国保年金課

(管理係、健診指導係、給付係)

医療助成室

(高齢者医療係)

健康増進課

こども育成課

(施設係)

子育て支援室

こども家庭センター

こども発達相談センター

こども支援チーム

こども育成課

(放課後児童係)

子育て支援室

こども家庭センター

保育課

保育園

こども園

文化振興課

美術博物館

地域文化広場

美術館

教育政策課

学校給食センター

教)施設課

学校指導課

小中学校

総合学習センター

少年自然の家

教育相談センター

社会教育課

視聴覚ライブラリー